

昭和二十五年電波監理委員会規則第十号

放送法施行規則

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）を施行するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七条の規定により、放送法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 通則（第四条—第九条）

第三章 日本放送協会等

第一節 通則（第十条）

第二節 業務（第十一条—第十六条）

第三節 経営委員会（第十七条—第二十条）

第四節 受信料等（第二十一条—第二十四条）

第五節 財務及び会計（第二十五条—第五十五条）

第六節 雑則（第五十五条の二—第五十九条）

第四章 基幹放送

第一節 基幹放送の区分（第六十条）

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等（第六十一条—第八十一条の四）

第二款 業務（第八十二条—第八十六条）

第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条—第九十一条の四）

第三節の二 特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五—第九十一条の六）

第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条—第一百条）

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 通則（第一百零二条—第一百零五条の二）

第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第一百零六条—第一百零九条）

第三目 衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第一百一十条）

第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第一百一十一条・第一百一十二条の二）

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備（第一百一十三条の三—第一百一十三条の七）

第三款 設備等の報告等（第一百一十四条—第一百一十七条）

第六節 外国人等の取得した株式の取扱い（第一百一十八条—第一百二十二条）

第五章 一般放送

第一節 登録等

第一款 登録一般放送事業者（第一百三十三条—第一百四十条）

第二款 届出一般放送事業者（第一百四十一条—第一百四十四条）

第三款 承継等（第一百四十五条・第一百四十六条）

第二節 一般放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準（第一百四十七条・第一百四十八条）

第二目 有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準（第一百四十九条—第一百五十五条）

第二款 設備の報告等（第一百五十六条—第一百五十九条）

第三節 業務等

第一款 再放送（第一百六十条—第一百六十五条）

第二款 裁定（第一百六十六条—第一百六十八条）

第三款 雑則（第一百六十九条—第一百七十一条）

第六章 有料放送

第一節 通則（第一百七十一条の二）

第二節 有料放送事業者（第一百七十二条—第一百七十五条の五）

第三節 有料放送管理業務（第七十六条—第八十二条）

第七章 認定放送持株会社（第八十三条—第二百十条の二）

第八章 放送番組センター（第二百一十一条—第二百一十三条）

第九章 雑則（第二百一十四条—第二百一十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「地上基幹放送事業者」とは、地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

二 「衛星基幹放送事業者」とは、衛星基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

二の二 「移動受信用地上基幹放送事業者」とは、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

三 「衛星一般放送」とは、人工衛星局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の十に規定する人工衛星局をいい、衛星基幹放送局（同項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）、衛星基幹放送試験局（同項第二十号の十二に規定する衛星基幹放送試験局をいう。）及び衛星基幹放送を行う実用化試験局（同項第二十三号に規定する実用化試験局をいう。以下同じ。）を除く。）を用いて行われる一般放送をいう。

四 「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。

- 四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。
- 五 「有線テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送による有線一般放送をいう。
- 六 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう。
- 七 「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう。
- 八 「有料放送」とは、法第四百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。
- 九 「有料放送事業者」とは、法第四百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。
- 十 削除
- 十一 「番組送出設備」とは、放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）をいう。
- 十二 「放送局の送信設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては放送をする無線局の送信設備をいい、衛星基幹放送にあつては人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう。
- 十三 「地球局設備」とは、人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう。
- 十四 「中継回線設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、その受信設備を含む。）又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。
- （基幹放送局設備の範囲）

第三条 法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 基幹放送局設備（法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備をいう。以下同じ。）を地上基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合 番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部（基幹放送局提供事業者が電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により受けた基幹放送局（法第二条第九号の基幹放送局をいう。以下同じ。）の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。）
- 二 基幹放送局設備を衛星基幹放送の業務の用に供する場合 地球局設備（基幹放送局提供事業者が電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。）

第二章 通則

（番組基準等の公表）

第四条 法第五条第二項及び第六条第六項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域（法第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。）又は業務区域（法第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該放送事業者が行う放送
 - 二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き
 - 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法
- 2 前項の規定にかかわらず、法第七十条（法第八十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第六条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表は、インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法により行うものとする。
- 3 法第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。
- 一 出席者の氏名
 - 二 議題及び審議の経過の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）の審議状況を示す主な事項
- 4 法第七十条の規定により読み替えて適用する法第六条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組（通信販売番組（視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう。以下同じ。）その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいう。以下同じ。）の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した後速やかに行うものとする。
- 5 前項の公表をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。
- 6 法第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、法第六条第六項第二号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

（審議機関への報告）

第五条 法第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第七十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 2 前項の規定によるほか、法第六条第五項第二号及び第三号（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第七十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。
- 3 法第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第七十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 法第六条第五項第一号及び第二号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる事項の報告については、法第六条第五項第一号に規定する措置又は法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

二 法第六条第五項第三号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の報告については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月内に審議機関を二回以上開催する場合にあつてはそのいずれかの開催時に行うことができる。

三 法第七十条の規定により読み替えて適用する法第六条第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

4 前項第三号の報告をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関の委員の員数）

第六条 法第七条第一項の総務省令で定める七人未満の員数は、五人とする。

（番組基準等の規定の適用除外）

第七条 法第八条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交通情報、道路情報又は駐車場情報

二 自己又は他人の営業に関する広告

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校又は各種学校が同法の定めるところによる教科に関してその教員に行わせる授業

四 囲碁若しくは将棋に関する時事、実況、解説又は講座

五 放送番組の検索又は選択に関する情報

六 受信機が正常に作動するために必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次条において同じ。）の変換に必要な情報

七 基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

2 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。

（放送番組の保存の適用除外）

第八条 放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号。以下「令」という。）第一条第一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 映画、漫画、ドラマ又は演劇

二 音楽

三 交通情報、道路情報又は駐車場情報

四 公営競技情報

五 自己又は他人の営業に関する広告

六 囲碁又は将棋に関する時事

七 放送番組の検索又は選択に関する情報

八 受信機が正常に作動するために必要なプログラムの変換に必要な情報

九 基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

（候補者放送の記録の閲覧）

第九条 法第十三条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送（以下「候補者放送」という。）をした場合には、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の候補者又はその代理人の請求があつたときは、放送事業者の事務所においてその記録を閲覧させるものとする。

一 候補者の氏名及び所属する政党

二 放送をした年月日、時刻及び時間

三 基幹放送事業者にあつては放送をした放送局、一般放送事業者にあつては放送をした電気通信設備及び使用した周波数

第三章 日本放送協会等

第一節 通則

（定款変更の認可申請）

第十条 法第十八条第二項の規定により定款を変更しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 変更しようとする条項

二 変更しようとする理由

三 実施しようとする期日

第二節 業務

（放送設備に関する事項）

第十一条 法第二十条第九項（法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 空中線電力

二 放送時間帯

三 中継国際放送を行う期間

（協定の認可申請）

第十二条 法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

一 外国放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 締結し、又は変更しようとする協定の内容

三 締結又は変更を必要とする理由

- 2 前項第二号の協定の内容は、協定の両当事者が行う放送の放送区域、空中線電力、放送時間、放送時間帯及び中継国際放送を行う期間に関する事項を含むものとする。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
- 一 協定書の写し
 - 二 協定の締結又は変更に伴う国際放送の受信状況に関する説明書
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 4 前三項の規定は、法第六十五条第五項の認可について準用する。この場合において、第一項第二号中「又は変更し」とあるのは「変更し、又は廃止し」と、同項第三号及び前項第二号中「又は変更」とあるのは「、変更又は廃止」と読み替えるものとする。
(実施基準の記載事項)
- 第十二条の二** 法第二十条第十項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
 - 二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
 - イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
 - ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
 - ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
 - ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
 - 三 法第二十条第十四項の実実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
 - 四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
 - 五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
(実施基準の認可申請)
- 第十二条の三** 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。
- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
 - 二 定め又は変更しようとする理由
 - 三 実施しようとする期日
- 2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。
(実施計画の記載事項等)
- 第十二条の四** 法第二十条第十四項の実実施計画には、同条第十項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。
- 一 インターネット活用業務の種類
 - 二 インターネット活用業務の内容
 - 三 インターネット活用業務の実施方法
 - 四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
 - イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
 - ロ 有料インターネット活用業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
 - 五 法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
 - 六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
 - 七 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
 - イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
 - ロ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
 - ハ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
 - ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
 - ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
 - 八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
- 2 法第二十条第十四項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
(業務の認可申請)
- 第十三条** 法第二十条第十九項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
- 一 業務の内容
 - 二 業務を行うことを必要とする理由
 - 三 業務の実実施計画の概要
 - 四 業務の収支の見込み
 - 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
 - 六 その他必要な事項
(協会の子会社)
- 第十四条** 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。
- 2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合
 - イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権等の総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権等の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
 - （1）自己の計算において所有している議決権等
 - （2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権等を行行使すると認められる者が所有している議決権等
 - （3）自己の意思と同一の内容の議決権等を行行使することに同意している者が所有している議決権等
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
 - （1）自己の役員
 - （2）自己の業務を執行する社員
 - （3）自己の職員又は使用人
 - （4）（1）から（3）までに掲げる者であつた者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権等を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合（出資の認可申請）

第十五条 法第二十条の二第一項、第二十二條又は第二十二條の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 出資しようとする金額
- 二 出資しようとする理由
- 三 出資の相手方
- 四 出資の方法
- 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項の場合において、出資の相手方が基幹放送局提供子会社（法第二十条の二第三項に規定する基幹放送局提供子会社をいう。）、法第二十二條第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二條の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、前項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。
 - 一 定款
 - 二 役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - 三 財務諸表及び事業報告（設立中の法人であるときは又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類）
 - 四 出資の相手方が関連事業持株会社である場合には、次に掲げる書類
 - イ 出資後の関連事業持株会社の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合その他協会が関連事業持株会社の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類
 - ロ 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類（関連事業持株会社の子会社）

第十五條の二 法第二十二條の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、関連事業持株会社が他の会社（外国会社を含む。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社とする。

- 2 第十四條第二項の規定は、前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」について準用する。この場合において、第十四條第二項中「会社等」とあるのは「会社」と、「議決権等」とあるのは「議決権」と、「自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。）」とあるのは「自己」と読み替えるものとする。（関連事業出資計画の認定の申請）

第十五條の三 法第二十二條の三第一項又は第三項の認定を受けようとするときは、当該認定を受けた場合に実施する出資ごとに、申請書に第十五條第一項各号に掲げる事項及び当該出資の時期を記載した関連事業出資計画（法第二十二條の三第一項に規定する関連事業出資計画をいう。以下この条において同じ。）並びに次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。ただし、第五号に掲げる書類については、当該出資に関連して協会が法第二十二條の二の認可を受け、又は受けようとしている場合であつて、当該認定を受けて実施する出資が当該認可に係る第十五條第二項第四号ロに掲げる書類に記載された内容から変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該出資の相手方の定款
- 二 当該出資の相手方の役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 三 当該出資の相手方の財務諸表及び事業報告（設立中の法人であるときは又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類）

- 四 当該出資後の当該出資の相手方の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合その他関連事業持株会社が当該出資の相手方の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類
- 五 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類
- 2 前項の申請は、二以上の関連事業出資計画の申請を同時に行う場合に限り、同時に申請しようとする関連事業出資計画の数を明示した一の申請書、各関連事業出資計画及び前項各号に掲げる書類を添えて提出することによって行うことができる。

(国際放送等の開始の届出)

第十六条 法第二十五条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国際放送又は協会国際衛星放送（以下「国際放送等」という。）の種類
 - 二 国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
 - 三 国際放送にあつては国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所、協会国際衛星放送にあつては協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 国際放送にあつては周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組において使用する言語、協会国際衛星放送にあつては周波数
 - 五 国際放送にあつては、放送時間及び放送時間帯
 - 六 業務開始の期日
- 2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 法第二十五条の規定による届出は、国際放送にあつては国際放送の種類ごと、放送区域ごと、かつ、国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所ごと（一の国又は地域を対象とする放送区域における国際放送の業務が二以上の放送局の送信設備により行われる場合にあつては、当該放送区域ごと）に、協会国際衛星放送にあつては協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと）に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、法第二十五条の規定による変更の届出（国際放送に係る第一項第四号の周波数のみを変更する場合に限る。）を同時に二以上行う場合には、一の届出書によつて届け出ることができる。この場合において、当該届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 第一項第三号に掲げる事項
 - 二 第一項第四号に掲げる事項の新旧対照
 - 三 第一項第五号に掲げる事項
 - 四 変更した年月日

第三節 経営委員会

(監査委員会の職務を執行するための事項)

第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項
- 二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項
- 三 監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - イ 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制
 - ロ 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者（第五十五条の二第二項第五号において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(意見の求め)

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより、法第六十四条第一項の規定により協会と受信契約を締結しなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

- 一 会合は全国各地方で、毎年六回以上行うこと。
 - 二 会合には、少なくとも一人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席すること。
 - 三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会の運営に関する重要な事項を説明すること。
- 2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 一 法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画
 - 二 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
 - 三 法第二十条第十項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
 - 四 その他経営委員会が定める事項
- 3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して三十日以上でなければならない。
- 4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第二項各号に掲げる事項の案についての意見（以下この条において「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。
- 5 経営委員会は、第二項の規定により意見を求めて議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 議決した事項の題名
 - 二 議決した日
 - 三 提出意見（提出意見がなかつた場合にあつては、その旨）
 - 四 提出意見を考慮した結果（意見を求めた事項の案と議決した事項との差異を含む。）及びその理由
- 6 前項の規定によることが適当でない認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経営委員会は、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を経営委員会事務局における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 7 経営委員会は、前二項の規定により提出意見を公表し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 8 経営委員会は、第二項第二号括弧書又は同項第三号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- 一 議決した事項の題名
 - 二 第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由
- 9 第二項、第五項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
（経営委員会の招集）

第十九条 委員長は、経営委員会を、原則として、一月に二回招集するものとする。

- 2 委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にするものとする。
（経営委員会の会議の議事手続）

第二十条 経営委員会は、法第四十条に規定するもののほか、会議の議事に必要な手続を定めるものとする。

第四節 受信料等

（特定受信設備の範囲）

第二十一条 法第六十四条第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

（受信料の免除の基準の認可申請）

第二十二条 法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 受信料の免除の基準
- 二 受信料の免除の理由
- 三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

（受信契約の条項に定める事項）

第二十三条 法第六十四条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受信契約の種別に関する事項
- 二 法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項
- 三 受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項
- 四 受信料の額に関する事項
- 五 受信契約の解約及び受信契約者（法第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者をいう。第二十六条第一号及び附則第三項において同じ。）の名義又は住所変更の手続に関する事項
- 六 受信料の免除に関する事項
- 七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項
- 八 受信契約の条項の周知方法に関する事項
- 九 その他必要な事項

（割増金の額に係る倍数）

第二十三条の二 法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。

（受信契約の条項の認可申請）

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 設定又は変更しようとする受信契約の条項
- 二 設定又は変更しようとする理由
- 三 受信契約の条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

第五節 財務及び会計

（協会の会計）

第二十五条 協会の会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（収支予算の記載事項）

第二十六条 法第七十条第一項の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予算総則及び別表第二号に定める科目に従つて記載した予算書によつて提出するものとする。

- 一 受信契約者から徴収する受信料の額に関すること。
- 二 予算の目的外使用に関すること。
- 三 予算の相互流用に関すること。
- 四 経費の翌年度繰越使用に関すること。
- 五 収入が予算額より増加した場合の使用方法に関すること。

六 その他予算の使用方法に関すること。

(事業計画の記載事項)

第二十七条 法第七十条第一項の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 計画概説
- 二 建設計画
- 三 事業運営計画
- 四 受信契約件数
 - (1) 有料契約見込件数 (次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。)
 - 年度初めの契約件数
 - 年度内の新規契約件数
 - 年度内の解約件数
 - 年度内の増加 (又は減少) 契約件数
 - (2) 受信料免除見込件数

有料契約見込件数に準じて記載すること。

五 要員計画

六 その他参考となるべき事項

(資金計画の記載事項)

第二十八条 法第七十条第一項の資金計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資金計画の概要
- 二 入金の一部
 - 受信料
 - 放送債券
 - 長期借入金
 - その他の入金
- 三 出金の一部
 - 事業経費
 - 建設経費
 - 放送債券の償還
 - 長期借入金の返還
 - その他の出金

(暫定予算の認可申請)

第二十九条 法第七十一条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に認可を受けようとする理由及び実施期間並びに収支予算、事業計画及び資金計画を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前三条 (第二十六条第四号を除く。)の規定は、前項の収支予算、事業計画及び資金計画について準用する。この場合において、第二十七条第四号 (1) 中「年度内」とあるのは、「当該期間内」と読み替えるものとする。

(業務報告書の記載事項)

第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業の概況 (協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。)
- 二 放送番組の概況
- 三 放送番組に関する世論調査及び研究
- 四 営業及び受信関係業務の概況
- 五 視聴者関係業務の概況
- 六 放送設備の運用及び建設改修の概況
- 七 放送技術の研究
- 八 業務組織の概要及び職員の状況
 - イ 経営委員会、監査委員会及び理事会の概況
 - ロ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴
 - ハ 事務所の所在地
 - ニ 職員数 (前事業年度末比増減を含む。)
- 九 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況
- 十 財政の状況 (過事業年度に係るものを含む。)
- イ 資本の状況
- ロ 借入先及びその借入金額の状況
- ハ 財政投融资資金、交付金等の状況
- 十一 子会社等の概要
 - イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社 (子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連会社」という。) の概況 (系統図を含む。)、名称、住所、資本金、事業内容、役員の状況 (人数及び代表者の氏名)、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容
 - ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの (子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連公益法人等」という。) の概況 (系統図を含む。)、名称、住所、基本財産、事業内容、役員の状況 (人数及び代表者の氏名)、職員数及び協会との関係の内容
- 十二 その他参考となるべき事項

(業務報告書等の閲覧期間)

第三十一条 法第七十二条第三項の総務省令で定める期間は、五年とする。

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。） 一般勘定
 - 二 有料インターネット活用業務 有料インターネット活用業務勘定
 - 三 法第二十条第三項の業務 受託業務等勘定
- 2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。
- 一 二号業務に係る費用
 - 二 二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用
 - 三 法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用
- 3 協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。
- 一 二号業務に係る費用
 - 二 三号業務に係る費用
- 4 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。
- 5 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。
- 6 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。
- （還元目的積立金の計算方法）

第三十二条の二 法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、当該計算に係る収支差額が生じた一の事業年度（以下この条において「対象事業年度」という。）について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該減じて得た額が零を上回る場合に限る。）とする。

- 一 対象事業年度の損益計算書上の一般勘定の当期事業収支差金の額及び対象事業年度の収入支出決算表上の一般勘定の資本収支差金の額の合計額
 - 二 協会の財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる次に掲げる額の合計額
 - イ 対象事業年度の損益計算書上の一般勘定の資本支出充当の額及び建設積立金繰入れの額の合計額（対象事業年度の予算書上の一般勘定の資本支出の額を限度とする。）
 - ロ 対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額から、別表第四号の注4の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額が零を上回る額である場合における当該上回る額
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第四号の注4の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第二号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。
- （還元目的積立金の取崩しに係る認可申請）

第三十二条の三 法第七十三条の二第二項ただし書の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 法第七十三条の二第一項に規定する還元目的積立金を取り崩して支出しようとする理由
 - 二 前号の内容が法第七十条の規定により協会が作成した当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に記載されている場合は、その旨
 - 三 第一号の理由により支出を必要とする額の上限額及び当該提出の際に現に存する還元目的積立金の額
 - 四 その他参考となるべき事項
- （財務諸表）

第三十三条 法第七十四条第一項の総務省令で定める書類は、次のものとする。

- 一 資本等変動計算書
 - 二 キャッシュ・フロー計算書
- （財務諸表の様式）

第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。

- 2 別表第三号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資産、収入又は支出で、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 決算概説
 - 二 財務諸表の作成に関する重要な会計方針
 - 三 会計方針又は記載方法の変更をした場合におけるその旨及びその変更による増減額（変更又は変更による影響が軽微であるものを除く。）
 - 四 資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。）
 - イ 長期借入金の明細（借入先（財政投融資資金からの借入がある場合には、その旨）及び借入先ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。）
 - ロ 放送債券の明細（銘柄（政府による債務の保証がない旨、政府による債券の引受けがある場合には、その旨及び引受先）及び銘柄ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。）
 - ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。）

- ニ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細（減損損失累計額を減価償却累計額に合算している場合は、それらを区分したものの）
- ホ 子会社及び関連会社についての持株の明細（子会社及び関連会社の名称、所有株数、取得価額、貸借対照表計上額及び当該事業年度中の増減状況）
- ヘ 出資の明細（株式会社への出資を除く。）
- ト 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細
- チ 資産が担保に供されている場合はそれに関する事項
- リ 重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務に関する事項（負債の部に計上したものを除く。）
- ヌ 役員との間の取引による債権債務に関する事項
- ル イからヌまでに掲げるもののほか、貸借対照表の内容を補足する主な資産及び負債の明細（現金及び預金、貯蔵品、短期借入金、未収金、未払金等その他事業特性を踏まえ重要と認められるもの）
- ヲ 交付金等の明細（当該事業年度に受け入れた交付金等の名称、支出元の会計区分、交付金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を含む。）
- ワ 子会社のうち一般社団法人、一般財団法人その他これに準ずる事業体及び関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金の明細
- カ 役員及び職員の給与費の明細
- ヨ 減損損失の明細
- タ 子会社及び関連会社との取引高の総額
- レ 別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細
- ソ 別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細
- ツ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
- ネ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
- ナ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
- ラ ヲからナまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの）
- 五 収入支出の決算の状況（別表第四号に定める様式による。）
- 六 予算総則の適用に関する事項
- 七 資産価額の増減
- 八 主たる設備の状況（リースにより使用する固定資産がある場合はその取引の状況を含む。）
- 九 重要な後発事象に関する事項
- 十 貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去その他勘定相互間の取引の明細
- 十一 その他協会の財産又は損益の状態を正確に判断するために参考となるべき事項（貸借対照表等の閲覧期間）

第三十五条 法第七十四条第四項の総務省令で定める期間は、五年とする。

（放送債券の募集事項）

第三十六条 準用会社法（令第三条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）をいう。以下同じ。）第六百七十六条第十二号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 数回に分けて募集放送債券（協会の発行する放送債券を引き受ける者の募集に応じて当該放送債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる放送債券をいう。以下同じ。）と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（準用会社法第六百七十六条第九号に規定する払込金額をいう。）
- 二 募集放送債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容
- 三 準用会社法第七百二条の規定による委託に係る契約において放送債券に係る社債管理者（以下「放送債券管理者」という。）の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
- 四 準用会社法第七百十一条第二項本文（準用会社法第七百十四条の七において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するときは、同項本文に規定する事由
- 五 準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約において準用会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は放送債券に係る社債管理補助者（以下「放送債券管理補助者」という。）の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
- 六 準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約における準用会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第三十七条 準用会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 放送債券管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二 放送債券管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 三 放送債券原簿管理人（協会に代わって放送債券に係る社債原簿（以下「放送債券原簿」という。）の作成及び備置きその他の放送債券原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
（電磁的方法）

第三十八条 準用会社法第六百七十七条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三十九条 準用会社法第六百七十七条第四項に規定する総務省令で定める場合は、協会が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合であつて、協会が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

(放送債券の種類)

第四十条 準用会社法第六百八十一条第一号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 放送債券の利率
- 二 放送債券の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 放送債券に係る債券を発行するときは、その旨
- 五 放送債券に係る社債権者（以下「放送債券の債権者」という。）が準用会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 六 放送債券管理者を定めないこととするときは、その旨
- 七 放送債券管理者が放送債券に係る社債権者集会（以下「放送債券債権者集会」という。）の決議によらずに準用会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨
- 八 放送債券管理補助者を定めることとするときは、その旨
- 九 放送債券管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに準用会社法第七百二条の規定による委託に係る契約の内容
- 十 放送債券管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに準用会社法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容
- 十一 放送債券原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 十二 放送債券が担保付放送債券であるときは、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

(放送債券原簿記載事項)

第四十一条 準用会社法第六百八十一条第七号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集放送債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日
- 二 放送債券の債権者が募集放送債券と引換えにする金銭の払込みをする債務と協会に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

(電磁的記録)

第四十二条 準用会社法第六百八十二条第一項に規定する総務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(電子署名)

第四十三条 準用会社法第六百八十二条第三項及び第六百九十五条第三項に規定する総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項の「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(閲覧権者)

第四十四条 準用会社法第六百八十四条第二項に規定する総務省令で定める者は、放送債券の債権者その他の協会の債権者とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十五条 準用会社法第六百八十四条第二項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所（放送債券原簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

2 準用会社法第七百三十一条第三項第二号及び第七百三十五条の二第三項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

(放送債券原簿記載事項の記載等の請求)

第四十六条 準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 放送債券取得者（放送債券を協会以外の者から取得した者（協会を除く。）をいう。以下同じ。）が放送債券の債権者として放送債券原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該放送債券取得者の取得した放送債券に係る準用会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 二 放送債券取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するもの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 三 放送債券取得者が一般承継により放送債券を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 四 放送債券取得者が放送債券を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、放送債券取得者が取得した放送債券が放送債券に係る債券を発行する定めがあるものである場合には、準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、放送債券取得者が放送債券に係る債券を提示して請求をした場合とする。

(放送債券管理者を設置することを要しない場合)

第四十七条 準用会社法第七百二条に規定する総務省令で定める場合は、ある種類（準用会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）の放送債券の総額を当該種類の各放送債券の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

(放送債券管理者の資格)

第四十八条 準用会社法第七百三条第三号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 九 農林中央金庫
（特別の関係）

第四十九条 準用会社法第七百十条第二項第二号（準用会社法第七百十二条において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係
 - 二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係
- 2 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。
（放送債券管理補助者の資格）

第四十九条の二 準用会社法第七百十四条の三に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士
- 二 弁護士法人
（放送債券債権者集会の招集の決定事項）

第五十条 準用会社法第七百十九条第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条の規定により放送債券債権者集会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項
- 二 書面による議決権の行使の期限（放送債券債権者集会の日時以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を超過した時以後の時に限る。）
- 三 一の放送債券の債権者が同一の議案につき準用会社法第七百二十六条第一項（準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、準用会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該放送債券の債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
- 四 第五十二条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
- 五 準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（放送債券債権者集会の日時以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を超過した時以後の時に限る。）
 - ロ 準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に当該放送債券の債権者に対して準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨
（放送債券債権者集会参考書類）

第五十一条 放送債券債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 議案
- 二 議案が放送債券の債権者の代表の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項
 - イ 候補者の氏名又は名称
 - ロ 候補者の略歴又は沿革
 - ハ 候補者が協会、放送債券管理者又は放送債券管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 2 放送債券債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、放送債券の債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。
- 3 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する放送債券債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、放送債券債権者集会参考書類に記載することを要しない。
- 4 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する招集通知（準用会社法第七百二十条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下同じ。）の内容とすべき事項のうち、放送債券債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。
（議決権行使書面）

第五十二条 準用会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は準用会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄
 - 二 第五十条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項
 - 三 第五十条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（放送債券債権者集会を招集する者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容
 - 四 議決権の行使の期限
 - 五 議決権を行使すべき放送債券の債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額
- 2 第五十条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。
- 3 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

- 4 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。
(書面による議決権行使の期限)
- 第五十三条** 準用会社法第七百二十六条第二項に規定する総務省令で定める時は、第五十条第二号の行使の期限とする。
(電磁的方法による議決権行使の期限)
- 第五十四条** 準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務省令で定める時は、第五十条第五号イの行使の期限とする。
(放送債券債権者集会の議事録)
- 第五十五条** 準用会社法第七百三十一条第一項の規定による放送債券債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 放送債券債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 放送債券債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 放送債券債権者集会が開催された日時及び場所
 - 二 放送債券債権者集会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 準用会社法第七百二十九条第一項の規定により放送債券債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要
 - 四 放送債券債権者集会に出席した協会の代表者又は代理人の氏名
 - 五 放送債券債権者集会に出席した放送債券管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は放送債券管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名
 - 六 放送債券債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称
- 4 準用会社法第七百三十五条の二第一項の規定により放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、放送債券債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
- 一 放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 三 放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた日
 - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称
- 第六節 雑則**
- (情報提供の方法及び範囲)
- 第五十五条の二** 法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。
- 2 法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
- 一 協会の組織に関する次に掲げる情報
 - イ 目的及び業務の概要
 - ロ 定款
 - ハ 組織の概要(役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)
 - ニ 役員に対する報酬及び退職金の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職金の支給の基準
 - ホ 懲戒処分に関する公表の基準
 - ヘ 働き方改革の推進、女性の職業生活における活躍の推進その他の職場環境の整備改善に関する情報
 - ト その他協会の組織に関する基礎的な情報
 - 二 協会の業務に関する次に掲げる情報
 - イ 収支予算、事業計画、資金計画、中期経営計画(法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画をいう。以下この条において同じ。受信料及び収支の見通しの算定根拠その他の関連する資料を含む。)
 - ロ 法第三十九条第四項の報告内容、業務報告書その他の業務に関する報告書の内容
 - ハ 番組基準(法第五条第一項に規定する番組基準をいう。)
 - ニ 放送番組に関する世論調査の結果及び研究の成果
 - ホ 放送技術の研究の成果
 - ヘ 法第二十条第十項の実施基準(インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。)、同条第十四項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件
 - ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準(関連する資料を含む。)、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報
 - チ 法第二十一条第二項及び第二十三条第一項の業務の委託の基準その他の業務の委託に関する定め
 - リ 協会の契約の方法に関する定め及び調達に係る取引状況
 - ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料
 - ル 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況
 - ヲ 法人文書(協会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、協会の役員又は職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。以下この条において同じ。)
 - ワ 情報公開に関する定め及び情報公開に関する運用状況
 - カ 個人情報の保護に関する定め、個人情報の保護に関する運用状況その他の個人情報、視聴関連情報等の取扱いに関する情報
 - コ その他協会の業務に関する基礎的な情報
 - 三 協会の財務諸表、連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関する説明書をいう。以下この条において同じ。)、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報
 - 四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報
 - イ 法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報
 - ロ 監査委員会及び会計監査人の意見

- ハ 監査委員会及び会計監査人の監査又は調査の結果
 - ニ 協会に係る会計検査院の検査報告のうち協会に関する部分
 - ホ 連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
 - ヘ その他協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する基礎的な情報
- 五 法第八十四条の二第一項第三号に規定する法人に関する次に掲げる情報（次条第二号に掲げる法人にあつては、イからホまで及びワに掲げるもの）
- イ 当該法人の名称、目的及び業務の概要
 - ロ 当該法人の組織の概要（当該法人の取締役等の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）
 - ハ 協会の当該法人に対する出資額及び出資比率、協会及びその子会社から成る集団の当該法人に対する出資比率並びに当該法人の協会への配当金
 - ニ 当該法人の業務と協会の業務の関係及び協会との取引の概要
 - ホ 当該法人の取締役等であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の氏名及び役職、当該法人の職員であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の数、当該法人の取締役等のうち協会の役員又は職員であつた者の氏名及び役職並びに当該法人の職員のうち協会の役員又は職員であつた者の数
 - ヘ 当該法人の取締役等に対する報酬及び退職金の支給の基準
 - ト 当該法人の職員に対する懲戒処分に関する公表の基準
 - チ 当該法人の事業計画その他の業務に関する計画
 - リ 当該法人の業務報告書その他の業務に関する報告書の内容
 - ヌ 当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する定め及び当該体制の運用状況
 - ル 当該法人の財務諸表その他の財務に関する書類の内容
 - ヲ 当該法人の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
 - ワ その他当該法人に関する基礎的な情報

（情報提供の対象となる法人の範囲）

第五十五条の三 法第八十四条の二第一項第三号の総務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 子会社
 - 二 関連会社及び関連公益法人等
- （放送法施行令に係る電磁的方法）

第五十六条 令第四条第一項又は第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - （１）送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - （２）送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - 二 ファイルへの記録の方式
- （譲渡等の申請書の記載事項）

第五十七条 法第八十五条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他他人の支配に属させる（以下この条において「譲渡等」という。）放送設備
 - 二 譲渡等の理由
 - 三 譲渡等の相手方
 - 四 譲渡若しくは賃貸の価格、担保の金額又は運用の委託費
 - 五 その他譲渡等の条件
- （放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務
- 二 廃止又は休止しようとする理由
- 三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間

第五十八条の二 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が五百万世帯以上であるものとする。

2 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するとしとする。

- 一 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域のうち、当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれない区域（次号において「特定区域」という。）が、当該区域の自然的社会的条件に特別の事情があるために協会国際衛星放送を受信する者がほとんど見込まれない区域である場合
- 二 特定区域において、協会国際衛星放送を受信している者が、当該協会国際衛星放送の業務の廃止後においても、当該協会国際衛星放送の放送時間の全部又は大部分について同一の放送番組の放送を行う外国放送事業者（法第二条第八号に規定する外国放送事業者をいう。）の放送を受信できる場合

（放送廃止届出及び放送休止届出の記載事項等）

第五十九条 法第八十六条第二項及び第三項並びに第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て（国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務
 - 二 廃止又は休止した理由
 - 三 廃止した年月日又は休止した月日時刻及び時間
- 2 協会及び学園は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によって告知するものとする。

第四章 基幹放送

第一節 基幹放送の区分

第六十条 法第九十一条第二項第二号の総務省令で定める基幹放送の区分は、別表第五号のとおりとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

(認定の申請)

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 地上基幹放送 放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）ごと
- 二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあっては、放送をする一の放送番組）ごと
- 三 移動受信用地上基幹放送
 - イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送にあつては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと
 - ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあつては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

(一の市町村の全部又は一部の区域に準ずる区域)

第六十一条の二 法第九十三条第一項第七号の総務省令で定める区域は、次に掲げるものとする。

- 一 一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域
- 二 一の市町村の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接される他の市町村の一部の区域が当該他の市町村と異なる市町村の一部の区域に隣接する場合であつて、住民のコミュニティとしての一体性が認められるときは、その区域を併せた区域

(間接に占められる議決権の割合)

第六十二条 法第九十三条第一項第七号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ（1）に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ（2）に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限り。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。
- 4 地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体がでない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（認定基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送事業者等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送事業者等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送事業者等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団

体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送事業者等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 地上基幹放送事業者等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知ったときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六十三条 法第九十三条第一項第七号ホ（２）の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用を説明した書類（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 協会又は学園の基幹放送の業務
- 二 内外放送の業務
- 三 多重放送の業務（次号及び第五号に掲げるものを除く。）
- 四 臨時目的放送の業務
- 五 コミュニティ放送（法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務
- 六 地上基幹放送試験局（電波法施行規則第四条第一項第三号に規定する地上基幹放送試験局をいう。）又は放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務（第一号及び第三号から第五号までに掲げるものを除く。）であつて、認定の更新の申請に係るもの（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

（認定等の拒否の通知）

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）
- 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）
- 四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）
- 五 スロットの番号
- 六 搬送波の変調の方式
- 七 誤り訂正内符号の符号化率
- 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
- 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
- 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
- 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 十二 放送時間帯

2 狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第二節に定める狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 伝送方式（狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別）
- 三 一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）
- 四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
- 五 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

- 六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
- 七 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
- 八 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 3 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による放送を行う移動受信信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定するものとする。
- 一 中央の周波数
 - 二 三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別
 - 三 伝送方式
 - 四 セグメント数又は基準セグメント数
 - 五 搬送波の変調の方式
 - 六 誤り訂正内符号の符号化率
- 4 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による移動受信信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあつては、テレビジョン放送を行う移動受信信用地上基幹放送の業務の場合に限る。）を指定するものとする。
- 一 中央の周波数
 - 二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別
 - 三 伝送方式
 - 四 セグメント数又は基準セグメント数
 - 五 搬送波の変調の方式
 - 六 誤り訂正内符号の符号化率
 - 七 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
 - 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
 - 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
 - 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）
 - 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
 - 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。
 - 三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式
 - ロ 移動受信信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調、同章第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分の π シフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調
 - 四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率
 - ロ 移動受信信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の九又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率（様式等）

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

- 2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。
- 3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。
（事業計画書の公表等）

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

- 2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。
（基幹放送の業務の開始等の届出）

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

- 2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。
- 3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

（認定の更新の申請）

第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の様式の更新申請書を、移動受信信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の二の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - 一 地上基幹放送 別表第六号から別表第九号までの様式による書類
 - 二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十一号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務（法第九十三条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(放送事項等の変更)

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書、事業収支見積書及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力があることを説明した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は別表第七号に、事業収支見積書の様式は別表第八号に、基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力があることを説明した書類の様式は別表第九号にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送の場合に限る。）

二 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更及び当該電気通信設備の運用（当該電気通信設備を法百十一条第一項又は第二百一十一条第一項（特定地上基幹放送局（法第二条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。））を用いて行われる地上基幹放送にあつては、法百十一条第一項及び第二百一十一条第一項）の基準のうち技術基準（法百十一条第二項及び第二百一十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないように行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託する場合における当該電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合

三 設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）

4 法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。

5 法第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの

二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、法第一百六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの

四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）とを合計した割合（以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。）が百分の五未満である場合 変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの

五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第一百六条第一項若しくは第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの

6 前項の規定にかかわらず、認定基幹放送事業者が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合（衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行う認定基幹放送事業者にあつては、外国人等直接保有議決権割合）の変更の際して、法第一百六条第一項若しくは第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九十七条第二項に規定する変更の届出を要するものとする。

7 法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二 第七十条の規定によりセグメント数を指定された移動受信地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣が別に告示するとき。

(共同相続における認定承継の特例)

第七十七条 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、認定基幹放送事業者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、法第九十八条第一項の添付書類に他の相続人がこれを同意した事実を証する書面を含めて、総務大臣に届け出なければならない。

(認定の承継の申請)

第七十八条 法第九十八条第二項の規定により認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により認可を受けようとするとき（合併又は分割による場合に限る。）は、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

一 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名

- 三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
- 四 合併又は分割の理由
- 五 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、地上基幹放送の業務を承継する理由）
- 六 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称
- 七 事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思決定を証するに足る書類（地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務（法第一百八十八条第一項の放送局設備供給役務をいう。以下同じ。）に係る契約書の写しを含む。）
- 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案
- 3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならない。
- 4 法第九十八条第三項前段の申請は、電波法第二十条第四項に規定する許可の申請と同時に進行するものとする。
- 5 総務大臣は、法第九十八条第三項前段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。
- 第七十九条** 法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 一 譲渡人の氏名（譲渡人が法人又は団体であるときは、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局を除く。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由
- 四 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由（法第九十八条第二項の場合に限る。）又は認可を必要とする理由（法第九十八条第三項後段の場合に限る。）
- 五 承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（同項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称
- 六 事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 二 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（譲受人が法人でないときは、これらに準ずるもの）
- 3 法第九十八条第三項後段の申請は、電波法第二十条第四項に規定する許可の申請と同時に進行するものとする。
- 4 総務大臣は、法第九十八条第三項後段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。
- （訂正）
- 第八十条** 認定基幹放送事業者は、法第九十九条の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- 2 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。
- 3 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。
- 4 認定基幹放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。
- （認定証の再交付）
- 第八十一条** 認定基幹放送事業者は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2 前条第四項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。
- （取消猶予の勘案事項）
- 第八十一条の二** 法第一百三十二条第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにするために必要な期間
- 二 法第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた認定基幹放送事業者において、過去に法第一百三十二条第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別
- （確認の申請）
- 第八十一条の三** 法第五十五条の二第二項の規定により確認を受けようとする者は、放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系ごとに別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、申請書に記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局のものと同一年度である場合であつて、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第四条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、その旨を記載して、当該同一内容の記載を省略することができる。
- （確認の変更）
- 第八十一条の四** 法第五十五条の二第四項の規定により変更の確認を受けようとする者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。
- 2 法第五十五条の二第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第五十五条の二第二項に規定する電気通信設備等の変更が別表第十八号に該当する場合
- 二 設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）
- 3 法第五十五条の二第五項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の四の様式により行うものとする。

第二款 業務

（緊急警報信号の使用）

第八十二条 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。

区別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合	第一種開始信号
二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法（昭和三十七年法律第六十五号）第十三条第一項の規定による津波警報又は同法第十三条の二第一項の規定による津波特別警報が発せられたことを放送する場合	第二種開始信号

- 2 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

（地域符号の使用区分）

第八十三条 緊急警報信号に使用する地域符号（緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。）の使用区分は、無線局運用規則（昭和三十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条の三の表のとおりとする。

（基幹放送業務日誌）

第八十四条 基幹放送事業者の事務所には、基幹放送業務日誌を備え付けておかななければならない。

- 2 基幹放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

三 第八十二条の規定により緊急警報信号を使用して放送をしたときは、そのたびごとにその事実（緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。）

四 任意に放送の業務を休止した時間

五 放送の業務が中断された時間

六 その他参考となる事項

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）

第八十五条 基幹放送事業者は、毎年四月から各六箇月の期間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者にあつては、認定の有効期間）ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した記録を、速やかに総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

一 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻（記録すべき期間中において毎日放送の業務を行った基幹放送事業者を除く。）

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

三 その他参考となる事項

（事業計画書の変更等）

第八十六条 認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項において同じ。）は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

- 2 認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。

- 4 認定基幹放送事業者は、基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力があることを説明した書類に変更があつたときは、別表第九号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、余白に変更年月日を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 前項の規定により届け出なければならないとされる基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力があることを説明した書類について、次に掲げる場合には、認定基幹放送事業者は、同項の規定にかかわらず、その届出をすることを要しない。

一 第七十六条第一項の規定により基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力があることを説明した書類を総務大臣に提出した場合

二 設備等維持業務を確実に実施することができる体制のうち、組織全体の連絡系統に変更を来さない変更の場合

三 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程のうち、規程の概要に変更がない変更の場合

四 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の変更の場合

五 設備等維持業務に従事する者の氏名及び略歴を記載した場合における当該氏名及び略歴の変更その他特に軽微な変更であると認められる場合

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第八十六条の二 法第十條の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日(以下この項において「休廃止日」という。)の前日から起算して九十日前から当該休廃止日の前日までの間(協会又は学園の休止又は廃止にあつては、当該休止又は廃止に係る認可を受けた後遅滞なく)、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

- 一 当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送
 - 二 当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き
 - 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法
- 2 法第十條の二ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。
- 一 協会又は学園の基幹放送(協会国際衛星放送を除く。)の休止 十二時間
 - 二 協会国際衛星放送又は協会若しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止 二十四時間
- 3 法第十條の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 不可抗力により休止し、又は廃止する場合
 - 二 法第八十六条第一項第二号又は第三号に該当する場合
 - 三 基幹放送に係る臨時目的放送を休止し、又は臨時目的放送の業務若しくは臨時目的放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合
 - 四 基幹放送に係る試験放送を休止し、又は試験放送の業務若しくは試験放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合

第三節 外国人等の取得した株式の取扱い

(上場されている株式に準ずる株式)

第八十七条 法第十六條第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第六十七条第一項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を公表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 法第十六條第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 法第九十三条第一項第七号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第十六條第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)については、その全てについて記載し、又は記録する。
- 二 法第十六條第一項の外国人等(第六十二条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。)とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。)で記載し、又は記録する。この場合において、法第十六條第一項に規定する欠格事由(以下この条において単に「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。
- 三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第八十九条 法第十六條第三項及び第四項の法第九十三条第一項第七号ホ(1)及び(2)又は電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち法第九十三条第一項第七号ホ又は電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

- 一 法第九十三条第一項第七号ホ(1)に掲げる者(次号の電波法第五条第四項第三号イに掲げる者と併せて、以下この条において「外国法人等」という。)が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第十六條第三項に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者(以下この条において「地上基幹放送事業者」という。)が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合 地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、法第九十三条第一項第七号ホの合計した割合(次項において「第一号外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(第三号において「第一号超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。第三号において同じ。)に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)
- 二 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第十六條第四項に規定する特定地上基幹放送事業者(以下この条において単に「特定地上基幹放送事業者」という。)が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 特定地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合(次項において「第二号外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(次号において「第二号超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。)に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)
- 三 第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結

果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

- 2 その株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者の第一号外国人等議決権割合若しくは特定地上基幹放送事業者の第二号外国人等議決権割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者若しくは特定地上基幹放送事業者について前条第二号の規定により記載し、若しくは記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該地上基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第九十条 基幹放送事業者は、法第一百六条第二項、第三項又は第四項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第九十一条 法第一百六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

- 2 法第一百六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

第九十一条の二 法第一百六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第九十一条の三 法第一百六条の二の総務省令で定める期間は、認定基幹放送事業者の事業年度とする。

第九十一条の四 法第一百六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行っているものを除く。）
- 二 過去五年以内に法第三十三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者にあつては、法第九十三条第一項第七号ニ又はホに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

第三節の二 経営基盤強化計画の認定

(特定放送番組同一化実施方針の認定の申請)

第九十一条の五 法第一百六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 特定放送番組同一化（法第一百六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していることを示す書類
- 二 法第一百六条の四第二項第二号に規定する地域性確保措置の内容が特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六 法第一百六条の四第一項の総務省令で定める割合は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合とする。

- 2 法第一百六条の四第一項に定める放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合において、二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の計算に当たつては、第一号に掲げる放送時間を第二号に掲げる放送時間で除して行うものとする。

- 一 国内基幹放送の放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間のうち同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間
- 二 当該国内基幹放送の放送時間の合計

(特定放送番組同一化実施方針の記載事項)

第九十一条の七 法第一百六条の四第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定放送番組同一化の内容
- 二 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号。第二百七条第五項において「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び同条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

(特定放送番組同一化に係る放送対象地域の数の上限)

第九十一条の八 法第一百六条の四第三項第一号ニに規定する総務省令で定める数は、九とする。ただし、当該数に含まれる広域放送（別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。）に係る放送対象地域の数は、一を超えてはならない。

(不適法な申請書等)

第九十一条の九 法第一百六条の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

- 2 前項の規定は、法第一百六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の十 法第百十六条の四第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもって通知する。

2 前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定証の交付)

第九十一条の十一 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(認定特定放送番組同一化実施方針の公表)

第九十一条の十二 法第百十六条の四第四項(法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定の日付
- 二 特定放送番組同一化実施方針に係る指定放送対象地域
- 三 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域

2 総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十三 法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、認定特定放送番組同一化実施方針の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十四 総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十五 法第百十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
- 二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更(変更後の割合が第九十一条の六に定める割合を超えるものに限る。)

2 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)

第九十一条の十六 総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2 総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

第四節 基幹放送局提供事業者

(役務の提供条件)

第九十二条 法第百十八条第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

- 一 放送局設備供給役務の料金及びその支払方法
- 二 基幹放送局設備の管理方法
- 三 その他基幹放送の業務の運営に重大な関係を有する事項

2 法第百十八条第一項の届出をしようとする者は、別表第二十二号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 提供条件(変更の届出の場合は、提供条件の新旧対照)
- 二 実施しようとする期日

(兼業事業者の会計整理等)

第九十三条 法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの(以下「兼業事業者」という。)が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第一百一条までに定めるところによる。

(遵守義務)

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。)を基幹放送の業務の用に供する業務(以下「放送局設備等供給業務」という。)に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

- 一 兼業事業者が基幹放送局設備を用に供する衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送又は地上基幹放送の別が、その兼業事業者が行う基幹放送の別と異なる場合
- 二 兼業事業者の基幹放送局(自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。)の放送区域(法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。)と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合(前号に掲げる場合を除く。)

2 第二十五条の規定は、兼業事業者の会計について準用する。

(会計の基準の整備等)

第九十五条 兼業事業者は、この省令の規定に基づく費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整え、放送局設備等供給業務に関する会計を整理しなければならない。

(会計単位の区分)

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門(当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。))及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。)に必要な費用並びに当該基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。)と放送局設備等供給業務利用部門(基幹放送の業務に属する活動(当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備及びその管理運営を除く。))に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。)とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第百十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

(損益計算書及び配賦整理書)

第九十七条 兼業事業者は、別表第二十三号の様式による損益計算書並びに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準並びに整理の手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の損益計算書に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することができる。

(費用及び収益の整理)

第九十八条 別表第二十三号の様式による損益計算書の二以上の科目に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの科目に整理しなければならない。

(公表等)

第九十九条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、毎事業年度経過後三箇月以内に当該兼業事業者の事務所に備え置き、その日から起算して五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(計算結果証明)

第一百条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第一百一条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 通則

(適用の範囲)

第一百二条 法第一百一十一条第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第二百一十一条第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

(定義)

第一百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

一 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の表に掲げる親局のことをいう。

二 「ブランチ」とは、親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局のことをいう。

三 「その他の中継局」とは、親局及びブランチ局以外の基幹放送局をいう。

(予備機器等)

第一百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）、及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

(故障検出)

第一百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第一百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(耐震対策)

第一百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(機能確認)

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第一百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第一百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第一百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第百十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(屋外設備)

第百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を収容する建築物)

第百十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施設その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

(宇宙線対策)

第百十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の特例

(中波放送に係る電気通信設備についての規定の特例)

第百十六条 第五十条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第五十条第二項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3 第百七条第三項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第百四条、第百七条、第百八条、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(短波放送に係る電気通信設備についての規定の特例)

第百十七条 第五十条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第五十条第二項及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

3 第五十条第二項、第百七条第三項、第百九条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

5 第百四条、第百七条から第百九条まで及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(超短波放送に係る電気通信設備についての規定の特例)

第百十八条 第五十条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、超短波放送（コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第五十条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局及びプラン局への送信に係る中継回線設備並びに親局及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 前三項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものを除く。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

(コミュニティ放送に係る電気通信設備についての規定の特例)

第百十九条 第百六条から第百十条まで、第百十二条、第百十三条第二号、第百十四条及び第百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第百四条及び第百六条から第百十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

3 第百四条、第百六条から第百十条まで、第百十二条第二項、第百十三条第二号、第百十四条及び第百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第百四条から第百十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

5 第百四条から第百十一条まで、第百十二条第二項、第百十三条第二号、第百十四条及び第百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

6 前各項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものに限る。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

(テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の特例)

第百二十条 第五十条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第二百五条第二項及び第百十五條の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百七条第三項及び第百十五條の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局（テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局へ放送波により中継する中継局又はテレビジョン放送の業務に用いられる複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局のうち当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域におけるプラン局の平均的な放送区域と同等となるもの（以下「みなしプラン局」という。）を含む。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 4 第百四条、第百七条、第百八条、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五條の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局（みなしプラン局を除く。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- （臨時目的放送）
- 第百二十一条** 第百十六條から前條までの規定にかかわらず、前目の規定は、臨時目的放送の業務に用いられる放送設備について適用しない。

第三目 衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の特例

- 第百二十二条** 第二百五条第二項、第百十二条及び第百十五條の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第二百五条第二項及び第百十五條の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備について適用しない。
- 3 第二百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五條の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備について適用しない。
- 4 第二百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九條から第百十四條までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の特例

- 第百二十三条** 第二百五条第二項、第百十二条及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百十一条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局のうち高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。）又は高速自動車国道のサービスエリア若しくはパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第二号に規定する施設をいう。）に設置されるものへの送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 4 第百四条及び第百六條から第百十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。
- 5 第百七条第三項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 6 第百六条、第百七条及び第百九條から第百十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。
- 7 第二百五条第二項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 8 第二百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九條から第百十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

- 第百二十三条の二** 第二百五条第二項、第百十二条及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第二節及び第三節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。
- 2 第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百四条及び第百六條から第百十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。
- 4 第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第二項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式（受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第百二十五條において同じ。）の放送局への送信に係る中継回線設備及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 5 第二百五条第二項及び第百十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局（空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式のものを除く。以下この条において同じ。）への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 6 第二百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九條から第百十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備

（適用の範囲）

- 第百二十三条の三** 法第百十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）はこの款の定めるところによる。

（実施体制）

- 第百二十三条の四** 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。
- （規程）

- 第百二十三条の五** 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。

(実務経験等の能力)

第二百二十三條の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(委託業務の的確な実施を確保するための措置)

第二百二十三條の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
- 三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第三款 設備等の報告等

(放送の停止等の報告)

第二百二十四條 法第十三条及び第二百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

- 一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備等（法第一百一十一条第一項に規定する基幹放送設備等をいう。以下同じ。）別表第二十四号の様式
- 二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等（法第一百二十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備等をいう。以下同じ。）別表第二十五号の様式
- 三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等（法第二百一十一条第一項に規定する基幹放送局設備等をいう。以下同じ。）別表第二十六号の様式

(報告を要する重大な事故)

第二百二十五條 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

- 一 中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 二 特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。）の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット（非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット）を超えるものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

- 一 中継地上基幹放送局の無線設備及びその運用のための業務管理体制（基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備（中継回線設備に限る。）の運用を他人に委託している場合には、委託先における業務管理体制を含む。）に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 二 基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの
- 二 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5 前各項の規定にかかわらず、コミュニティ放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 二 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 三 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

6 前各項の規定は、臨時目的放送及び試験放送（別表第五号の第九号（3）の試験放送をいう。）に係る重大な事故については、適用しない。

(立入検査の身分証明書)

第二百二十六條 法第十五条第三項及び第二百二十四条第二項の証明書は、別表第二十七号の様式によるものとする。

(設備等に関する報告)

第二百二十七條 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備等、特定地上基幹放送局等設備等又は基幹放送局設備等の状況について、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第二百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備等 別表第二十八号の様式
- 二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等 別表第二十九号の様式
- 三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等 別表第三十号の様式

第六節 外国人等の取得した株式の取扱い

（上場されている株式に準ずる株式）

第二百二十八条 法第二百五条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を公表するものとして登録された株式とする。

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第二百二十九条 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第二百五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（電波法施行規則第六条の三の二第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。
- 二 法第二百五条第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第三百三十一条において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第二百五条第一項各号に定める事由に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。
- 三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとなるときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

（議決権を有することとなる株式）

第三十条 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第四項の電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

- 一 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第四項に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（以下この条において単に「基幹放送局提供事業者」という。）が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 基幹放送局提供事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合（次項において「外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部分（次号において「超過議決権部分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）
- 二 電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、基幹放送局提供事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）
- 2 その株式に議決権制限株式がある基幹放送局提供事業者の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある基幹放送局提供事業者について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該基幹放送局提供事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

（通知）

第三十一条 基幹放送局提供事業者は、法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第二項又は第四項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

（公告）

第三十二条 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

- 2 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

第五章 一般放送

第一節 登録等

第一款 登録一般放送事業者

(登録を要しない一般放送)

第百三十三条 法第二百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一般放送は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 衛星一般放送
- 二 一の有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信設備をいう。以下同じ。)に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送をすることを含む。)以外の放送
- 2 前項第二号の場合において、次の表の上欄に掲げる引込端子については、その数にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数をもってその数とする。この場合、同表の二の項の当該受信設備のうち、一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。)にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。

一 一の引込端子に他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備(当該設備に順次接続する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を含む。下欄において同じ。)を接続する場合における当該一の引込端子	当該他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備の引込端子の数
二 一の引込端子に二以上の受信設備を接続する場合における当該一の引込端子	当該受信設備の数
三 二以上の引込端子が一の構内にある場合における当該二以上の引込端子	一

3 前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に掲げる引込端子について準用する。

(申請書)

第百三十四条 法第二百二十六条第二項の申請書は、別表第三十一号の様式によるものとする。

(登録一般放送の種類)

第百三十五条 法第二百二十六条第二項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

- 一 衛星一般放送
 - イ テレビジョン放送
 - ロ ラジオ放送
 - ハ その他
- 二 有線一般放送
 - イ テレビジョン放送
 - ロ その他

(添付書類)

第百三十六条 法第二百二十六条第三項の法第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面の様式は、別表第三十二号の様式によるものとする。

2 法第二百二十六条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第三十三号の様式による事業計画書
- 二 別表第三十四号の様式による一般放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力があることを説明した書類
- 三 法第二百三十六条第一項の技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できることを証する書類
- 四 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送をする場合(有線一般放送に限る。)にあつては、法第十一条の再放送の同意に関する事項
- 五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可(以下「道路の占用の許可」という。)その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し

(不適法な申請書等)

第百三十七条 法第二百二十六条第一項の登録及び法第三十条第一項の変更登録の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

(業務の開始等の届出)

第百三十八条 法第二百二十九条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第三十五号の様式により行うものとする。

2 法第二百二十九条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第三十六号の様式により行うものとする。

(軽微な変更)

第百三十九条 法第三十条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第三十七号のとおりとする。

(変更登録)

第百四十条 法第三十条第二項の規定により変更登録を受けようとする者は、別表第三十八号の様式による申請書に法第二百二十六条第三項の法第二百二十八条第一号から第五号まで(第三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面及び第百三十六条第二項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の法第二百二十六条第三項の法第二百二十八条第一号から第五号まで(第三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面の様式は、別表第三十二号の様式によるものとする。

3 法第三十条第四項の規定による変更の届出は、別表第三十九号の様式により行うものとする。

第二款 届出一般放送事業者

(届出書)

第百四十一条 法第百三十三条第一項の規定による届出は、別表第四十号の様式により行うものとする。

(法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模)

第百四十一条の二 法第百三十三条第一項の総務省令で定める規模のものは、引込端子の数が五百のものとする。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の引込端子について準用する。

(届出一般放送の種類)

第百四十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

- 一 有線一般放送
 - イ テレビジョン放送
 - ロ ラジオ放送

- (1) 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）
- (2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ テレビジョン放送

ロ その他

（添付書類）

第百四十三条 法第百三十三条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務の開始の予定の期日
 - 二 編集の基準、放送時間その他の放送番組に関する事項（有線テレビジョン放送にあつては、自主放送（同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）
 - 三 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送をする場合にあつては、法第十一条の再放送の同意に関する事項
 - 四 受信契約者（法第百三十三条第一項の規定による届出をした者とその放送の受信についての契約をした者をいう。）の見込数
 - 五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に関し必要とされる道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し
- （変更届出）

第百四十四条 法第百三十三条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別表第四十一号の様式による届出書に前条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、総務大臣（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、法第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事。第百六十九条及び第二百七十七条において同じ。）に提出するものとする。この場合において、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その変更に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付しなければならない。

第三款 承継等

（承継の届出）

第百四十五条 法第百三十四条第二項の規定による一般放送事業者の地位の承継の届出は、別表第四十二号の様式により行うものとする。

（業務の廃止等の届出）

第百四十六条 法第百三十五条第一項の規定による業務の廃止の届出は、別表第四十三号の様式により行うものとする。

2 法第百三十五条第二項の規定による解散の届出は、別表第四十四号の様式により行うものとする。

第二節 一般放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準

（適用の範囲）

第百四十七条 法第百三十六条第一項の技術基準（同条第二項第一号に掲げるものであつて、衛星一般放送に係るものに限る。）は、この目の定めるところによる。

（衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準）

第百四十八条 前章第五節第一款第一目（第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条を除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いられる番組送出設備について準用する。

2 前章第五節第一款第一目（第百五条第二項及び第百十五条を除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いられる中継回線設備について準用する。

3 前章第五節第一款第一目（第百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五条を除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いられる地球局設備について準用する。

4 前章第五節第一款第一目（第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までを除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いられる放送局の送信設備について準用する。

第二目 有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準

（適用の範囲）

第百四十九条 法第百三十六条第一項の技術基準（同条第二項第一号に掲げるものであつて、有線一般放送に係るものに限る。）は、この目の定めるところによる。

（定義）

第百五十条 この目において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「有線テレビジョン放送等」とは、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送をすることを含む。）以外の有線一般放送をいう。
- 二 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。
- 三 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。
- 四 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。
- 五 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
- 六 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。
- 七 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンドから全ての的中継増幅器（引込線に介在するものを除く。）までの間（有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあつては、ヘッドエンドからタップオフまでの間）のものをいう。

(予備機器等)

第二百五十一条 ヘッドエンド及び受信空中線の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、損壊等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

2 伝送路設備のうち、ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備及び幹線の設備（同軸ケーブルによるものを除く。）には、予備の線路若しくは芯線の設置又はこれに準ずる措置が講じられていなければならない。

3 伝送路設備において、伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊等の発生時に有線テレビジョン放送等の業務に著しい支障を及ぼさないよう当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。

4 ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

(強電流電線に起因する誘導対策)

第二百五十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により有線放送設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(ヘッドエンドを収容する建築物)

第二百五十三条 ヘッドエンドを収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、次の各号に適合しない建築物にやむを得ず設置されたものであつて、防水壁の設置、ヘッドエンドの高所への設置その他の必要な措置が講じられているものは、この限りでない。

一 風水害その他の自然災害及び火災の影響を容易に受けにくい環境に設置されたものであること。

二 当該ヘッドエンドを安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該ヘッドエンドが安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。

四 当該ヘッドエンドを収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンドに触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(準用規定)

第二百五十四条 第二百五条から第七条まで、第九条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の二の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）」と、第十二条第一項中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線（その中継器を含む）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第二百五十三条」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第二百五十五条 第二百五十一条、第二百五十三条第一号から第三号まで並びに第二百五十四条において準用する第六条、第七条第三項及び第九条の規定は、登録一般放送事業者の有線放送設備のうち、引込端子の数が五、〇〇〇以下の有線放送設備については適用しない。

2 この目の規定は、登録一般放送事業者の有線放送設備のうち、専ら地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の難視聴の解消を目的とする有線一般放送の業務に用いられる有線放送設備については適用しない。

第二款 設備の報告等

(放送の停止等の報告)

第五十六条 法第三十七条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十五号の様式

二 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十六号の様式

(報告を要する重大な事故)

第五十七条 法第三十七条の総務省令で定める重大な事故は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 衛星一般放送の場合 一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 有線一般放送の場合 一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該放送の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの

ロ 当該放送の停止時間が二時間以上のもの

(立入検査の身分証明書)

第五十八条 法第三十九条第二項の証明書は、別表第四十七号の様式によるものとする。

(設備に関する報告)

第五十九条 登録一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十八号の様式

二 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十九号の様式

第三節 業務等

第一款 再放送

(指定に係る区域)

第六十条 法第四十条第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一 受信障害区域（その属する都道府県を放送対象地域とする地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。（以下この款において同じ。））の受信障害が発生している区域をいう。以下同じ。）内のみにあっては、法第四十条第一項の規定による再放送（以下「義務再放送」という。）をする場合 当該受信障害区域

二 受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 有線テレビジョン放送を行う場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該有線テレビジョン放送を行う区域が属する市町村の区域

2 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併が行われた場合における前項第二号及び第三号の適用については、これらの規定中「市町村の区域」とあるのは、「法第四百十条第一項の規定による指定の際現に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する合併関係市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第三項に規定する合併関係市町村をいう。）の区域」とする。

（指定再放送事業者の指定に関する基準）

第百六十一条 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者（登録一般放送事業者に限る。以下この款において同じ。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第四百十条第一項の指定をすることができる。

一 有線テレビジョン放送事業者が次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

- イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 法第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ハ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ニ 第百六十五条第一項の規定により指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ 法人又は団体であつて、その役員がイからニまでのいずれかに該当する者であるもの
- ヘ 一般放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力を有しない者
- ト 法第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

二 有線テレビジョン放送事業者が現に法第四百十条第一項に規定する区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（法第百二十六条第一項の規定による登録又は法第百三十条第一項の規定による変更登録を受けた場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに關し有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。）。

2 総務大臣は、前項の規定による有線テレビジョン放送事業者の指定について、同項第一号へ及びト並びに第二号の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、当該有線テレビジョン放送事業者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

3 法第四百十条第一項の規定による指定については、同項の市町村の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとする。

4 総務大臣は、法第四百十条第一項の規定により指定をしたときは、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、指定の変更について準用する。

（指定再放送事業者の公示）

第百六十二条 総務大臣は、法第四百十条第一項の規定により有線テレビジョン放送事業者を指定した場合（前条第五項の規定による指定の変更をした場合を含む。）には、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第百六十五条第一項の規定により指定を取り消し、又は同条第三項の規定によりその効力を失つたときも、同様とする。

- 一 指定再放送事業者（法第四百十条第二項の指定再放送事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称
- 二 指定番号及び指定の年月日
- 三 当該指定に係る法第四百十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域

（義務再放送を要しない場合）

第百六十三条 法第四百十条第一項の正当な理由がある場合として総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、義務再放送を要しない地上基幹放送は、第一号に掲げる場合にあつては、当該一の放送事業者のものに限るものとする。

- 一 指定再放送事業者が、その有線電気通信設備を用いて、同時再放送以外の方法で当該義務再放送に係る一の放送事業者の地上基幹放送の全ての放送番組に変更を加えないで当該地上基幹放送と同時に有線テレビジョン放送を行う場合
- 二 技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつて、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同意が得られない場合
- 三 指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由により、受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合

（契約約款の届出）

第百六十四条 法第四百十条第二項の届出をしようとする者は、別表第五十号の様式の届出書に契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第百六十五条 総務大臣は、指定再放送事業者が第百六十一条第一項各号（第一号へ及びトを除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すことができる。

2 第百六十一条第二項の規定は、前項の規定による指定再放送事業者の指定の取消しについて準用する。この場合において、同項中「同項第一号へ及びト並びに第二号」とあるのは、「同項第二号」と読み替えるものとする。

3 指定再放送事業者が法第百三十一条の規定により登録を取り消されたとき又は法第百三十五条第一項の規定により業務の廃止を届け出たときは、その指定は、効力を失う。

第二款 裁定

（裁定の申請）

第百六十六条 法第百四十四条第一項の規定による裁定の申請は、別表第五十一号の様式の申請書により行うものとする。

（意見書）

第百六十七条 法第百四十四条第二項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出する基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 法第百四十四条第一項本文の同意をしない理由
- 三 協議の経過（協議をしていない場合は、その具体的事情）
- 四 その他参考となる事項

（裁定の通知）

第百六十八条 法第百四十四条第六項の通知は、裁定書の謄本を添付して行うものとする。

第三款 雑則

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者（衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。）は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者（当該一般放送事業者とその放送の受信についての契約をした者をいう。）の数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認められた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(事業計画書の変更等)

第百七十条 登録一般放送事業者は、第百三十六条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果及び計算書類（届出一般放送事業者にあつては、事業収支の結果に限る。）を総務大臣に報告しなければならない。

(検査職員の証明書)

第百七十一条 法第百四十五条第五項の証明書は、別表第五十二号の様式によるものとする。ただし、同条第四項の規定による立入検査のうち小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、別表第五十二号の二の様式によることができる。

第六章 有料放送

第一節 通則

(定義)

第百七十一条の二 この章の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「国内受信者」とは、法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。
- 二 「国内受信者等」とは、国内受信者及び有料放送の役務の提供を受けようとする者をいう。
- 三 「有料放送役務提供契約」とは、有料放送の役務の提供に関する契約をいう。
- 四 「媒介等」とは、法第百五十条に規定する媒介等をいう。
- 五 「媒介等業務」とは、媒介等の業務及びこれに付随する業務をいう。
- 六 「媒介等業務受託者」とは、法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。
- 七 「提供条件概要説明」とは、法第百五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明をいう。
- 八 「契約書面」とは、法第百五十条の二第一項の規定により有料放送役務提供契約が成立したときに作成する書面をいう。
- 九 「書面解除」とは、法第百五十条の三第一項の規定による有料放送役務提供契約の書面による解除をいう。
- 十 「不実告知後書面」とは、法第百五十条の三第一項括弧書に規定する書面をいう。
- 十一 「媒介等業務適正化措置」とは、法第百五十一条の三の規定に基づき講ずべき措置をいう。
- 十二 「有料放送管理業務」とは、法第百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。
- 十三 「有料放送管理事業者」とは、法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。
- 十四 「有料放送管理事業者等」とは、有料放送管理事業者その他の有料放送管理業務を行う者をいう。
- 十五 「変更・更新契約」とは、既に締結されている有料放送役務提供契約の一部の変更又は当該有料放送役務提供契約の更新を内容とする契約をいう。
- 十六 「既契約」とは、前号の既に締結されている有料放送役務提供契約をいう。
- 十七 「期間制限・違約金付自動更新契約」とは、既契約のうち、国内受信者から更新しない旨の申出がない限り更新されるものに係る当該更新後の変更・更新契約であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があること。
 - ロ イの期間の制限に反した場合における違約金の定めがあること。
- 十八 「都度契約」とは、国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、締結することとなる契約をいう。
- 十九 「法人契約」とは、法人その他の団体である国内受信者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約）をいう。
- 二十 「付随契約」とは、第百七十五条の二第一項に規定する対象契約（以下この号及び第二十九号において「対象契約」という。）に付随して締結される契約（当該対象契約を締結する有料放送事業者が締結又はその媒介等をするものに限る。）をいう。
- 二十一 「特定解除契約」とは、付随契約であつて、書面解除に伴い解除されないものをいう。
- 二十二 「説明事項」とは、提供条件概要説明を行うべき事項をいう。
- 二十三 「基本説明事項」とは、説明事項のうち、第百七十五条第一項及び第二項の規定に係るものをいう。
- 二十四 「説明書面」とは、説明事項を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。）をいう。
- 二十五 「基本記載事項」とは、契約書面に記載すべき事項のうち、第百七十五条の二第一項から第三項までの規定に係るものをいう。
- 二十六 「記載事項」とは、契約書面に記載すべき事項のうち、第百七十五条の二第一項から第四項までの規定に係るものをいう。
- 二十七 「閲覧情報」とは、電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて閲覧するために必要な情報及び当該情報に関する説明をいう。
- 二十八 「記載事項等」とは、記載事項又は第百七十五条の二第五項の規定により記載すべき閲覧情報をいう。
- 二十九 「契約特定情報」とは、対象契約の成立の年月日、国内受信者の氏名又は名称及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項をいう。
- 三十 「注記事項」とは、記載事項を十分に読むべき旨並びに令第七条第一項に規定する電磁的方法の種類及び内容をいう。
- 三十一 「連絡先等」とは、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては受付の時間帯を含む。）をいう。
- 三十二 「軽微変更」とは、国内受信者の住所の変更その他これに準ずる契約内容の軽微な変更であつて国内受信者の利益の保護のため支障を生ずることがないものをいう。
- 三十三 「台数別料金」とは、有料放送を受信することのできる受信設備の数ごとに設定する料金をいう。
- 三十四 「番組別料金」とは、視聴する放送番組の別ごとに設定する料金（二以上の放送番組の組合せにより料金を設定する場合にあつては、当該放送番組の組合せの別ごとに設定する料金）をいう。
- 三十五 「番組名」とは、視聴する放送番組の名称（二以上の放送番組の組合せについて名称を付する場合における当該名称を含む。）をいう。
- 三十六 「有償継続役務」とは、有償で継続して提供される役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。）をいう。
- 三十七 「契約約款等」とは、有料基幹放送契約約款その他の有料放送の役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。

第二節 有料放送事業者

(有料基幹放送契約約款の届出)

第七十二条 法第四十七条第一項の届出をしようとする者は、別表第五十三号の様式の届出書に有料基幹放送契約約款（変更の届出の場合は、有料基幹放送契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第四十七条第一項に規定する有料基幹放送契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 役務に関する料金
- 二 国内受信者に金銭（役務に関する料金を除く。）を負担させる場合にあっては、その名称、内容及び負担額
- 三 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 五 実施しようとする期日

(有料基幹放送契約約款の公表)

第七十三条 法第四十七条第三項の規定による有料基幹放送契約約款の公表は、その実施の日から、放送事業者の事務所において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(有料放送業務の休廃止に関する周知)

第七十四条 法第四十九条の規定により周知させるときは、都度契約に係る有料放送の役務を提供する業務の休止又は廃止する場合を除き、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、有料放送の役務を提供する業務を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる国内受信者に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて国内受信者の閲覧に供する方法であつて、当該国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有料放送の役務の提供を受ける際に当該情報が表示されることとなるもの

(提供条件の説明)

第七十五条 提供条件概要説明は、有料放送役務提供契約の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能に係るものを除く。）について行わなければならない。

- 一 有料放送事業者に係る次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称
 - ロ 苦情及び問合せの連絡先等
- 二 媒介等業務受託者が有料放送役務提供契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該媒介等業務受託者に係る前号イ及びロ（有料放送事業者が当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同号ロを除く。）に掲げる事項
- 三 提供される有料放送の役務の内容（次に掲げる事項を含む。）
 - イ 名称
 - ロ 提供を受けることができる場所
 - ハ 災害放送に係る制限がある場合には、その内容
 - ニ 対象とする受信者層を限定するための制限がある場合には、その内容
 - ホ ハ及びニに掲げるもののほか、有料放送の役務の利用に関する制限がある場合には、その内容
- 四 国内受信者に適用される有料放送の役務に関する料金
- 五 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて国内受信者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容
- 六 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件
- 七 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先等（苦情及び問合せの連絡先等と同一である場合にあっては、その旨）及び方法
- 八 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、次に掲げる事項
 - イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
 - ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容
 - ハ 契約の変更又は解除があつた場合において有料放送の役務の提供のために有料放送事業者又は媒介等業務受託者が貸与した受信設備の返還又は引取りに要する経費を国内受信者が負担する必要があるときは、その内容
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
- 九 有料放送役務提供契約が書面解除を行うことができるものである場合にあっては、書面解除に関する事項
- 2 有料放送管理事業者が有料放送役務提供契約の締結の媒介等を行う場合における当該媒介等に係る提供条件概要説明については、有料放送事業者に係る前項第一号イ及びロに掲げる事項に代えて、有料放送管理事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項について行うことができる。この場合において、同項第二号中「媒介等業務受託者が」とあるのは「媒介等業務受託者（有料放送管理事業者を除く。）が」と、「有料放送事業者」とあるのは「有料放送管理事業者」とする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、提供条件概要説明（変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）に係るものに限る。）は、少なくとも基本説明事項のうち変更をしようとするものについて行わなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、提供条件概要説明（変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約に限る。）に係るものに限る。）は、通知により、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。
 - 一 国内受信者から更新しない旨の申出がない限り、次に掲げる定めがある契約が締結されることとなる旨
 - イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限の定め
 - ロ イの期間の制限に反した場合における違約金の定め
 - 二 前号イの期間及び同号ロの違約金の額
 - 三 国内受信者から更新しない旨の申出を行うための連絡先等及び方法
 - 四 基本説明事項のうち、変更をしようとするもの
- 5 提供条件概要説明は、説明書面を交付して行わなければならない。ただし、国内受信者等が、説明書面の交付による方法に代えて、次の各号のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

- 一 説明事項を記録した電子メールを送信する方法であつて、国内受信者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
 - 二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて国内受信者等の閲覧に供する方法であつて、当該国内受信者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
 - 三 国内受信者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて国内受信者等の閲覧に供する方法であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該国内受信者等に交付するもの
 - ロ 当該ファイルに記録された説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、又は改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該国内受信者等がこれを閲覧することができるようにするもの
 - 四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法
 - 五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法
 - 六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を国内受信者等に交付する場合等に限る。）
 - 6 前各項の提供条件概要説明は、国内受信者等の知識及び経験並びに当該有料放送役務提供契約を締結する目的に照らして、当該国内受信者等に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。
 - 7 前二項の規定は、通知により行う期間制限・違約金付自動更新契約に係る提供条件概要説明には、適用しない。
 - 8 法第五十条ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 当該有料放送役務提供契約が、都度契約である場合
 - 二 当該有料放送役務提供契約が、法人契約である場合
 - 三 当該有料放送役務提供契約が変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）であり、かつ、基本説明事項の変更（次のいずれか一以上に該当するものを除く。）が生ずるものでない場合
 - イ 軽微変更
 - ロ 有料放送事業者からの申出による変更（料金の値上げその他国内受信者にとって不利となるものを除く。）
 - ハ 有料放送を受信することのできる受信設備の数の変更及びこれに伴う台数別料金の変更（国内受信者からの申出によるものに限る。）
 - ニ 視聴する放送番組の変更（変更前の放送番組と変更後の放送番組とが同一の受信設備（有料放送を受信することのできる受信設備の数の変更を伴う場合における当該数の変更後の受信設備を含む。）により受信されるものである場合に限る。）並びにこれに伴う番組別料金及び番組名の変更（国内受信者からの申出によるものに限る。）
 - 四 当該有料放送役務提供契約が、既に有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「甲契約」という。）を締結している国内受信者が、当該有料放送事業者と新たな有料放送役務提供契約（変更・更新契約を除く。以下この号において「乙契約」という。）を締結する場合（当該国内受信者からの申出により締結する場合に限る。）における当該乙契約であり、かつ、当該甲契約を既契約と、当該乙契約を変更・更新契約とみなした場合に、前号に該当する場合
 - 五 当該有料放送役務提供契約が、既に有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「甲契約」という。）を締結している国内受信者が、当該有料放送事業者以外の有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「乙契約」という。）を締結する場合（当該国内受信者からの申出により締結する場合に限る。）における当該乙契約であり、かつ、当該甲契約を既契約と、当該乙契約を変更・更新契約とみなした場合に、第三号に該当する場合（当該乙契約の締結が、当該甲契約を締結した有料放送事業者又は当該甲契約の締結の媒介等をした有料放送管理事業者等による媒介等を通じてされるものである場合に限る。）
- （書面の交付）
- 第七十五条の二** 契約書面には、有料放送役務提供契約（以下この条において「対象契約」という。）及び付随契約の内容を明らかにするための事項であつて、次に掲げるものを記載しなければならない。
- 一 契約特定情報
 - 二 基本説明事項（前条第一項第二号及び第九号に掲げる事項に係るものを除く。）
 - 三 基本説明事項に係る有料放送の役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み
 - 四 基本説明事項に係る有料放送の役務の提供の開始の予定時期（当該有料放送の役務が法第五十条の三第一項第一号に掲げるものであり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものである場合にあつては、開始する日又は開始を予定する日）
 - 五 対象契約を締結した有料放送事業者が、有償継続役務であつて付加的な機能に係るものを提供し、又は付随契約（有償継続役務の提供に関するものに限る。）の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）
 - イ 名称
 - ロ 料金その他の経費
 - ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免がされるときは、当該減免の実施期間その他の条件
 - ニ 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
 - ホ 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先等及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なる場合にあつては、その旨並びに当該連絡先等及び方法
 - 六 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 書面解除を行うことができる旨
 - ロ 書面解除を行うことができる期間
 - ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が法第五十一条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかった場合には、当該国内受信者が、当該有料放送事業者が交付した不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。
 - ニ 書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項
 - ホ 法第五十条の三第三項から第五項までの規定に関する事項
 - ヘ 書面解除に伴い国内受信者が支払うべき金額の算定の方法
 - ト 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項
 - 七 契約書面の内容を十分に読むべき旨

- 2 前項の規定に基づき、有料放送事業者に係る前条第一項第一号イ及びロに掲げる事項に代えて、有料放送管理事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項を記載する場合にあつては、電子計算機に備えられたファイルに記録された有料放送事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項を電気通信回線を通じて閲覧するために必要な情報及び当該情報に関する説明を併せて記載しなければならない。
- 3 前二項の規定による記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 対象契約以外の契約（以下この号において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む国内受信者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。
 - 二 国内受信者等を誘引するための手段として対象契約に係る有料放送の役務の提供に付随して有料放送事業者が経済上の利益を提供する場合であつて、当該利益の提供が当該有料放送の役務に関する料金その他の経費の減免に相当するとき又は国内受信者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき 当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。
- 4 第一項の規定にかかわらず、契約書面（変更・更新契約に係るものに限る。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 既契約に係る契約特定情報
 - 二 基本記載事項のうち、変更をしたもの
 - 三 第一項第六号及び第七号に掲げる事項
- 5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により国内受信者が記載事項を電気通信回線を通じて閲覧することができるようにする場合は、令第七条の規定に準じて国内受信者の承諾を得て、当該記載事項に代えて、閲覧情報を記載することができる。この場合においては、注記事項を併せて記載することその他の当該閲覧情報の記載が当該記載事項の記載に代えて行われるものであることを国内受信者が確実に了知することができる措置を講じなければならない。
- 一 前条第五項第二号に掲げる方法。この場合において、同号中「説明事項」とあるのは「記載事項」と、「国内受信者等」とあるのは「国内受信者」とする。
 - 二 前条第五項第三号に掲げる方法。この場合において、同号中「説明事項」とあるのは「記載事項」と、「国内受信者等」とあるのは「国内受信者」と、同号イ中「説明をした後、遅滞なく、説明書面を」とあるのは「当該ファイルに記録された記載事項を記載した書面を、遅滞なく、」と、同号ロ中「当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間」とあるのは「当該国内受信者に係る有料放送役務提供契約が解除され、又は満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する日までの間（その期間中に、記載事項を記載した書面を当該国内受信者に交付した場合にあつては、当該ファイルに記録された日から当該交付がされた日までの間）」とする。
- 6 契約書面には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 7 法第五十条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 対象契約が前条第八項各号のいずれかに該当する場合。この場合において、同項第三号中「変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）」とあるのは「変更・更新契約」と、「基本説明事項」とあるのは「基本記載事項（付加的な機能に係るもの及び付随契約に係るものを除く。）」とする。
 - 二 対象契約が書面解除を行うことができないものである場合であつて、提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後対象契約の成立の時までに、記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第七条の規定に準じて国内受信者の承諾を得て、当該記載事項等を次項に規定する方法により提供したとき。
- 8 法第五十条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの（国内受信者に注記事項が表示された画像を閲覧させることその他の当該記載事項等の提供が契約書面の交付に代えて行われるものであることを国内受信者が確実に了知することができる措置を講じるものに限る。）とする。
- 一 電子メールを送信する方法であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 記載事項を記録した電子メールを送信する方法であつて、国内受信者が当該記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの
 - ロ 第五項の規定により記載すべき閲覧情報を記録した電子メールを送信する方法
 - 二 第五項各号に規定する方法（記載事項を当該各号のファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該国内受信者に通知し、又は当該国内受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認するものに限る。）
 - 三 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法
- 9 前項の規定にかかわらず、法第五十条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、有料放送事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。
- 10 令第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 第八項各号に掲げる方法のうち有料放送事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 11 法第五十条の二第三項の総務省令で定める方法は、第八項第三号に掲げる方法とする。
（書面による解除）
- 第七十五条の三** 法第五十条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 前条第七項第一号に掲げる場合
 - 二 その有料放送役務提供契約が変更・更新契約であり、かつ、基本記載事項（第七十五条第一項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）の内容に変更（同条第八項第三号イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）が生ずるものでない場合。この場合において、同号ロ中「有料放送事業者」とあるのは、「有料放送事業者又は国内受信者」とする。
- 2 不実告知後書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 契約特定情報（変更・更新契約に係る不実告知後書面にあつては、既契約に係る契約特定情報）
 - 二 前条第一項第二号に掲げる事項（第七十五条第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）
 - 三 基本記載事項のうち次に掲げる事項（変更・更新契約に係る不実告知後書面にあつては、基本記載事項のうち変更をした事項）
 - イ 前条第一項第二号に掲げる事項（第七十五条第一項第三号イ、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものに限る。）
 - ロ 前条第一項第五号イ及びロに掲げる事項
 - 四 書面解除に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - イ 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができる旨
 - ロ 法第五十条の三第三項から第五項までの規定に関する事項

ハ 前条第一項第六号ニ、へ及びトに掲げる事項

五 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨

3 前条第二項及び第六項の規定は、不実告知後書面を交付する場合について準用する。

4 第二項第四号イ及びロに掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

5 有料放送事業者は、不実告知後書面を国内受信者に交付した際には、直ちに当該国内受信者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、第二項第四号イ及びロに掲げる事項について当該国内受信者に告げなければならない。

6 法第五十条の三第四項の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された有料放送の役務及びその提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）

二 当該有料放送事業者が、有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用の額（その算定の方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に限る。）

三 当該有料放送事業者が、有料放送役務提供契約の締結に現に要した費用（前号の費用を除く。）の額（その算定の方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に限る。）

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第七十五条の四 法第五十一条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法人契約の締結の勧誘

二 軽微変更に係る勧誘

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第七十五条の五 有料放送事業者は、有料放送役務提供契約の締結の媒介等業務を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置

二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した有料放送事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）の選任

三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、国内受信者等を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を定期的に、又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

五 媒介等業務に係る国内受信者等からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合は、有料放送事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため有料放送事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2 有料放送事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて国内受信者等の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、有料放送事業者が有料放送管理事業者に対し媒介等業務の委託をした場合における当該委託に係る媒介等業務適正化措置については、当該有料放送事業者は、当該有料放送管理事業者との間で、当該有料放送管理事業者が媒介等業務の委託をする場合においては媒介等業務適正化措置（前二項の規定に係るものに限る。）と同等の措置を講ずべき旨の契約を締結すれば足りる。

第三節 有料放送管理業務

（有料放送事業者の数）

第七十六条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次に掲げる区分ごとに、十とする。

一 衛星基幹放送又は衛星一般放送

二 移動受信用地上基幹放送

三 有線一般放送

四 地上一般放送

五 前各号に掲げる放送以外の放送

（有料放送管理業務の届出）

第七十七条 法第五十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第五十五号の様式の書類を添付しなければならない。

第七十八条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

（変更の届出）

第七十九条 法第五十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十六号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第五十五号の様式の書類を添付しなければならない。

（承継の届出）

第八十条 法第五十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十七号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

（業務の廃止等の届出）

第八十一条 法第五十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十八号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十九号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。
(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

第八十二条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、有料放送管理事業者が媒介等業務の委託をする場合における第七十五条の五第三項に規定する同等の措置及び次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 国内受信者等に対し、有料放送役務提供契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置
 - 二 国内受信者等の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置
 - 三 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置
- 2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。
- 3 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第八十三条 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める申請対象会社（法第五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。）の子会社（法第五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である基幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

- 一 関連会社（申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者
- 二 子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。）である一般放送事業者
- 三 主として基幹放送事業者（一般放送事業者を含む。以下この号において同じ。）に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として基幹放送事業者の放送の業務又は基幹放送局提供事業者の放送局設備供給役務の業務に密接に関連する業務を行う子会社等
- 四 子会社等である基幹放送局提供事業者
(適切な経営管理を行うために必要な資産)

第八十三条の二 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める資産は、次に掲げる資産（設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、第二号及び第三号）とする。

- 一 流動資産（流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。）
 - イ 申請対象会社が自ら行う放送の業務（前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条において同じ。）に係る収益
 - ロ イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等（子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益
- 二 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産
- 三 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）
(総資産の額の合計方法)

第八十四条 法第五十九条第二項第三号（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

(間接に占められる議決権の割合)

第八十五条 法第五十九条第二項第五号ロ（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ（1）に掲げる者（以下この条及び第二百一条において「外国法人等」という。）について、法第五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ（2）に掲げる者（以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める認定放送持株会社等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。
- 4 認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社が、同項若しくは同条第二項において準用する法第六十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体（認定放送持株会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（認定放送持株会社等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第百八十六条 法第百五十九条第二項第五号ロ(2)(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(申請書)

第百八十七条 法第百五十九条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六十号に掲げるとおりとする。

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第百五十九条第三項第八号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請対象会社及びその子会社その他の関係会社の概要に関する事項
 - 二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。)の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項
 - 三 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り
 - 四 主たる株主及びその議決権の数
 - 五 役員に関する事項
- (添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項
- 二 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 関係会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその関係会社の定款又は登記事項証明書とする。

(不適法な申請書等)

第百九十条 法第百五十九条第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

第百九十一条 法第百五十九条第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定証の交付)

第百九十二条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、別表第六十二号の様式の認定証を交付する。

(事業計画書の変更)

第百九十三条 認定放送持株会社は、法第百五十九条第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、別表第六十一号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所を※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画書の公表等)

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者の名称

(認定証の訂正)

第百九十五条 認定放送持株会社は、第百九十二条の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

4 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第百九十六条 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(届出等)

第百九十七条 認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百九十八条 認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 法第百六十条第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第百五十九条第二項第五号ロに規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの
- 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

- 三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、法第六十一条第一項又は第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
- 四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（法第五十九条第二項第五号ロに規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）とを合計した割合（以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。）が百分の五未満である場合 変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの
- 五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
- 六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権を制限している場合を除く。）外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、認定放送持株会社が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、法第六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第六十条第二号に規定する変更の届出を要するものとする。
- 4 認定放送持株会社は、決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 5 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。
（上場されている株式に準ずる株式）

第九十九条 法第六十一条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を公表するものとして登録された株式とする。

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第二百条 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 法第五十九条第二項第五号ロ（2）に掲げる者のうち、その者が占める法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第八十五条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。
- 二 法第六十一条第一項の外国人等（第八十五条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第二百二条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。
- 三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお法第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならないときは、外国人等有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、同項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

（議決権を有することとなる株式）

第二百一条 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項の法第五十九条第二項第五号ロ（1）及び（2）に掲げる者が有する株式のうち同号ロに定める株式会社に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

- 一 外国法人等が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項に規定する認定放送持株会社（以下この条において単に「認定放送持株会社」という。）が法第五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るものうち、法同号ロの合計した割合（次項において「外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部分（次号において「超過議決権部分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）
- 二 第八十五条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 第八十五条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）
- 2 その株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該認定放送持株会社の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第二百二条 認定放送持株会社は、法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第二項又は第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有する株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第二百三条 法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第五項の公告は、認定放送持株会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

2 法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

第二百三条の二 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第二百三条の三 法第六十一条の二の総務省令で定める期間は、認定放送持株会社の事業年度とする。

第二百三条の四 法第六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。）
- 二 過去五年以内に法第六十六条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社にあつては、法第五十九条第二項第五号イ又はロに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

(特別の関係)

第二百四条 法第六十四条第一項の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人その他の団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係
- 二 被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係
- 三 共同で認定放送持株会社の議決権を行使することを合意している者の関係
- 四 夫婦の関係

2 支配株主等と被支配法人等が合わせて他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、当該支配株主等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人その他の団体の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

- 一 一の者（法第六十四条第一項に規定する一の者をいう。以下この条及び第二百七条において同じ。）が特定株式を新たに有し、又は追加して有することにより当該一の者の特定議決権保有割合（一の者が特定株式の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。以下この条において同じ。）が保有基準割合を超えることとなる場合（次号に掲げる場合を除く。）当該特定株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）
 - 二 法人その他の団体（第二百七条第五項第三号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。）が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者（以下この条において「特別関係者」という。）とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）
 - 三 一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合（前二号に掲げる場合を除く。）当該一の者又はその特別関係者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）
- 2 認定放送持株会社は、その株主の有する株式のうち議決権制限株式を特定できない場合には、株主その他の関係人に対する照会その他の方法により議決権制限株式を特定するものとする。
- 3 一の者又はその特別関係者が議決権制限株式を有する場合であつて、当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合以下となるときは、当該議決権制限株式は、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超えない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算するものとする。

(通知)

第二百六条 認定放送持株会社は、法第六十四条第一項の規定により、その株式が議決権制限株式となつた場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつた場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 議決権を有しないこととされた又は有することとされた株式の数
- 四 議決権を有しないこととされた又は有することとされた日

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四条第二項の総務省令で定める割合は、三分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第六十四条第二項の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

- 一 特別地上基幹放送事業者
- 二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する者
- 3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。
- 4 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。
- 5 この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定関係会社 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。
 - 二 特定放送対象地域 認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。
 - 三 特別地上基幹放送事業者 特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（認定放送持株会社の関係会社を除く。）をいう。
 - 四 特定集団 一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

（認定の承継の申請）

第二百八条 法第六十五条第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき（合併又は会社分割による場合に限る。）は、別表第六十五号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 合併又は会社分割当事者の名称、住所及び代表者の氏名
- 二 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の予定する名称、住所及び代表者の氏名
- 三 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日
- 四 合併又は会社分割の理由
- 五 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
- 六 承継に係る認定放送持株会社の名称
- 七 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
 - 二 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思決定を証するに足りる書類
 - 三 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又は定款案
- 3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならない。

第二百九条 法第六十五条第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第六十六号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 譲渡会社の名称、住所及び代表者の氏名
- 二 譲受会社が事業を譲り受ける年月日
- 三 事業の譲受けの理由
- 四 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
- 五 承継に係る認定放送持株会社の名称
- 六 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 二 譲受会社の定款及び登記事項証明書

（認定の取消しの申請）

第二百十条 法第六十六条第一項の認定の取消しを申請しようとする者は、別表第六十七号の様式の認定取消申請書を総務大臣に提出するものとする。

（取消猶予の勘案事項）

第二百十条の二 法第六十六条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとならないようにするために必要な期間
- 二 法第五十九条第二項（第五号イ又はロに係る部分に限る。）の規定により認定を受けることができない者となつた認定放送持株会社において、過去に法第六十六条第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

第八章 放送番組センター

（指定の申請）

第二百十一条 法第六十七条第一項の規定による指定（次項において「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 法第六十八条に規定する業務（以下この条において「放送番組収集業務等」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 放送番組収集業務等を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 八 放送番組収集業務等の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類
- (センターの名称等の変更の届出)

第二百十二条 法第六十七條第一項に規定する放送番組センター（以下「センター」という。）は、同条第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は所在地
 - 二 変更しようとする年月日
- (収集の基準等の公表)

第二百十三条 法第六十九條第四項の規定による公表は、センターが発行する刊行物への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法によつて行うものとする。

第九章 雑則

(適用除外)

第二百十四条 法第七十六條第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

- 一 電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送
 - 二 放送及びその受信の技術の発達のための試験研究の用に供される一般放送
 - 三 臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）のために行われる一般放送
 - 四 一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域をいう。）において行われる有線一般放送
 - 五 信号のみを送信するために行われる有線一般放送
 - 六 一の有線放送施設に係る引込端子の数が五十以下の規模の施設により行われる有線一般放送（その全てが同時再放送又は共同聴取業務であるものその他これに類するものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）
 - 七 公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接視聴又は聴取されることを目的として行われる有線一般放送
 - 八 一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一の放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット（デジタル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあっては毎秒四メガビット、デジタル放送の標準方式第六十二条第二項に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあっては毎秒一・五メガビット）以下である有線一般放送（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二章第二節から第四節までに規定する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。）
- 2 第三十三條第二項及び第三項の規定は、前項第六号の引込端子について準用する。

(特例措置)

第二百十五条 基幹放送設備を設置する認定基幹放送事業者、基幹放送局設備を設置する基幹放送局提供事業者、特定地上基幹放送局等設備を設置する特定地上基幹放送事業者及び法第二百二十六條第一項の登録に係る電気通信設備を設置する登録一般放送事業者は、特別な理由によりこの省令の定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この省令の定めるところによらないで電気通信設備をその放送の業務の用に供することができる。

(書類の提出等)

第二百十六条 法（第五章（第二節第三款を除く。）、第六章、第四百七十七條、第七百七十五條（放送事業者及び基幹放送局提供事業者に係る部分に限る。）及び第八十條の規定に限る。）又はこの省令（第四章（第三節の二を除く。）及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

- 一 申請、届出、報告又は資料の提出（以下「申請等」という。） 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送（基幹放送局提供事業者にあつては、その基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送）の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあっては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。
 - 二 第六十七條の規定による意見書 当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三條、第九十六條から第九十八條まで、第二百十六條の二及び第七百七十五條の規定に限る。）又はこの省令（第六十一條、第六十四條、第六十五條、第七十四條、第七十六條から第七十九條まで及び第九十一條の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。
- 3 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。
- 4 前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を除く。）、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。
- (電磁的方法により記録することができる書類等)

第二百十七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

第二百十八条 放送事業者は、次の各号に掲げる書類等については、当該書類等による保存に代え、電磁的方法により保存することができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事務所に備え付けておかなければならない。

- 一 第四条第一項の規定に基づき備え置く番組基準並びに審議機関の議事の概要及び審議機関の答申等により講じた措置の内容
- 二 第九条の規定に基づき記録する候補者放送の記録

- 三 第八十四条の規定に基づき備え付ける基幹放送業務日誌
 四 第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面
 五 第一条の規定に基づき保存する会計記録

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(財務諸表の様式の特例)

- 2 平成二十七年度から令和三年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中「

未払消費税等				
--------	--	--	--	--

」とあるのは「

未払消費税等				
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				

」と、

国際催事放送権料引当金				
-------------	--	--	--	--

」とあるのは「

国際催事放送権料引当金				
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				

」と、「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、

受信料前受金				
--------	--	--	--	--

」とあるのは「

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				
受信料前受金				

」と、

国際催事放送権料引当金				
-------------	--	--	--	--

」とあるのは「

国際催事放送権料引当金				
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				

」と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは「

国際催事放送権料引当金の増減額				
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額				

」とする。

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

- 3 経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 第十八条第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

附 則（昭和二十七年一月一八日電波監理委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年九月二九日郵政省令第三二号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

附 則（昭和二十八年一月三一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年五月一三日郵政省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年一月一八日郵政省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年以後の事業年度の収支予算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書について適用する。

附 則（昭和三六年五月三〇日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年度以後の事業年度の貸借対照表について適用する。

附 則（昭和三十七年三月二八日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度以後の事業年度の財産目録及び貸借対照表について適用する。

附 則（昭和三十八年五月三〇日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十七年度以後の事業年度の貸借対照表及び損益計算書について適用する。

附 則（昭和四十一年三月二九日郵政省令第二号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一八日郵政省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第十条及び別表第一号の規定は、昭和四十四年度以後の事業年度の収支予算及び資金計画について、改正後の第十二条第二項第三号及び別表第二号の規定は、昭和四十二年度以後の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について、それぞれ適用する。

附 則（昭和四七年五月一日郵政省令第一六号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四八年一月一七日郵政省令第二号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年六月二六日郵政省令第九号）

この省令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和五七年一月二二日郵政省令第七二号）

この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一月五日郵政省令第一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 昭和五十八年度の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年三月三〇日郵政省令第二一号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月一五日郵政省令第六三号）

この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一九日郵政省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五六号）

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年六月二八日郵政省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月二七日郵政省令第五七号）

この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成元年十一月一日郵政省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月二五日郵政省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月一五日郵政省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一月一八日郵政省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一月二九日郵政省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一日郵政省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月一三日郵政省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一月一〇日郵政省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月二八日郵政省令第六一号）

この省令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。

附 則（平成五年三月二日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月三〇日郵政省令第三九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現に超短波放送（主として有料放送）を委託して行わせる放送の種類として法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者は、この省令の施行日以降においては、超短波放送（有料放送を含む。）を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成六年三月一四日郵政省令第一七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現に標準テレビジョン放送（主として有料放送）を委託して行わせる放送の種類として法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者及び標準テレビジョン音声多重放送（主として有料放送）を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けている者は、この省令の施行日以降においては、それぞれ標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）を委託して行わせる放送の種類と

して同項の認定を受けた者及び標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む。）を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成六年七月五日郵政省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一四日郵政省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一一月三〇日郵政省令第七九号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十四号）の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成七年二月二日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年二月二日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二四日郵政省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月一〇日郵政省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年八月八日郵政省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一一月一〇日郵政省令第八三号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成七年法律第九十二号）の施行の日（平成七年十一月十一日）から施行する。

附 則（平成八年一月三一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年二月一三日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年二月二八日郵政省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月五日郵政省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一一日郵政省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月二八日郵政省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月一八日郵政省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月一〇日郵政省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月二四日郵政省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月二四日郵政省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二四日郵政省令第六二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。ただし、第十七条の十の改正規定並びに別表第十三号の改正規定中「□（10） 対象とする受信者層□（11） 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要□（12） 将来の事業予定その他経営の方針」を「□（10） 災害放送に関する事項□（11） 対象とする受信者層□（12） 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要□（13） 将来の事業予定その他経営の方針」に改める改正規定及び別表第十三号の注2（11）中「別紙（11）」を「別紙（12）」に改め、同注（11）を同注（12）とし、同注（10）中「別紙（9）」を「別紙（10）」に改め、同注（10）を同注（11）とし、同注（9）の次に次のように加える改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現に超短波放送又はテレビジョン放送（以下「超短波放送等」という。）を委託して行わせる委託放送業務の認定を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う法第二条第二号の六の多重放送又は当該超短波放送等を補完する超短波放送若しくはデータ放送を委託して行わせる委託放送業務の認定を受けている者が同一であるときは、当該多重放送を委託して行わせる委託放送業務の認定証に記載された多重フレームの番号、標準化周波数三キロヘルツ又は四八キロヘルツの場合の音声チャンネルの番号、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又は補完放送の方法は、当該超短波放送等を委託して行わせる委託放送業務の認定証に記載された多重フレームの番号、標準化周波数三キロヘルツ又は四八キロヘルツの場合の音声チャンネルの番号、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又は補完放送の方法でもあるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現になされているテレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョンデータ多重放送又はこの省令による改正前の第十七条の八第二項第三号ロの補完放送をする超短波放送若しくはデータ放送を委託して行わせる委託放送業務の認定の申請については、この省令による改正後の放送法施行規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請をした者に週間放送番組の編集に関する事項を記載した書類を求めることができる。
- 4 附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現になされている委託放送業務の認定の申請については、同項ただし書に掲げる改正規定による改正後の放送法施行規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対し申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請者に災害放送に関する事項を記載した書類を求めることができる。
- 5 附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正後の放送法施行規則別表第十三号の様式にかかわらず、同項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることのできる。この場合においては同項ただし書に掲げる改

正規定による改正前の放送法施行規則別表第十三号の様式の（９）の欄に、災害放送に関する事項に係る書類を添付する旨を記載すること。

- 6 附則第二項及び第三項に規定する場合のほか、この省令による改正前の放送法施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この省令による改正後の放送法施行規則のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成一〇年二月一〇日郵政省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月七日郵政省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月三日郵政省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一一日郵政省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一一日郵政省令第五七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年八月四日郵政省令第六七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現になされている委託放送業務の認定の申請については、この省令による改正後の放送法施行規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請者に主たる出資者の概要を記載した書類を求めることができる。

附 則（平成一〇年一〇月一日郵政省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の八第二項第二号の改正規定は、放送法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日郵政省令第九四号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十八号）の施行の日（平成十年十一月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年六月二三日郵政省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月五日郵政省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月八日郵政省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二八日郵政省令第八三号）

- 1 この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現に標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送による委託放送業務の認定を受けている者の標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送の走査方式及び一の映像の走査線数は、それぞれ、一本おき及び五百二十五本（放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行わせる委託放送業務にあつては、一本おき及び五百二十五本並びに順次及び五百二十五本）、一本おき及び千二百二十五本とみなす。

附 則（平成一一年一二月二一日郵政省令第一〇二号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一日郵政省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月二六日郵政省令第三九号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月二六日郵政省令第四四号）

この省令は公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月一四日郵政省令第五六号）

この省令は公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成一三年三月二九日総務省令第三三号）

この省令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年七月二五日総務省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月二五日総務省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附 則（平成一四年一二月二日総務省令第一一五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 日本放送協会の平成十四年四月一日に始まる事業年度に係る予算書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及びこれに関する説明書については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一月一七日総務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日総務省令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月九日総務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日総務省令第一二三号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日総務省令第五六号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一六年三月三〇日総務省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月一六日総務省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年十一月九日総務省令第一三五号）

この省令は、平成十七年五月九日から施行する。

附 則（平成一七年七月一五日総務省令第一一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に放送法第五十二条の十三第二項の規定により委託放送業務の認定の申請を行っている者は、この省令の施行の日から一月以内に、この省令による改正後の放送法施行規則（以下「新規則」という。）第十七条の十第一項第四号及び第五号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

2 この省令の施行の際現に放送法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者は、この省令の施行の日から一月以内に、新規則第十七条の十第一項第四号及び第五号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成一七年八月九日総務省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月八日総務省令第一七号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（施行日において議決権を有することとなる株式）

2 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第五条の規定により読み替えて適用される放送法第五十二条の八第三項の電波法（昭和三十五年法律第三十一号）第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、電波法及び放送法の一部を改正する法律第一条による改正後の電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として新たに計算される議決権に係る株式であって、同号の合計した割合の五分の一以上の部分に相当する議決権に対応するもの以外の株式（以下この項において「議決権制限株式」という。）とする。この場合において、当該者が二以上あるときは、株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されているこれらの者が有し、又は有するものとみなされる株式の数に応じて、案分して計算した数の株式を議決権制限株式とする。

附 則（平成一八年五月一日総務省令第七八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に放送法施行規則第十七条の十の規定により別表第十三号の注2（1）（注2）（ア）に規定する申請書の添付書類として提出された定款は、この省令による改正後の放送法施行規則別表第十三号の注2（1）（注2）（ア）に規定する申請書の添付書類として提出された定款とみなす。

附 則（平成一九年三月九日総務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二八日総務省令第三九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するデジタル放送のうち、この省令による改正前の別表第一号十一から十四までに規定する標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を委託して行わせる放送の種類として放送法（昭和三十五年法律第三十二号）第五十二条の十三第一項の認定を受けている者は、この省令による改正後の同表十一から十四までに規定するテレビジョン放送を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成一九年六月二五日総務省令第七一号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二五日総務省令第一〇九号）

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一一日総務省令第二号）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

2 平成十九年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三百三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二七日総務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月二二日総務省令第一〇四号）

この省令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二七日総務省令第一一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第一条に規定する施行日から施行する。

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）附則第三条第一項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号。以下「法」という。）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有するものとみなされる株式（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の三の二第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第五十二条の八第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権に係る株式を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体を含む。以下この条において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の実質株主名簿に記載され、又は記録されている者が有するものとみなされる株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数及び当該通知の直近の通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されていた株式の数と通知に係る株式（当該通知の直近の通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている株式に限る。）の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由（以下この条において単に「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、外国人等が有するものとみなされる株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 その株式に議決権制限株式（第十七条の三の三第一項に規定する議決権制限株式をいう。以下この号において同じ。）がある一般放送事業者について、前二号の規定により記載し、又は記録することによってもなお欠格事由に該当することとならない場合は、当該一般放送事業者の議決権制限株式は、欠格事由に該当することとならない範囲内で、議決権制限株式となった時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有するものとみなされる者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

四 第一号及び第二号の規定により記載し、又は記録し、及び前号の規定を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等が有し、又は有するものとみなされる株式のうち第二号前段の規定による記載又は記録がされなかったものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

第三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第三条第三項の規定において準用する同条第一項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第五十二条の三十第二項第五号ロ（2）に掲げる者のうち、その者が占める法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有するものとみなされる株式（第十七条の二十八の四第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第五十二条の三十二第一項の外国人等（第十七条の二十八の四第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権に係る株式を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体を含む。以下この条において同じ。）のうち通知を受けた時点の実質株主名簿に記載され、又は記録されている者が有するものとみなされる株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数及び当該通知の直近の通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されていた株式の数と通知に係る株式（当該通知の直近の通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている株式に限る。）の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有するものとみなされる株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 その株式に議決権制限株式（第十七条の二十八の十八第一項に規定する議決権制限株式をいう。以下この号において同じ。）がある認定放送持株会社について、前二号の規定により記載し、又は記録することによってもなお法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない場合は、当該認定放送持株会社の議決権制限株式は、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、議決権制限株式となった時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有するものとみなされる者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

四 第一号及び第二号の規定により記載し、又は記録し、及び前号を適用した場合においてなお法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならないときは、外国人等が有するものとみなされる株式のうち第二号前段の規定による記載又

は記録がされなかったものについて、法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

附 則（平成二〇年一月一日総務省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年二月二〇日総務省令第七号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる事項を委託して行わせる放送の種類として法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者は、この省令の施行日以降においては、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を委託して行わせる放送の種類として同項の認定を受けた者とみなす。

超短波放送（デジタル放送）（有料放送を含む。）	超短波放送（デジタル放送）
テレビジョン放送（デジタル放送）（有料放送を含む。）	テレビジョン放送（デジタル放送）
標準テレビジョン放送（デジタル放送）（有料放送を含む。）	
高精細度テレビジョン放送（デジタル放送）（有料放送を含む。）	
データ放送（デジタル放送）（有料放送を含む。）	データ放送（デジタル放送）
標準テレビジョン放送（アナログ放送）（有料放送を含む。）	テレビジョン放送（アナログ放送）
標準テレビジョン音声多重放送（アナログ放送）（有料放送を含む。）	テレビジョン音声多重放送（アナログ放送）

附 則（平成二二年四月二三日総務省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日総務省令第二一号）

- この省令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。
- この省令の施行後最初に行う放送法第三条の四第七項（同法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第三条の四第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告並びに同条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、第一条の三第四項及び第一条の四第三項第三号中「毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における」とあるのは「平成二十三年七月から同年九月までにおける」と、「当該各六箇月の期間」とあるのは「当該三箇月の期間」とする。

附 則（平成二三年六月二九日総務省令第六二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第三号）
- 有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）
- 電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出の規定の適用の特例）

第三条 この省令による改正後の放送法施行規則（以下「新規則」という。）第八十五条の規定によって行うべき記録の提出のうち平成二十二年十月から六箇月の期間について行うべきものは、なお従前の例によることができる。

（停電対策等の規定の適用の特例）

第四条 新規則第九十九条の規定は、この省令の施行の際現に改正法附則第九条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者（以下「みなし免許人」という。）の電気通信設備のうち、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間（みなし免許人が、同日までの間にその他の中継局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備を、同日以降に新規則第九十九条に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの間）は、適用しない。

第五条 新規則第四百四条、第四百七条第一項及び第二項、第四百八条、第四百十一条並びに第四百十二条第二項の規定は、みなし免許人の電気通信設備のうち、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間（みなし免許人が、同日までの間に当該みなしプラン局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局に係る放送局の送信設備を、同日以降に新規則第四百四条、第四百七条第一項及び第二項、第四百八条、第四百十一条並びに第四百十二条第二項に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの間）は、適用しない。

第六条 新規則第五百十一条第一項から第三項まで、第五百十三条第一号及び第二号並びに第五百十四条において準用する新規則第六六条、第四百七条第三項及び第九十九条の規定は、この省令の施行の際現に改正法附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第十四号）第二条第三項の有線テレビジョン放送施設者が設置する同条第二項の有線テレビジョン放送施設及び改正法附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項の電気通信役務利用放送事業者が権原に基づいて利用するこの省令による廃止前の電気通信役務利用放送法施行規則第二条第四号の有線役務利用放送設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（指定に係る区域等の規定の適用の特例）

第七条 改正法附則第五条第六項に規定する改正法による改正後の放送法第四百四条第一項の指定を受けたものとみなされる者（以下「みなし指定事業者」という。）について新規則第六十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「当該各号に定める区域」とあるのは、「当該各号に定める区域又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日の前日において、同法附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可を既に受けた放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）別記第一に定める施設区域（施設設置完了予定が到来していない区域も含む。）とする。

- 2 みなし指定事業者について新規則第百六十条第二項の規定を適用する場合には、同項中「市町村の合併の特例に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等の後に市町村の合併が行われた場合又は放送法等の一部を改正する法律の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律」と、「法第百四十条第一項の規定による」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律による廃止前の有線テレビジョン放送法第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等の際現に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する当該許可若しくは変更の許可等を受けたときの市町村又は法第百四十条第一項の規定による」とする。
- 3 みなし指定事業者について新規則第百六十五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第百六十一条第一項各号（第一号へ及びトを除く。）のいずれか」とあるのは、「第百六十一条第一項第一号（へ及びトを除く。）又は現に法第百四十条第一項に規定する区域の全部若しくは大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等若しくは法第百二十六条の規定による登録若しくは法第百三十条の規定による変更登録をした場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線テレビジョン放送施設の施設計画又は有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。）のいずれか」とする。

（受信契約者の記録数の提出の規定の適用の特例）

第八条 新規則第百六十九条の規定によって行うべき記録の提出のうち平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間中について行うべきものは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二三年七月二八日総務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月二五日総務省令第一三九号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際現に承認を受けている平成二十三年度の事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の変更については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成二十三年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月三〇日総務省令第二三号） 抄

（施行期日）

- この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

附 則（平成二五年二月二〇日総務省令第七号） 抄

（施行期日）

- この省令は、公布の日から施行する。

（省令の廃止）

- 次に掲げる省令は、廃止する。

一 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）

二 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）

三 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）

四 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）

附 則（平成二五年八月八日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一〇日総務省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一七日総務省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日総務省令第三一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日総務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二一日総務省令第八一号） 抄

（施行期日）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一四日総務省令第八四号）

- この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日から施行する。
- 平成二十六年の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の放送法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一二月一五日総務省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月九日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二〇日総務省令第一七号） 抄

（施行期日）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二六日総務省令第二三号）

この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日総務省令第二五号）

（施行期日）

- この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(改正法附則第八条の総務省令で定める事項)

2 改正法附則第八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 二 改正法附則第八条に規定する関係会社の名称、事業の概要、資本金、出資の額、出資の比率及び役員に関する事項

附 則 (平成二十七年八月一九日総務省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月一六日総務省令第一〇四号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二二日総務省令第一〇五号)

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二二日総務省令第四九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする放送法第九十三条第一項の認定を受けている衛星基幹放送事業者は、この省令の施行の日において、同表の下欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする同項の認定を受けた衛星基幹放送事業者とみなす。

テレビジョン放送(デジタル放送)	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送
------------------	--------------------------

附 則 (平成二八年四月二六日総務省令第五二号)

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年五月二十一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の放送法施行規則(以下「新施行規則」という。)第七十五条の規定の例によりこの省令の施行前に行われた提供条件概要説明(新施行規則第七十一条の二第七号に規定する提供条件概要説明をいう。以下同じ。)は、同条の規定により行われたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に有料放送事業者(放送法(以下「法」という。)第四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。以下同じ。)が提供している有料放送(同項に規定する有料放送をいう。以下同じ。)の役務であつて、その提供に関する契約(新施行規則第七十一条の二第十七号に規定する期間制限・違約金付自動更新契約に限る。)の締結又はその媒介等がされようとするときに新施行規則第七十五条第四項に定める提供条件概要説明がされているもの以外のものについては、同項及び同条第七項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。この場合において、同条第三項及び第八項第三号中「変更・更新契約(期間制限・違約金付自動更新契約を除く。)」とあるのは、「変更・更新契約」とする。

4 この省令の施行の際現に有料放送事業者が提供している有料放送の役務(平成二十七年九月末における当該有料放送の役務の国内受信者(法第四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。)の数が百万未満であるものに限る。)については、新施行規則第七十五条の二第六項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。

5 国内受信者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている有料放送の役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該有料放送の役務の提供に関する契約の更新をする場合においては、新施行規則第七十五条の二第九項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

9 前項の規定にかかわらず、法第五十条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、有料放送事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。	9 前項の規定にかかわらず、法第五十条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては、有料放送事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法又は電話による方法(次に掲げる要件を満たす方法に限る。)とする。 一 当該承諾等に係る有料放送役務提供契約の締結に係る国内受信者からの電話による申出の都度、前項に規定する方法により記載事項等を提供することについて、あらかじめ、当該国内受信者に説明し、了解を得ること。 二 前号の了解を得た場合において、書面(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を含む。)、電子メール又は電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて国内受信者の閲覧に供する方法により当該了解があつた旨を通知すること。 三 国内受信者が第一号の了解を取り消したときは、遅滞なく、記載事項等を記載した書面を交付すること。
--	---

附 則 (平成二八年六月二二日総務省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年一月二二日総務省令第三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日総務省令第一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一〇月八日総務省令第五二号)

1 この省令は、放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十三号)の施行の日から施行する。

2 放送法の一部を改正する法律附則第二条第一項の申請については、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の放送法施行規則第十二条の二及び第十二条の三の規定を適用する。

3 この省令の施行の際現に承認を受けている令和元年度の事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の変更については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和元年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十一月二〇日総務省令第五八号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月二十日)から施行する。

附 則（令和二年三月一〇日総務省令第七号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日総務省令第一八号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月二八日総務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月二七日総務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年八月一二日総務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和三年四月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和二年十一月九日総務省令第一〇二号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年三月一日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月八日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二二日総務省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一二月一〇日総務省令第一〇七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に放送法第五十九条第三項の規定により認定放送持株会社の認定の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新規規則」という。）別表第六十号（新規規則第八十八条第四号及び第五号に掲げる事項に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

附 則（令和四年九月三〇日総務省令第六五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 日本放送協会は、この省令の施行の際現に放送法第六十四条第三項の規定により認可を受けている受信契約の条項について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から六月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

2 前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、現に認可を受けている受信契約の条項は、この省令による改正後の放送法施行規則の定めるところに合致しているものとみなす。

附 則（令和五年一月一〇日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月一四日総務省令第三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条第一項及び第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者（法人又は団体であるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

- 一 放送法第九十三条第一項の認定を受けている者 第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第六号の様式（放送法第九十三条第二項第十号に掲げる事項に限る。）
 - 二 放送法第五十九条第一項の認定を受けている者 新施行規則別表第六十号の様式（放送法第五十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項に限る。）
- 2 前項の場合において、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

（還元目的積立金に関する経過措置）

第三条 改正法附則第八条に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、放送法施行規則別表第四号の注四の規定に基づき令和四年四月一日に始まる事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した後期繰越金の額から、日本放送協会（以下「協会」という。）の財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる次の各号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

- 一 令和五年四月一日に始まる事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認められた額
- 二 前号の事業年度における予算書上の一般勘定の事業収支差金の額が零を下回る額であるときの、当該下回る額の範囲内における当該予算書上の一般勘定の資本収支の前期繰越金受入れの額

第四条 前条第一号の事業年度における放送法第七十三条の二第三項に規定する予想積立額は、前条の規定により計算した額とみなす。

第五条 協会の令和四年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十四条第一項に規定する財務諸表、協会の令和五年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十条第一項に規定する収支予算、事業計画及び資金計画並びに協会の令和五年四月一日に始まる事業年度に係

る放送法第七十一条第一項の規定に基づき作成する収支予算、事業計画及び資金計画については、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月一七日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二二日総務省令第一八号）

この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日総務省令第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

- 一 放送法第九十三条第一項の認定を受けている者 第一条の規定による改正後の放送法施行規則（次条において「新施行規則」という。）別表第六号の様式（改正法第一条の規定による改正後の放送法第九十三条第二項第九号に掲げる事項に限る。）
- 2 前項の場合において、同項第一号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第二号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を經由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

（立入検査をする職員の身分を示す証明書に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付されている証明書は、それぞれ新施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付された証明書とみなす。

別表第一号(第16条第2項関係)

国際放送等の業務開始(又は変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

日本放送協会会長

氏名

次のとおり国際放送(又は協会国際衛星放送)の業務を開始(又は変更)したので、放送法第25条の規定により届け出ます。

国際放送等の種類(注1)	
国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	
国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置(注2)	
周波数等(注3)	
放送時間及び放送時間帯(注4)	
業務開始(又は変更)の期日	
放送事項(注5)	
放送区域	

注1 国際放送に係る届出である場合は「短波放送」、「中波放送」、「超短波放送」、協会国際衛星放送に係る届出である場合は「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。

(記載例)「協会国際衛星放送—テレビジョン放送」

注2 協会国際衛星放送に係る届出である場合は、別表第六の二号の注3に準ずること。

注3 国際放送に係る届出である場合は、周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組の使用言語を記載すること。

(記載例)「〇〇〇〇KHz—英語」

注4 国際放送に係る届出である場合に限る。

注5 外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、国際放送に係る届出である場合は別表第六の一号の注3に、協会国際衛星放送に係る届出である場合は別表第六の二号の注5に準ずること。

注6 変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二号(第26条関係)

予 算 の 科 目

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	説 明
事業収入	受信料 交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの(退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。)
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出費	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
事業収支差金		

(資本収支)

款	項	説 明
資本収入		

資本支出	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券長期借入金	期限1年以上の借入金
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金		
放送債券償還積立資産繰入れ		
建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額	
放送債券償還金		
長期借入金返還金		
資本収支差金		

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	説明
事業収入	放送番組等有料配信収入	有料インターネット活用業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出	放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

(資本収支)

款	項	説	明
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 一般勘定長期借入金		
資本支出	長期借入金 建設費 一般勘定長期借入金 返還金 長期借入金返還金		
資本収支差金			

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	説	明
事業収入	受託業務等収入 財務収入	法第20条第3項各号の業務から生じる収入 預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有 価証券売却益その他の金融収入	
事業支出	受託業務等費 財務費	法第20条第3項各号の業務に要する経費 借入金利息その他の金融費用	
事業収支差金			

注1 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 予算書の末尾に次の事項を記載すること。

- (1) 事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
- (2) 事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法(法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨)
- (4) 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨

別表第二号の二（第32条第4項関係）

別表第二号の二(第32条第4項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 国内インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)又は国際インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難しい費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数比、コンテンツ制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。)又はアクセス数比(電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数比をいう。)
給与及び退職手当・厚生費	人員比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。)
共通管理費	人員比、面積比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。)又は支出額比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額(共通管理費を除く。)の比をいう。)
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号(第34条第1項関係)

財 産 目 録

年 月 日現在

(協会全体)

科 目	内 訳		合 計
	摘 要	金 額	
(資 産 の 部)			
流 動 資 産		千円	千円
現金及び預金	現金 預金		
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠損引当金		
有価証券 番組勘定 前払費用	翌年度受信料収納費 その他の前払費用		
未収金 未収消費税等 その他の流動資産			
貸倒引当金(貸方)	差入保証有価証券 保管有価証券 仮払金 その他の流動資産		
固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	建物 減価償却累計額		
構築物	構築物 減価償却累計額		
機械及び装置	機械及び装置 減価償却累計額		
放送衛星	放送衛星 減価償却累計額		
車両及び運搬具	車両及び運搬具 減価償却累計額		
器具	器具		

	減価償却累計額		
土地			
建設仮勘定			
	放送衛星建設仮勘定		
	その他の建設仮勘定		
無形固定資産			
無形固定資産			
	施設利用権		
	無体財産権		
	ソフトウェア		
	その他の無形固定資産		
出資その他の資産			
長期預金			
長期保有有価証券			
出			
	関係会社出資		
	その他の出資		
長期前払費用			
	放送権料		
	その他の長期前払費用		
信託受益権			
その他の出資その他の資産			
	差入保証金		
	その他の資産		
貸倒引当金(貸方)			
特定資産			
放送債券償還積立資産			
建設積立資産			
繰延資産			
放送債券発行費			
開発費			
資産合計			
(負債の部)			
流動負債			
短期借入金			
一年以内に返済する長期借入金			
一年以内に償還する放送債券			
未払金			
	契約収納事務費		
	放送債券利息		
	その他の未払金		
未払消費税等			

受信料前受金 短期リース債務 その他の流動負債	前受収益 預り預り有価証券 仮受金 その他の流動負債			
固定負債 放送債 長期借入金 退職給付引当金 役員退任引当金 国際催事放送権利引当金 長期リース債務 その他の固定負債 負債合計				

備考1 この表において、「国際催事放送権利引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権利のための引当金をいう。

備考2 固定資産の減損損失の計上は、独立行政法人における会計処理の例による(別表第四号において同じ。)

注 この表に示す科目又は内訳に計上すべき金額がないときは、その科目又は内訳の記載を省略することができる。

貸借対照表

年 月 日現在

(協会全体)

科 目	内 訳 千円	金 額 千円	構 成 比 %
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番号組勘定			
貯蔵費			
前払収			
未収消費税			
その他の流動資産			
貸倒引当金(貸方)			
流動資産合計			
固定資産			
有形固定資産			
建物			
減価償却累計額			
構築物			
減価償却累計額			

機	械	及	び	装	置
減	価	償	却	計	額
放	送	送	却	衛	星
減	価	償	却	累	計
車	両	及	び	運	具
減	価	償	却	累	額
器					具
減	価	償	却	累	額
土					地
建	設		仮	勘	定
有	形	固	定	資	合
無	形	固	定	資	計
無	形	固	定	資	計
出	資	そ	の	他	の
長	期	保	有	有	価
長	期	保	有	有	証
出	関	係	会	社	出
出	そ	の	他	の	出
長	期	託	前	払	費
信	そ	の	出	資	の
そ	の	他	の	出	資
貸	出	資	そ	の	他
出	固	定	資	産	合
特	放	送	債	券	積
放	建	設	積	立	資
特	延	債	券	積	立
繰	放	送	債	券	積
繰	開	延	資	産	合
(負	資	債	の	負	部)
流	短	期	借	入	債
	一	年	以	内	に
	一	年	以	内	に
	未	払	消	費	前
	未	信	料	一	ス
	受	期	の	他	の
	短	所	の	流	動
	そ	の	他	の	流
	流	動	負	債	負
固	放	送	借	入	債
	長	期	借	入	債

退職給付引当金			
役員退任引当金			
国際放送権料引当金			
長期リース債務			
その他の固定負債			
固定負債合計			
(純資産の部)			
承継資産			
固定資産			
剰余金(欠損金)			
建設積立金			
還元目的積立金			
繰越剰余金(繰越欠損金)			
評価・換算差額等			
純資産合計			
負債純資産合計			

備考 この表において、「承継資本」とは旧社団法人日本放送協会から承継した純資産を、「固定資産充当資本」とは固定資産の再評価益を資本に組み入れた額並びに過年度の当期事業収支差金及び剰余金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額を、「建設積立金」とは将来の建設投資のための積立金を、「還元目的積立金」とは法第73条の2第1項の規定に基づく積立金をいう。

(一般勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
有料インターネット活用業務勘定短期貸付金			
受託業務等勘定短期貸付金			
未収消費税等			
その他の流動資産			
貸倒引当金(貸方)			
流動資産合計			
固定資産			
有形固定資産			
建物			
減価償却累計額			

構	築	物
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
機械及び送電設備	車両及び送電設備	器具
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
土	建	地
有形固定資産	無形固定資産	無形固定資産
出資	長期保有	長期保有
関係会社	関係会社	関係会社
有料インターネット活用業務	貸付金	長期前払費用
信託受益権	貸倒引当金	貸倒引当金
特	放送債	放送債
線	放送債	放送債
(負	流動	流動
短期借入金	一年以内に返済する長期借入金	一年以内に償還する放送債券
未払消費税	未払消費税	未払消費税
短期リース	短期リース	短期リース
その他流動負債	その他流動負債	その他流動負債

固	放	定	負	債	債
長	送		借	入	券
退	期		付	引	金
役	職		任	引	金
国	員		一	料	金
際	催		送	ス	務
長	期		の	固	債
そ	の		負	定	計
	固		債	合	計
	負		の	の	部)
(純	資		資	資	本
資	承		充	当	本
	固		(欠	損	金)
	剩		積	立	金
	建		的	立	金
	還		金	(繰	越
	繰		繰	越	欠
評	価		算	差	額
	純		産	合	計
	負		純	産	合
	債		資	産	計

(有料インターネット活用業務勘定)

科	目	内 訳	金 額	構 成 比
		千円	千円	%
(資	産	の	部)	
流	動	資	産	
	現	及	預	金
	有	価	証	券
	番	組	勘	定
	前	払	費	用
	未	収	金	等
	未	消	費	資
	そ	の	流	動
	貸	引	当	(貸
	流	動	金	方)
固	定	資	産	計
	有	形	定	産
	建	減	却	物
	構	価	累	額
	減	償	計	物
	機	及	装	置
	減	償	び	額
	車	及	運	具
	減	償	却	額
	器	償	累	具
	減	却	計	額
	土			地

	未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	
	經 常 事 業 収 支 差 金	
經 常 事 業 外 収 支	經 常 事 業 外 収 入	
	財 務 収 入	
	雜 収 入	
	經 常 事 業 外 支 出 費 金	
經 常 事 業 外 収 支 差 金		
經 常 収 支 差 金		
特 別 収 支	特 別 収 入	
	固 定 資 産 売 却 益	
	固 定 資 産 受 贈 益	
	過 年 度 損 益 修 正 益	
	そ の 他 の 特 別 収 入	
	特 別 支 出 損 損	
固 定 資 産 売 却 損		
固 定 資 産 除 却 損		
過 年 度 損 益 修 正 損		
そ の 他 の 特 別 支 出		
当 期 事 業 収 支 差 金		

当 期 事 業 収 支 差 金	
資 本 支 出 充 当 金	
建 設 積 立 金 繰 入 金	
事 業 収 支 剩 余 金	
還 元 目 的 積 立 金 繰 入 金	

(一般勘定)

科 目		金 額
經 常 事 業 収 支	經 常 事 業 収 入	千円
	受 交 付 金 収 入	
	副 次 収 入	
	經 常 事 業 支 出	
	国 内 放 送 費	
	国 際 放 送 費	
	国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	
	国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	
	契 約 収 納 策 費	
	受 信 対 策 費	
	広 告 報 究 費	
	調 査 研 究 費	
	給 退 職 手 当 ・ 厚 生 費	
	共 通 管 理 却 費	
	減 価 償 却 費	
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費		
經 常 事 業 収 支 差 金		

特別収支	固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特 特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正 その他の特 特別支出
当期事業収支差金	

当期事業収支差金 一般勘定への繰入れ 事業収支剰余金	
----------------------------------	--

(受託業務等勘定)

科 目		金 額
		千円
経常事業収支	経常事業収入 受託業務等収入 経常事業支出 受託業務等費用 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 経常事業外支出 財務費用 経常事業外収支差金	
当期事業収支差金		

注 損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から

年 月 日まで

(協会全体)

(単位：千円)

科 目	資 本 等					評価・換算差額等	純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	剰 余 金				
			建設積立 金	還元目的 積立金	繰越剰余 金(繰越欠 損金)		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							

還元目的積立金繰入れ							
還元目的積立金取崩し							
資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	資		本 余 金			評価・換算差額等	純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	建設積立 金	還元目的 積立金	繰越剰余 金(繰越欠 損金)		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
還元目的積立金繰 入れ							
還元目的積立金取 崩し							
有料インターネット 活用業務勘定か らの受入れ							
資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位：千円)

科 目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金 (繰越欠損金)
前 期 末 残 高	
当 期 変 動 額	
当 期 事 業 収 支 差 金 (当 期 欠 損 金)	
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	
当 期 変 動 額 合 計	
当 期 末 残 高	

(受託業務等勘定)

(単位：千円)

科 目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金 (繰越欠損金)
前 期 末 残 高	
当 期 変 動 額	
当 期 事 業 収 支 差 金 (当 期 欠 損 金)	
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	
当 期 変 動 額 合 計	
当 期 末 残 高	

備考 一般勘定へは、「副次収入」として繰入れる。

注 資本等変動計算書に記載すべき注記は、資本等変動計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

当期事業収支差金

減価償却費

退職給付引当金の増減額

未収受信料欠損引当金の増減額

国際催事放送権料引当金の増減額

貸倒引当金の増減額

受取利息及び受取配当金

支払利息

固定資産売却益

固定資産除却損

固定資産売却損

受信料未収金の増減額

番組勘定の増減額

未収金の増減額

前払費用の増減額

未払金の増減額

受信料前受金の増減額

その他

事業活動によるキャッシュ・フロー

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

- 定期預金の預入による支出
 - 定期預金の払戻による収入
 - 有価証券の取得による支出
 - 有価証券の売却・償還による収入
 - 固定資産の取得による支出
 - 固定資産の売却による収入
 - 長期保有有価証券の取得による支出
 - 長期保有有価証券の売却による収入
 - 利息及び配当金の受取額
 - その他
 - 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - III 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - 短期借入金の増減額
 - 長期借入金の借入れによる収入
 - 長期借入金の返済による支出
 - 放送債券の発行による収入
 - 放送債券の償還による支出
 - 利息の支払額
 - その他
 - 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - IV 現金及び現金同等物に係る換算差額
 - V 現金及び現金同等物の増減額
 - VI 現金及び現金同等物の期首残高
 - VII 現金及び現金同等物の期末残高
- 注 キャッシュ・フロー計算書に記載すべき注記は、キャッシュ・フロー計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

別表第三号の二（第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係）

別表第三号の二（第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係）

受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から

年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目		二号業務				三号業務	合 計
		国内インターネット活用業務	国際インターネット活用業務				
			常時同時配信等業務	左記以外の業務			
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費						
	コンテンツ制作設備費						
	配信業務費						
	配信設備費						
	認証業務費						
	認証設備費						
	視聴者対応費						
	企画費						
	開発費						
小 計							
国際放送番組等配信費	業務関連費						
	設備関連費						
	小 計						
広 報 費							
給 与							
退職手当・厚生費							
共通管理費							
減価償却費							
合 計							
費用の上限							

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第10項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ソ関係）

別表第三号の三(第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ソ関係)

有料インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から

年 月 日まで

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位：千円)

科	目	金 額
放送番組 等有料配 信費	コンテンツ制作業務費	
	コンテンツ制作設備費	
	配 信 業 務 費	
	配 信 設 備 費	
	認 証 決 済 業 務 費	
	認 証 決 済 設 備 費	
	利 用 者 対 応 費	
	企 画 費	
	開 発 費	
	小 計	
	広 報 費	
	給 与	
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	
	共 通 管 理 費	
	減 価 償 却 費	
	合 計	

注 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

別表第四号(第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
		当初額 (1)	予算総則 に基づく 増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)		
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円
	受 信 料 交 付 金 収 入 副 次 収 入 財 務 収 入 雑 収 入 特 別 収 入					
事業支出						
	国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信 費 国際放送番組等配信 費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出費 予備費					
事業収支差金						

(資本収支)

款	項	予算額			決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)-(4)-(5)
		当初額 (1)	予算総則 に基づく増 減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)			
資本収入		千円	千円	千円	千円	千円	
	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ						

資本支出	減価償却資金受入れ					
	資産受入れ					
	放送債券償還積立資産戻入れ					
	建設積立資産戻入れ					
	放送債権					
	有料インターネット					
	活用業務勘定長期貸付金返還金					
	長期借入金					
	建設費					
	出資					
放送債券償還積立資産繰入れ						
建設積立資産繰入れ						
放送債券償還金						
有料インターネット						
活用業務勘定長期貸付金						
長期借入金返還金						
資本収支差金						

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1) + (2) (3)	(4)	(3) - (4)
事業収入	放送番組等有料配信収入	千円	千円	千円	千円	千円
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出	放送番組等有料配信費					
	広報費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
事業収支差金						

(資本収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1) + (2) (3)	(4)	(3) - (4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 一般勘定長期借入金					
資本支出	長期借入金 建設費 一般勘定長期借入金 返還金 長期借入金返還金					
資本収支差金						

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1) + (2) (3)	(4)	(3) - (4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入	受託業務等収入 財務収入					
事業支出	受託業務等費 財務費					
事業収支差金						

- 注1 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。
- 注2 事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。
- 注3 事業収支差金及び資本収支差金の不足があるときは、その補填の方法(法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨)を欄外に記載すること。
- 注4 前期繰越金及び後期繰越金の額を欄外に記載すること。
- 注5 法第70条第1項の規定により収支予算が変更された場合は、変更後の額を当初額の欄に記載すること。
- 注6 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨を欄外に記載すること。
- 注7 予算総則に基づく増減額の欄は、予算総則のうち適用する規定ごとの増減額及びその計を科目別に区分して記載すること。

別表第五号（第六十条関係）

別表第五号(第六十条関係)

- 一 国内放送等の基幹放送の区分
 - (1) 国内放送
 - (2) 国際放送
 - (3) 中継国際放送
 - (4) 協会国際衛星放送
 - (5) 内外放送
- 二 地上基幹放送等の基幹放送の区分
 - (1) 地上基幹放送
 - (2) 衛星基幹放送
 - (3) 移動受信用地上基幹放送
- 三 送信の方式による基幹放送の区分
 - (1) デジタル放送
 - (2) デジタル放送以外の放送
- 四 料金による基幹放送の区分
 - (1) 有料放送
 - (2) 有料放送以外の放送
- 五 放送の種類による基幹放送の区分
 - (1) 中波放送
 - (2) 短波放送
 - (3) 超短波放送
 - (4) テレビジョン放送
 - ア 超高精細度テレビジョン放送
 - イ 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送
 - (イ) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
 - (イ) 標準テレビジョン放送
 - (5) マルチメディア放送
 - (6) 多重放送
 - ア 超短波音多重放送
 - イ 超短波文字多重放送
 - (7) データ放送
- 六 放送事業者による基幹放送の区分
 - (1) 協会の放送
 - (2) 学園の放送
 - (3) (1)及び(2)以外の放送
- 七 放送番組による基幹放送の区分
 - (1) 総合放送
 - (2) 教育放送
 - (3) 大学教育放送
 - (4) 外国語放送

- (5) 難視聴解消を目的とする放送
 - (6) その他の放送
- 八 放送対象地域による基幹放送の区分
- (1) 全国放送
 - (2) 広域放送
 - (3) 県域放送
 - (4) コミュニティ放送
 - (5) その他の放送
- 九 その他の基幹放送の区分
- (1) 受信障害対策中継放送
 - (2) 臨時目的放送
 - (3) 試験放送(放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。)

(注)

- 一 この表において、「標準テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の二に規定する標準テレビジョン放送をいう。
- 二 この表において、「高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三に規定する高精細度テレビジョン放送をいう。
- 三 この表において、「超高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。
- 四 この表において、「超短波音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の五に規定する超短波音声多重放送をいう。
- 五 この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の調和がとれた放送番組の編集による放送をいう。
- 六 この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をいう。
- 七 この表において、「大学教育放送」とは、その放送の全てが学園が設置する大学以下「放送大学」という。()の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学に関する告知放送によつて占められている放送をいう。
- 八 この表において、「広域放送」とは、三以上の都府県の各区域を併せた区域における需要に応えるための放送をいう。
- 九 この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域又は二の県の各区域を併せた区域における需要に応えるための放送をいう。
- 十 この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送を通じて国際交流に資する放送をいう。
- 十一 この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のための放送を含む放送をいう。
- 十二 この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア放送をいう。

別表第六の一号(第64条関係)

地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 住所
 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
 代表者の氏名)
 電話番号
 法人番号
 (注 1)

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数		
業務開始の予定期日		
放送事項(注4)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注5)		
特定役員の氏名又は名称(注6)		
外国人等直接保有議決権割合(注7)		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注7)		%
欠格事由の有無(注8)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員(同号ニ)(注9)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号ニ及びホ)(注10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対

象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「地上基幹放送—テレビジョン放送—民間基幹放送事業者の放送—総合放送—広域放送」

注3 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注4

(1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送の業務の場合((2)及び(3)の場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送の業務以外の基幹放送の業務の場合

(記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

イ コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合

(記載例) 生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)

(2) 超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立つ場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
 - ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
 - イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるように電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注6 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	□有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事

項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除

- (ア) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)
- (注11) 備考の欄は、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。
- (注12) (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。
- (注13) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (イ) コミュニティ放送に係る申請の場合

区 分		氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (株) (C)	議決権の数 (個) (D)	(D)／議決権の総数 (%) (E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計								

(注1) (A)から(D)までの欄は、(ア)の(注3)から(注6)までに準じて記載すること。

(注2) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

(注3) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注4) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注8 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注9 注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。この場合において、コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は、法第93条第1項第7号ニに係る欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)		
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注4)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数(注5)		
業務開始の予定期日		
放送事項(注6)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注7)		
特定役員の氏名又は名称(注8)		
外国人等直接保有議決権割合(注9)		%
欠格事由の有無(注10)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員(同号ニ)(注11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号ニ)(注12)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、

同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「衛星基幹放送—テレビジョン放送」

注3 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注4 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°
経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

注5

(1) 広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz
伝送方式 広帯域伝送方式
シンボル数(合計) 20.0025Mbaud

超短波放送

第1番組

シンボル数 0.16125Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあっては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

- (2) 狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。
(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492bps

第1番組 6,570,246bps(補完放送(音声)を含む。※)

第2番組 6,570,246bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあっては、補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量)を明記すること。

- (3) 高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数 11.2520Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 40スロット

変調方式 16APSK

誤り訂正率 7/9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次/2160本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

- (4) (3)の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときは、次のように記載すること。

(記載例) 放送時間帯として希望する時間帯

(月) 10時～22時

(火) 10時～22時

(水) 10時～22時

(木) 10時～22時

(金) 10時～22時

(土) 10時～22時

(日) 10時～22時

ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

注6

- (1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

成人向け番組の有無 有 無

- (2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

- (3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合
- (1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。
- ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合
- イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合
- ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合
- エ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合
- オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合
- カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合
- (5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
- 放送事項を次のように記載すること。
- ア 博覧会等の用に供する場合
- (記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項
- イ 災害発生時に役立つ場合
- (記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項
- (6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合
- (1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載する

とともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注7 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

- (4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注8 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有 □無	□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 (ア) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
 (イ) 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注9 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
		単元未満株式(H)		
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、

外国 法人 等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計者) (F)							
合計								

(注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について小数点以下の位を合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注10 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、

該当する事項にレ印を付けること。

注11 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注12 注9の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の三号（第64条関係）

別表第六の三号(第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数(注4)		
業務開始の予定期日		
放送事項(注5)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注6)		
特定役員の氏名又は名称(注7)		
外国人等直接保有議決権割合(注8)		%
欠格事由の有無(注9)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員(同号ニ)(注10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号ニ)(注11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送)―マルチメディア放送」

注3 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注4

(1) デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 101.285714MHz
 使用するOFDMフレーム 3セグメント形式のOFDMフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準1セグメント
 搬送波の変調の方式 16QAM
 誤り訂正率 1/2

(2) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
 使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準1セグメント(補完放送(音声)を含む。※)
 搬送波の変調の方式 16QAM
 誤り訂正率 1/2
 符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本
 符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素
 符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz
 符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数(当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数)を明記すること。

(3) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
 使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準10セグメント
 搬送波の変調の方式 16QAM
 誤り訂正率 1/2

注5

(1) テレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)

により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

(2) テレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

(3) マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

イ 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載

すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。(ウについては、デジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送の業務の場合を除く。)

ア 有料放送の有無

(記載例) 有料放送の有無：無

イ 放送事項における成人向け番組(性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。)の有無

(記載例) 成人向け番組の有無：無

ウ 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(記載例) 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明記して付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有 □無	□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注8 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無			□有 □無
	特定外国株式(F)			
その他(G)				

	単元未満株式(H)		
総数(I)			
備考	1単元の株式数		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。))。

イ 議決権割合に関する事項

区 分		氏名 又は 名称	住所 (A)	法人 番号 (B)	株式 数 (株) (C)	議決 権の 数 (個) (D)	(D) ／ 議決 権の 総数 (%) (E)	備 考
外国 法人 等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計								

(注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハマまでに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注9 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注11 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第七の一号（第65条第1項関係）

別表第七の一号(第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
長 辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
	<input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定
<input type="checkbox"/> (17) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	

短 辺（日本産業規格A列4番によること。）

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合
	(2) (注2)(注3)	は、経営形態については記載を要しない。
	(3) (注2)(注3)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合、提出を
	(4) (注2)(注3)(注4)	要しない。
	(5) (注2)(注3)(注4)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合、提出を
	(6) (注2)	要しない。
	(7) (注3)(注4)(注5)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務
	(8) (注4)(注5)	の場合は、提出を要しない。
	(9)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及
	(10) (注3)(注4)(注5)	びスポーツに関する時事に関する事項その
	(11) (注4)(注6)	他総務省令で定める事項のみを放送事項と
	(12) (注3)	する放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
	(13) (注7)	は、提出を要しない。
	(14) (注8)	(注6) 学園の基幹放送の業務の場合、考査に
	(15) (注2)(注3)(注4)	関する事項については記載を要しない。
	(16) (注2)(注3)(注4)	(注7) 地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1)(注9)	送の業務に限る。
	(2) (注2)(注3)(注9)	(注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行
	(3) (注2)(注3)(注9)	う基幹放送の業務に限る。

	(4) (注2)(注3)(注9) (5) (注2)(注3)(注9) (6) (注2)(注9) (7) (注3)(注4)(注5) (注9) (8) (注4)(注5)(注9) (9) (注9) (10) (注3)(注4)(注5) (注9) (11) (注4)(注6) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2)(注3)(注4) (注9) (16) (注2)(注3)(注4) (注9)	(注9) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
3 認定の更新の申請の場合	(1) (注1) (3) (注2)(注3) (4) (注2)(注3) (5) (注2)(注3) (6) (注2) (7) (注3)(注4)(注5) (8) (注4)(注5) (9) (10) (注3)(注4)(注5) (11) (注4)(注6) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2)(注3)(注4) (16) (注2)(注3)(注4) (17)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の口には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
資本又は出資の額			

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	資金調達の方法
千円	
工事費 創業費 その他 合計	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。
- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (ウ) 出資の予定のものについてはその旨
- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数 に対する議決 権の比率	(A)が地上基幹放送事業者 の10分の1を超える議決権 又は衛星基幹放送事業者 若しくは移動受信地上 基幹放送事業者の3分の1 を超える議決権を有する 場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議 決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有す る議決権と計算 される議決権を 有する者 (B)		%		

- (注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。
- (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有

する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

- (イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。
- (エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考

自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) (ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の一号の注3(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計 時間 分(分) ※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間 分(分) ※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間 時間 分(分)	備考 字 時間 分 (分) % 解 時間 分 (分) %							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕

放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類全てについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分						
合計	時間 分				備考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

- (注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。
- (注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完：)で再掲すること。
- (注3) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料：)で再掲すること。
- (注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(エ) 総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間 分(%)
----------------	----------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものを含む。)について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ 他から供給を受ける放送番組の時間等

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース)放送事業者	時間(分) %	

小計			
その他の者 小計		時間(分)	%
計(①)		時間(分)	%
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計		時間(分)	%
その他の者 小計		時間(分)	%
計(②)		時間(分)	%
合計(①+②=③)	他社の放送番組	時間(分)	%
備考	自社の放送番組	時間(分)	%

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数	
	計	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	計	
合計	番組数(%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のBの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそ

れぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(イ) 超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数	
	計	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	計	
合 計		番組数(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分	
	計	
(ニュース以外の番組)	時間 分	
	計	
合 計		時間 分(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名					
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A) 百万円	事業の概要	出資の額(B) 千円	出資の比率 (B)/(A)×100 %	備考

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄付金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。

と。)

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、基幹放送を行う実用化試験局の基幹放送の業務の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

別表第七の二号（第65条第1項関係）

別表第七の二号(第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
長 辺	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要 <input type="checkbox"/> (17) 周波数の使用に関する計画

短 辺 （日本産業規格A列4番によること。）

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2)(注3)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(3) (注2)(注3)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(4) (注2)(注3)(注4)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2)(注3)(注4)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項
	(6) (注2)	その他総務省令で定める事項のみを放送
	(7) (注3)(注4)(注5)	事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(8) (注4)(注5)	(注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(9)	
	(10) (注3)(注4)(注5)	
	(11) (注4)(注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2)(注3)(注4)	
	(16) (注2)(注3)(注4)	
	(17)	

2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1)(注9)	(注7) 衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注9) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
	(2) (注2)(注3)(注9)	
	(3) (注2)(注3)(注9)	
	(4) (注2)(注3)(注4)(注9)	
	(5) (注2)(注3)(注4)(注9)	
	(6) (注2)(注9)	
	(7) (注3)(注4)(注5)(注9)	
	(8) (注4)(注5)(注9)	
	(9) (注9)	
	(10) (注3)(注4)(注5)(注9)	
	(11) (注4)(注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2)(注3)(注4)(注9)	
	(16) (注2)(注3)(注4)(注9)	
	(17) (注9)	
3 認定の更新の申請の場合	(1) (注1)	
	(3) (注2)(注3)	
	(4) (注2)(注3)	
	(5) (注2)(注3)	
	(6) (注2)	
	(17)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
	資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
	資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し
- (注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。
- (ア) 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為
- (イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)
- (ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書
- (注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

- (注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である(例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。)
- (注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。
- (注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備 考

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあっては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。
- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率

が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数 に対する議決 権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、

基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

- (ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。
- (エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) (ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送

事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (イ) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
- (ウ) 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。
- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴

の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB—限定受信方式」である。

- (9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分						
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6) 超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組が分かる記号等を記載すること。

(注7) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注8) 超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高

精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

(注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間(分) %	
その他の者 小計	時間(分) %	
計(①)	時間(分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間(分) %	
その他の者 小計	時間(分) %	
計(②)	時間(分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間(分) %	
備考	自社の放送番組 時間(分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給

を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計(①+②=③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、次の様式により記載すること。

ア 伝送の方式等

伝送方式	
変調方式	

イ スロットの用途等

用途	備考
<input type="checkbox"/> 標準テレビジョン放送 (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 高精細度テレビジョン放送(HD) (マルチ編成 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 高精細度テレビジョン放送(フルHD) (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 超高精細度テレビジョン放送(4K)	
<input type="checkbox"/> 超高精細度テレビジョン放送(8K)	
<input type="checkbox"/> データ放送	
上記に用いるスロットの数	

(注1) 用途の欄は、申請に係る放送の内容に応じ、にレ印を付けること。

(注2) この様式において、「高精細度テレビジョン放送(HD)」とは、高精細度テ

レビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千四百四十のものをいう。

(注3) この様式において、「マルチ編成」とは、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うものをいう。

(注4) この様式において、「高精細度テレビジョン放送(フルHD)」とは、高精細度テレビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千九百二十のものをいう。

(注5) この様式において、「超高精細度テレビジョン放送(4K)」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が二千六百十本以上四千三百二十本未満のものをいう。

(注6) この様式において、「超高精細度テレビジョン放送(8K)」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が四千三百二十本以上のものをいう。

(注7) この様式において、「降雨減衰対策」とは、降雨等による電波の減衰に対処するため、階層変調を行うものをいう。

(注8) 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載するとともに、参考となる資料を添付すること。

	(3) (注3)	
	(4) (注1)(注3)	
	(5) (注1)(注3)	
	(6) (注3)	
	(7) (注1)(注2) (注3)	
	(8) (注1)(注2) (注3)	
	(9) (注3)	
	(10) (注1)(注2) (注3)	
	(11) (注1)	
	(12)	
	(13) (注1)(注3)	
	(14) (注1)(注3)	
3 認定の更新の申請の場合	(1)	
	(3)	
	(4)	
	(5)	
	(6)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行うことについての定めがない

い場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務に係る「放送の開始」である。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又

は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	議決権の総数 に対する議決 権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10 分の1を超える議決権又は衛星 基幹放送事業者若しくは移動 受信用地上基幹放送事業者の 3分の1を超える議決権を有す る場合、当該事業者の名称	備 考
3分の1を超える議 決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有す る議決権と計算 される議決権を 有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関

係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府市区町村を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 (ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 (イ) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
 (ウ) 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の三号注4(2)及び(3)の場合を除く。)及び、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。
- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による移動受信用地上基幹放送の業務については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、移動受信用地上基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報)を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものである。

(9) 別紙(9)は、次の様式により記載すること。

ア テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次の(ア)から(ウ)までの様式により記載すること。

(ア) 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分						
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(別表第六の三号注4(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 養 楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、(ア)の放送番組表に基づいて集計したものを

記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとして細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 分(%)	
その他の者 小計	時間 分(%)	
計(①)	時間 分(%)	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 分(%)	
その他の者 小計	時間 分(%)	
計(②)	時間 分(%)	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間 分(%)	
備考	自社の放送番組 時間 分(%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、(ア)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間の比率を100%として「合計(①+②=③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ マルチメディア放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次の(ア)から(エ)までの様式により記載すること。

(ア) リアルタイム型放送番組表(注1)(注2)(注3)(注4)(注6)

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間分(伝送容量)						備考		
有料放送(%)								

(イ) 蓄積型放送番組表(注1)(注2)(注4)(注6)

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量 有料放送(%)			備考

(ウ) 全体の放送番組表(注5)(注6)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合(%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合(%)	合計(%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	DからFまで及びJからLまでの和
	音響	E	K	E及びKの和	
	信号	F	L	F及びLの和	
合計(%)	AからFまでの和	GからLまでの和		100	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、(ア)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、(イ)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(A) 放送番組の形態の別

(B) 無料放送又は有料放送の別

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	%(%)	
合計	%(%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関

の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼 営 す る 事 業 の 名 称	事 業 の 概 要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備 考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第八号（第65条第1項関係）

別表第八号(第65条第1項関係)

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送の業 務を行 う事業 の収 支								
1 売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作 料 放送番組売上 料 その他	千円	千円								
2 売上原価 放送費 放送委託費 技術費 人件費 減価償却費 その他										
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管 理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益(5+(6- 7))										
備 考										

注1 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。)

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合し

たものを記載すること。

注3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注4 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。

（ア） 放送料金表

（イ） 有料放送料金表

（ウ） 最近の決算期における計算書類（施行規則第86条第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

（エ） その他参考となる書類

注6 協会の場合は、適宜の様式により記載すること。

注7 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料金表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積りの根拠

ア 収益

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
	回	千円	千円	千円
(記載例) 放送料				
Aタイム	30分			
	15分			
Bタイム	30分			
	15分			
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 協会の場合は、記載を要しない。

注4 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、適宜の様式により記載する

こと。

注5 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

注 アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利用 見込金額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

注5 協会の場合は、記載を要しない。

別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
 - 2 業務を確実に実施するために整備している規程
 - 3 業務に従事する者の実務経験等
 - 4 委託業務の確実な実施を確保するための措置
- 注1 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
- 注2 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- 注3 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。
設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
- 注4 設備等維持業務を他人に委託する場合には、第123条の7各号に規定する措置の内容を記載すること。
- 注5 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- 注6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用

区 分		金 額	備 考
演奏所の機械設備	(記載例) 演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計	千円	
土地	演奏所 事務所等 計		
建物	演奏所 事務所等 計		
その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 STリンク 工事雑費等 計		
合計			

注1 備考の欄の記載は、次によること。

ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

イ 土地又は建物の規模等を「畑土地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

注2 演奏所、土地若しくは建物の購入又は借用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書等その確実性を証明する書類を添付すること。

別表第十一号(第71条第1項関係)

基幹放送の業務認定証	
認 定 の 年 月 日	
認 定 の 番 号	
業務を行う者の氏名又は名称	
基 幹 放 送 の 種 類	
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称	
放 送 対 象 地 域	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	
基 幹 放 送 に 係 る 周 波 数	
放 送 事 項	
備 考	
年 月 日	総 務 大 臣 印

短 辺 （日本産業規格A列4番によること。）

別表第十二号(第73条第1項関係)

基幹放送の業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

基幹放送の業務の開始について、放送法第95条第1項の規定により届け出ます。

認定の番号	
認定の年月日	
業務開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十三号(第73条第2項関係)

基幹放送の業務休止(業務休止期間の変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

基幹放送の業務の休止について、放送法第95条第2項の規定により届け出ます。

認定番号	
認定年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由(注1)	

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十四号(第73条第3項関係)

基幹放送の廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

基幹放送の業務を次のとおり廃止するので、放送法第100条の規定により届け出ます。

理 由	
基幹放送の業務を廃止する法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日	
放 送 対 象 地 域	
廃 止 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十五号(第74条第1項関係)

第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

別表第十六号（第74条第1項関係）

別表第十六号(第74条第1項関係)

第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号(協会にあつては、同号イからハマでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

別表第六の二号及び別表第七の二号の様式のとおりとする。

別表第十六号の二(第74条第1項関係)

第1 申請書

移動受信信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

移動受信信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無 (注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

別表第六の三号及び別表第七の三号の様式のとおりとする。

別表第十七号(第76条第1項関係)

第1 申請書

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送事項等(注2)の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項の規定により申請します。

変更事項(注2)	
変更前	変更後

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」又は「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」のよう記載すること。

注3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

第2 添付書類

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

別表第十八号(第76条第3項第2号、第81条の4第2項第1号関係)

許可及び確認を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可及び確認を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 1 基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 2 予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が第4章第5節第1款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかな変更であること。
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備	次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。 1 設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自らが行う場合の変更であること。 2 設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。 3 予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。 4 委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。

別表第十九号(第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2)			
変更前	(注3)(注4)(注5)	変更後	(注3)(注4)(注5)

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付し、法人にあつては登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別

表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。
このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注
において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付
すること。法人(様式の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、
登記事項証明書を添付すること。

注6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注7 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載
し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十号(第78条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名(注2)

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は地上基幹放送の業務を承継する理由)

6 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	設備等維持業務の委託先の氏名又は名称	認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

7 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあっては、同号ホを除く。)

欠格事由の有無	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員(同号ニ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号ニ及びホ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

第2 添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約の写しを含む。)
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

別表第二十一号(第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注2)	住所(注3)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲渡し又は譲受けの理由

4 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は認可を必要とする理由)

5 承継(又は認可)に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	設備等維持業務の委託先の氏名又は名称	認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

6 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

7 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送又

はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

欠格事由 の有無	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員(同号ニ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号ニ及びホ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注3 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- 2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(譲受人が法人であるときは、これらに準ずるもの。)

別表第二十一号の二（第81条の3第1項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合確認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第2項の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

確認に係る地上基幹放送の種類 (注2)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称(注3)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備の提供を受けて地上基幹放送の業務を開始する年月日(注4)	
確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注5)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制(注6)	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基

幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「地上基幹放送—テレビジョン放送—民間基幹放送事業者の放送—総合放送—広域放送」

注3 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者が複数該当する場合は、全ての者の氏名又は名称を記載すること。

注4 基幹放送局提供事業者ごと又は基幹放送局設備ごとに地上基幹放送の業務を開始する年月日が異なる場合は、その別を明確にして全て記載すること。

注5 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

- (1) 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
 - ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
 - イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該基幹放送設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) (1)の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の当該基幹放送局設備との間の分界点を明示すること。
- (6) (1)の概要図には、二以上の基幹放送局提供事業者がある場合には、各基幹放送局提供事業者の間の分界点を明示すること。
- (7) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (8) 記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第4条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

注6 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

- (1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
- (2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- (3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
- (4) 基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、第123条の7に規定する措置の内容を記載すること。
- (5) 記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第4条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

別表第二十一号の三（第81条の4第1項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第4項の規定により電気通信設備等の変更を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

変更事項			
変更前		変更後	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の四（第81条の4第3項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第4項に掲げる事項に軽微な変更があつたので、同条第5項の規定により届け出ます。

変更事項			
変更前		変更後	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の五（第91条の2関係）

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第116条の2の規定により、年 月 日から 年 月 日までの外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかつた外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更(注2)	変更年月日	変更前	変更後
		%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更(注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況(注4)			

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小

数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。また、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

- 注3 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- 注4 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者に限る。
- 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十一号の六(第91条の5第1項関係)

特定放送番組同一化実施方針の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者
 郵 便 番 号
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
 代表者の氏名)
 電 話 番 号
 法 人 番 号
 (注 1)

特定放送番組同一化実施方針の認定を受けたいので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

1. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分
2. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域及びその数
3. 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容
4. 法第116条の4第1項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
5. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合
6. 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注5 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合及び当該1週間の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送

時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合については、広告放送以外の放送番組を全て同一にし、かつ、同時に放送することを示せば足りる。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注6 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。

別表第二十一号の七(第91条の11関係)

特定放送番組同一化実施方針認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	
総務大臣 印	

短 辺(日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の八(第91条の13第1項関係)

特定放送番組同一化実施方針の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電 話 番 号

法 人 番 号

(注 1)

年 月 日付けで認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更の認定を受けたいので、放送法第116条の5第1項の規定により申請します。

変更事項			
変更前		変更後	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の九(第91条の14関係)

特定放送番組同一化実施方針変更認定証	
長	変更の認定の年月日
	認定の番号
辺	変更の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称
	備考
	年 月 日 総務大臣 印
	短 辺(日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の十(第91条の15第2項関係)

特定放送番組同一化実施方針の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

年 月 日付で認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更をしたので、放送法第116条の5第2項の規定により届け出ます。

変更事項			
変更前		変更後	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十二号(第92条第2項関係)

放送局設備供給役務提供条件(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

放送法第118条第1項の規定により、放送局設備供給役務の提供条件(の変更)を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十三号(第97条第1項関係)

損 益 計 算 書

会計単位名 放送局設備等供給業務管理部門

(単位 円)

科目	金額
1 売上高	
受取放送局設備供給役務利用料 (何)料	
振替放送局設備供給役務利用料 (何)料	
2 売上原価	
放送費	
技術費	
人件費	
減価償却費	
その他	
3 売上総利益(1-2)	
4 販売費及び一般管理費	
販売費	
一般管理費	
人件費	
減価償却費	
その他	
5 営業利益(3-4)	

会計単位名 放送局設備等供給業務利用部門

(単位 円)

科目	金額
1 売上高	
放送料	
有料放送料	
放送番組制作料	
放送番組売上料	
その他	
2 売上原価	

振替放送局設備等供給役務利用料 (何)料	
放送費	
技術費	
人件費	
減価償却費	
その他	
3 売上総利益(1—2)	
4 販売費及び一般管理費	
販売費	
一般管理費	
人件費	
減価償却費	
その他	
5 営業利益(3—4)	

注1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。

注2 「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、基幹放送事業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

注3 「振替放送局設備供給役務利用料」の欄は、受取放送局設備供給役務利用料の欄の科目に準じた科目を設け、記載すること。

注4 「有料放送料」の欄は、有料放送を行う兼業事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

別表第二十四号(第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定番号

放送法第113条第1項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた基幹放送設備等の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた基幹放送設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。

注2 「事故の原因となつた基幹放送設備等の概要」の欄は、基幹放送設備の名称等を記載し、当該基幹放送設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた基幹放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に依つた措置模様を、日時とともに記載すること。

注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた基幹放送設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十五号(第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

免許番号

放送法第113条第2項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。

注2 「事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備等の概要」の欄は、特定地上基幹放送局等設備の名称等を記載し、当該特定地上基幹放送局等設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該特定地上基幹放送局等設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた地上基幹放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に依じた措置模様を、日時とともに記載すること。

注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた特定地上基幹放送局等設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十六号(第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

免許番号

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた基幹放送局設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。
- 注2 「事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要」の欄は、基幹放送局設備の名称等を記載し、当該基幹放送局設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送局設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。
- 注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた放送局設備供給役務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
- 注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。
- 注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた基幹放送局設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。
- 注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十七号(第126条関係)

1 放送法第115条第1項に基づく立入検査

(表)

				第 号
基幹放送設備検査職員の証				
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第1項の規定による基幹放送設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。				
所 属				
氏 名				
発 行	年	月	日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 省 総 総務省 印 務 </div>
有効期限	年	月	日	

(裏)

放送法抜粋	
<p>第115条 総務大臣は、第111条第1項、第113条第1項及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。</p>	
2 (略)	
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
<p>第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

2 放送法第115条第2項に基づく立入検査

(表)

				第 号
特定地上基幹放送局等設備検査職員の証				
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第2項の規定による特定地上基幹放送局等設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。				
所 属				
氏 名				
発 行	年	月	日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 省 総 総務省 印 務 </div>
有効期限	年	月	日	

(裏)

放送法抜粋

第115条 (略)

- 2 総務大臣は、第112条、第113条第2項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

- 3 放送法第124条第1項に基づく立入検査

(表)

第 号

基幹放送局設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第124条第1項の規定による基幹放送局設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所 属
氏 名

発 行 年 月 日

有効期限 年 月 日

省 総
総務省
印 務

(裏)

放送法抜粋

第124条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第二十八号(第127条関係)

基幹放送設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
認定番号

放送法施行規則第127条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの基幹放送設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他				

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
- 注2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
- 注3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。
- 注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 注5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 注6 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。
- 注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十九号(第127条関係)

特定地上基幹放送局等設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

免許番号(親局の免許番号を記載すること。)

放送法施行規則第127条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの特定地上基幹放送局等設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた 下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					

注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。

注2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

注3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免許番号及び設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は放送局の送出設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号を全て記載すること。

注6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注7 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十号(第127条関係)

基幹放送局設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

免許番号（親局の免許番号を記載すること。）

放送法施行規則第127条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの基幹放送局設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた 下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 人為要因 <input type="checkbox"/> その他					

注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。

注2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

注3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免許番号及び設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送出設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号を全て記載すること。

注6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注7 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十一号(第134条関係)

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

放送法第126条第1項の規定により総務大臣の登録を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

一般放送の種類	
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
業務区域	
放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 一般放送の種類欄には、第135条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	有線一般放送(テレビジョン放送)
---------	------------------

注2 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙1を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙2を添付すること。ただし、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成二十三年総務省令第九十五号)第二条第十四号に規定するIP放送方式により有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙2の2を添付すること。

- (1) 一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から一般放送の業務に用いられる放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる電気通信設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の法第136条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第136条第2項第1号に規定する一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第136条第2項第2号に規定する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が

準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注3 業務区域の欄は、「日本全国」又は「別図に記載のとおり」と記載し、「別図に記載のとおり」とした場合は、加入申込みがあつたときに一般放送の役務を遅滞なく提供できる区域が明らかになるように(業務区域を区分して一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置する場合には、それぞれの区分ごとの業務区域が明らかになるように)、業務区域を記載した図を添付すること。

注4 放送法第128条第1項第1号から第5号までの該当の有無の欄は、法第128条第1項第1号から第5号までの規定への該当の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注6 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙1(別表第三十一号関係)

(1) 利用する放送方式	
(2) 使用する周波数	
(3) 使用する通信速度又は伝送速度	
(4) 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の技術基準の適合	<input type="checkbox"/> 適合している
(5) 添付書類	<input type="checkbox"/> 設備概要図
(6) 電気通信役務の提供者	
(7) 使用する人工衛星局の免許の番号	
(8) 使用する人工衛星局の保有者又は運用者	
(9) 使用する人工衛星局の運用を認めた国等	
(10) 使用する人工衛星局の運用が認められている期間	
(11) 使用する人工衛星局の軌道又は位置	
(12) 使用する地球局の免許の番号	
(13) 使用する地球局の保有者又は運用者	
(14) 使用する地球局の運用を認めた国等	
(15) 使用する地球局の運用が認められている期間	
(16) 使用する地球局の位置	
(17) 備考	

注1 (1)の欄は、使用するトランスポンダごとに「衛星一般放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第94号)第3条第1号に規定するもの」のように記載すること。

注2 (2)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載する。また、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転するものであつて、その公称されている経

度が東経109度から東経111度の範囲のものである場合においては、送信する電波の偏波を記載すること。

注3 (3)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載すること。

注4 (4)の欄は、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備が衛星一般放送に関する送信の標準方式に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。

注5 外国の地球局(電波法施行規則第4条の地球局に該当する無線局をいう。以下同じ。)を用いる場合及び電波法の規定により免許された地球局であつて、地球局の工事設計書の添付書類として相当するものが添付されていなかったものを用いる場合に限り、添付図面として、映像入力信号、音声入力信号、データ入力信号の各号発生装置から、人工衛星局(電波法施行規則第4条の人工衛星局に該当する無線局をいう。以下同じ。)の送信空中線までの設備概要図を添付するものとし、(5)の欄の□にレ印を付けること。

注6 (7)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。

注7 (8)から(11)までの欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、外国の人工衛星局である場合に限り、記載すること。

注8 (12)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。

注9 (13)から(16)までの欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、外国の地球局である場合に限り、記載すること。

注10 (17)の欄には、電気通信設備の名称その他の参考となる事項を記載すること。

注11 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、適宜の用紙に別途記載すること。

別紙2(別表第三十一号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1) 主たる設備の設置場所				
区別	設置場所			
受信空中線系				
ヘッドエンド				
主たる演奏所				
幹線				
(2) 設備の規模	業務区域		引込端子の数	業務開始(予定)期日
	全域			
	分	第 期		
		第 期		

	第 期					
	第 期					
	第 期					
(3) 使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考	再放送の同意	同意を得た放送事業者
(4) 系統図	ヘッドエンド					
	設備					
	レベル					
(5) 受信空中線系	区分	型式及び構成	周波数又は周波数範囲	相対利得	海拔高	地上高
	受信空中線系			最高 dB(MHz) 最低 dB(MHz)	m	m
	給電線	線種	こう長	損失	備考	
			m	最高 dB/km(MHz) 最低 dB/km(MHz)		
(6) ヘッドエンド	區別	増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲	
	前置増幅器	MHzから MHzまで		dB	dB	
	受信増幅器	増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲	
		MHzから MHzまで		dB	dB	
	周波数変	入力周波数	出力周波数	利得	雑音指数	

	換器		MHz	MHz	dB	dB	
	変調器	入力信号の種類	変調方式		出力周波数	出力の信号対雑音比	
					MHz	dB	
	光送信機	種類	波長		変調方式	出力	台数
				nm		dBm	
	光増幅器	種類	出力			台数	
					dBm		
	光分岐器	種類	分岐数	損失		台数	
					dB		
光波長多重合波器	種類	損失		台数			
				dB			
連絡線	連絡区間	架空及び地下の別	線種	こう長	損失		
				m	dB/km		
その他の機器	種類						
(7) 自主放送装置	種類	台数			備考		
(8) 中継増幅器	区別	種類	定格光入力レベル	定格光出力レベル	台数		
	光増幅器		dBm	dBm			

	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル		定格出力レベル		台数	
			dBm		dB μ			
	その他の増幅器	種類	増幅することができる周波数の範囲	定格入力レベル	定格出力レベル	雑音指数	同時に増幅することができる周波数の数	台数
		MHzからMHzまで	dB μ	dB μ	dB			
(9) 分岐器、分配器及びタップオフ	種類	分岐結合損失又は分配損失		挿入損失		端子間結合損失		台数
		最大 dB		最大 dB		最小 dB		
(10) 分波器	種類	分波した周波数		分波損失		端子間結合損失		台数
		MHz		dB		最小 dB		
		MHz		dB				
(11) 電源供給器	交流及び直流の別	容量		出力電圧		台数		備考
		VA		V				

(12) 保安装置	種類			備考		
(13) 受信用光伝送装置	種類			光入力		
				dBm		
	光波長多重合波器の種類			損失		
				dB		
(14) その他の装置	種類			備考		
(15) 線路	区分	架空及び地下の別	線種	こう長	損失	
	幹線			m		
	分配線			m		
	引込線					
	電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長		<input type="checkbox"/> 5kmを超える			
(16) 電柱	種類	自家柱	共架柱			備考
			電気通信事業者	電気事業者	その他	
	木柱	本	本	本	本	
	コンクリート柱					
	鉄柱					
	その他					
計						

(17) 線路等の電圧及び通信回線の電力	電圧	
	電力	dBm
	備考	
(18) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の第5章第2節第1款第2目に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している	
(19) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第95号)に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している	
(20) 電気通信役務の提供者及びその利用の形態の概要(自己の電気通信設備を用いる場合はその旨及びその利用形態の概要)		
(21) 備考		

注1 (1)のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置場所を記載すること。

注2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村の区域を明示したものとす。)にその設置場所を記載すること。

注3 (8)から(14)まで、(15)の幹線、分配線、引込線、(16)及び(17)の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注4 (2)の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数(加入申込みに応じて順次分配線から受信者端子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子の数)を記載すること。

注5 (2)の業務区域の欄は、加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

(記載例)

(2) 設備の規模	業務区域		引込端子の数	業務開始(予定)期日	
	全域	(何)市(何)町、(何)町、(何)町(何)丁目から(何)丁目まで			5000
区分別	第一期	(何)市(何)町		3000	年 月 日
	第二期	(何)町(何)丁目から(何)丁目まで		2000	年 月 日

注6 (2)の引込端子の数は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注7 (3)の周波数、周波数帯幅及び変調型式、用途の欄は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2章に規定される方式については、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数について記載することとし、周波数帯幅及び変調型式の欄の変調型式については、電波法施行規則第4条の2第1項に規定する記号により記載すること

とし、用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。その他については、各項目に準ずる内容を記載すること。

(記載例)

(3) 使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考
	中心周波数 473.00MHz	5.7MHz X7W	テレビジョン放送	標準デジタルテレビジョン放送方式
	中心周波数 303.00MHz	6MHz D7W	テレビジョン放送	デジタル有線テレビジョン放送方式
	中心周波数 327.00MHz	6MHz D7W	インターネット(下り)	

注8 区間によつて使用する周波数が異なるときは、区間ごとの使用する周波数が明らかになる方法により記載すること。

注9 (3)の備考の欄は、送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2条第10号から第13号までのいずれかに該当する場合は、その送信の方式を記載すること。

注10 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注11 (4)のヘッドエンドの欄は、「別図(ヘッドエンド系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、(5)、(6)及び(7)の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、(5)の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。

注12 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((9)タップオフ、(11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を除く。)を記載すること。

(2) (1)以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を除く。)並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。

(3) (1)及び(2)のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。

(4) 系統の記載に当たっては、線路の全てについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路の全てについて電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。

注13 (4)のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質

に関する技術基準を定める省令第2条第10号から第13号までのいずれかに該当する場合に、「別図(レベルダイアグラム)に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイアグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器及び(12)保安装置を除く。)における光レベルのダイアグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

(2) (1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイアグラムを次により記載すること。

ア デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送の搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高のもとの最低のもののみとし、その中心周波数を付記すること。

イ 機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。

(3) レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第2項又は第15条第2項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注14 (5)の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入されるときは、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。

注15 (6)のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビジョン放送の入力レベル70dB μ \pm 10dBに対して、出力レベル変動 \pm 0.5dB以内」のように記載すること。

注16 (6)の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変換器のみについて記載すること。

注17 (6)の入力信号の種類欄には、「映像信号」、「文字信号」、「音声信号」のように記載すること。

注18 (6)の変調器の変調方式の欄には、標準デジタルテレビジョン放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の方式による場合はその概要を具体的に記載すること。

注19 (6)の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

注20 (6)の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載すること。

注21 (6)の連絡線及び(15)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

注22 (6)の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器—ヘッドエンド」、「主たる演奏所—ヘッドエンド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。

- 注23 (6)の線種の欄には、例えば、「5C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 注24 (6)のその他の機器の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。
- 注25 (7)の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」、「文字画面制作装置」、「図形画面制作装置」のように記載すること。
- 注26 (7)の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。
- 注27 (8)の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 注28 (8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「デジタル有線テレビジョン放送方式に準拠する方式による搬送波(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。
- 注29 (9)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であつて、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であつて、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」、「分岐器(3分岐)・タップオフ(1分岐)」、「分配器(2分配)・タップオフ(2分配)」、「16分岐器」、「32分岐器」、「タップオフ(クロージャ)」のように記載すること。
- 注30 (10)の種類欄には、例えば、「分波器(2分波)」のように記載すること。
- 注31 (11)の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。
- 注32 (11)の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制御電圧範囲を記載すること。
- 注33 (15)の線種の欄は、例えば「7C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 注34 (15)の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB/km(1,550nm)」、「最高35dB/km(450MHz)、最低5dB/km(70MHz)」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。
- 注35 (15)の電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が5kmを超える場合に限り、□にレ印を付けること。
- 注36 (16)の備考の欄は、自家柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであつて元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。
- 注37 (17)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 注38 (17)の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記

載すること。

注39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条、第114条及び第115条の2の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア ヘッドエンド設備、伝送路設備等の設備構成図並びにこれらの接続構成図

イ 第151条に規定する予備機器の設置等に関する説明書

ウ 第154条において準用する第105条に規定する故障検出に関する説明書

エ 第154条において準用する第106条に規定する配備している試験機器及び応急復旧機材の一覧並びに説明書

オ 第154条において準用する第107条に規定する耐震対策に関する説明書

カ 第154条において準用する第109条に規定する停電対策に関する説明書

キ 第152条に規定する強電流電線に起因する誘導対策に関する説明書

ク 第154条において準用する第111条に規定する防火対策に関する説明書

ケ 第154条において準用する第112条に規定する屋外設備に関する説明書

コ 第153条に規定するヘッドエンドを収容する建築物に関する説明書

サ 第154条において準用する第114条に規定する耐雷対策に関する説明書

シ 第154条において準用する第115条の2に規定するサイバーセキュリティの確保に関する説明書

注40 (19)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2章に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。なお、電気通信事業を営む者が提供する電気通信設備について、一般放送事業者と電気通信事業者との間で、電気的性能及び光学的性能について確認した書面を添付すること。

注41 (21)の欄は、その他参考となる事項を記載すること。

2 施設に接続する有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

接続する有線 電気通信設備	設置者の氏名又は名称	設備の識別	引込端子の数
接続する受信 設備群	設置場所	受信設備の数	

注1 接続する有線電気通信設備の欄には、設備の引込端子に接続する他の有線電気通信設備について記載すること。

注2 設備の識別の欄には、有線一般放送事業者の登録年月日及び登録番号又は有線電気通信設備の設置の届出の年月日等を記載すること。

注3 引込端子の数の欄及び受信設備の数の欄には、第133条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注4 設置場所の欄は、第133条第2項の表の2の項の規定により、一の引込端子を2以上のものと数える場合において、当該一の引込端子に接続する受信設備の設置場所を、例えば「(何)ビル内」、「(何)アパート内」のように記載すること。

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電線等との 離隔距離	設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考	
	付近の工作物			m	m				
	電線			m	m				
	強電流電線	低圧	() m	()	()	m	m		
		高圧	()	()	()				
特別高圧		()	()	()					
建造物									
(2) 道路等との 関係	設備		架空電線				備考		
	付近の道路及び工作物		道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の 高さ						
	道路		m						
	鉄道又は軌道								
	横断歩道橋								
その他									
(3) 道路の占有 の有等	道路の種類		許可の有無		(4) 電柱等への 共架	所有者等		承諾の有無	
	国	指定区間内							
		指定区間外							
	都道府県道								
	市町村道								
	その他								
	種類		許可等の有無						
その他									

注1 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注2 (1)の強電流電線の備考の欄は、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載

すること。

注3 電車線に接近又は交差する場合は、(1)の強電流電線の欄の括弧内に記載すること。

また、備考の欄は、注2の要領で記載すること。

注4 (2)の備考の欄は、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

注5 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

注6 道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注7 (3)のその他の種類欄には、設備の設置に関し必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注8 電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注9 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(以下「地方公共団体等」という。)が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業(事業完了したものを除く。)若しくは防災建築街区造成事業(事業完了したものを除く。)の施行地区内に施設を設置しようとする場合に於ては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整ったことを証する書面の写しを添付すること。

4 受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデータ

別紙2の2

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1) 主たる設備の設置場所	
区別	設置場所
受信空中線系	
ヘッドエンド	
主たる演奏所	
幹線	

(2) 設備の規模	業務区域		引込端子の数		業務開始(予定)期日	
	全域					
	区分別	第 期				
		第 期				
		第 期				
		第 期				
(3) 使用するIPアドレス	IPアドレス	伝送容量	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者	
(4) 系統図	ヘッドエンド					
	設備					
	レベル					
(5) 受信空中線系	区分	型式及び構成	周波数又は周波数範囲	相対利得	海拔高	地上高
	受信空中線系			最高 dB(MHz) 最低 dB(MHz)	m	m
	給電線	線種	こう長	損失	備考	
			m	最高 dB/km (MHz) 最低 dB/km (MHz)		
(6) ヘッドエンド	増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲		
	前置増幅器	MHzから MHzまで	dB	dB		

受信増幅器	増幅する周波数の範囲	利得	雑音指数	レベルの調整範囲	
	MHzから MHzまで	dB	dB		
周波数変換器	入力周波数	出力周波数	利得	雑音指数	
	MHz	MHz	dB	dB	
変調器	入力信号の種類	変調方式	出力周波数	出力の信号対雑音比	
			MHz	dB	
光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数
		nm		dBm	
光増幅器	種類	出力	台数		
		dBm			
光分岐器	種類	分岐数	損失	台数	
			dB		
光波長多重合波器	種類	損失	台数		
		dB			
連絡線	連絡区間	架空及び地下の別	線種	こう長	損失
				m	dB/km
その他	種類				

	の機器								
(7) 自主放送装置	種類	台数			備考				
(8) 中継増幅器	区別	種類	定格光入力レベル		定格光出力レベル		台数		
	光増幅器		dBm		dBm				
	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル		定格出力レベル		台数		
			dBm		dB μ				
	その他の増幅器	種類	増幅することができる周波数の範囲	定格入力レベル	定格出力レベル	雑音指数	同時に増幅することができる周波数の数	台数	
			MHzからMHzまで	dB μ	dB μ	dB			
(9) 分岐器、分配器及びタップオフ	種類	分岐結合損失又は分配損失	挿入損失		端子間結合損失		台数		
		最大 dB	最大 dB	最小 dB					

(10) 分波器	種類	分波した周波数	分波損失	端子間結合損失	台数
		MHz	dB	最小 dB	
		MHz	dB		
(11) 電源供給器	交流及び直流の別	容量	出力電圧	台数	備考
		VA	V		
(12) 保安装置	種類				備考
(13) 受信用光伝送装置	種類				光入力
					dBm
		光波長多重合波器の種類	損失		
					dB
(14) その他の装置	種類				備考
(15) 線路	区分	架空及び地下の別	線種	こう長	損失
	幹線			m	

	分配線				m	
	引込線					
	電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長		<input type="checkbox"/> 5kmを超える			
(16) 電柱	種類	自家柱	共架柱			備考
			電気通信事業者	電気事業者	その他	
	木柱	本	本	本	本	
	コンクリート柱					
	鉄柱					
	その他					
	計					
(17) 線路等の電圧及び通信回線の電力	電圧					
	電力		dBm			
	備考					
(18) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の第5章第2節第1款第2目に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している					
(19) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第95号)に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している					
(20) 電気通信役務の提供者及びその利用の形態の概要(自己の電気通信設備を用いる場合はその旨及びその利用形態の概要)						
(21) 備考						

注1 (1)のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置場所を記載すること。

注2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村の区域を明示したものである。)にその設置場所を記載すること。

注3 (8)から(14)まで、(15)の幹線、分配線、引込線、(16)及び(17)の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注4 (2)の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数(加入申込みに応じて順次分配線から受信者端子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子の数)を記載すること。

注5 (2)の業務区域の欄は、加入申込みがあった場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

(記載例)

(2) 設備の規模	業務区域		引込端子の数	業務開始(予定)期日	
	全域		(何)市(何)町、(何)町、(何)町(何)丁目から(何)丁目まで	5000	年 月 日
	区分別	第一期	(何)市(何)町	3000	年 月 日
		第二期	(何)町(何)丁目から(何)丁目まで	2000	年 月 日

注6 (2)の引込端子の数は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注7 (3)のIPアドレス、伝送容量及び用途の欄は、ヘッドエンドからIP放送方式で伝送するために使用するIPマルチキャストアドレス及びその伝送に必要となる伝送容量について記載することとし、用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

(記載例)

(3) 使用するIPアドレス	IPアドレス	伝送容量	用途
	(239.0.0.1)	10Mbps	テレビジョン放送
	(239.0.0.2)	15Mbps	テレビジョン放送

注8 区間によって使用するIPアドレスが異なるときは、区間ごとの使用するIPアドレスが明らかになる方法により記載すること。

注9 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注10 (4)のヘッドエンドの欄は、「別図(ヘッドエンド系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、(5)、(6)及び(7)の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、(5)の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。

注11 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((9)タップオフ、(11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信

用光伝送装置を除く。)を記載すること。

(2) (1)以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を除く。)並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。

(3) (1)及び(2)のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。

(4) 系統の記載に当たっては、線路の全てについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路の全てについて電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。

注12 (4)のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2条第10号から第14号までのいずれかに該当する場合には、「別図(レベルダイヤグラム)に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイヤグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器及び(12)保安装置を除く。)における光レベルのダイヤグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

(2) (1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイヤグラムを次により記載すること。

ア デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送の搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高のもの最低のもののみとし、その中心周波数を付記すること。

イ 機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。

(3) レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第2項又は第15条第2項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注13 (5)の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入される場合は、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。

注14 (6)のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビジョン放送の入力レベル70dB μ \pm 10dBに対して、出力レベル変動 \pm 0.5dB以内」のように記載すること。

注15 (6)の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変換器のみについて記載すること。

- 注16 (6)の入力信号の種類欄には、「映像信号」、「文字信号」、「音声信号」のように記載すること。
- 注17 (6)の変調器の変調方式欄には、標準デジタルテレビジョン放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の方式による場合はその概要を具体的に記載すること。
- 注18 (6)の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 注19 (6)の光送信機の変調方式欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載すること。
- 注20 (6)の連絡線及び(15)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。
- 注21 (6)の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器—ヘッドエンド」、「主たる演奏所—ヘッドエンド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。
- 注22 (6)の線種の欄には、例えば、「5C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 注23 (6)のその他の機器の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。
- 注24 (7)の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」、「文字画面制作装置」、「図形画面制作装置」のように記載すること。
- 注25 (7)の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。
- 注26 (8)の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 注27 (8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「デジタル有線テレビジョン放送方式に準拠する方式による搬送波(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。
- 注28 (9)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」、「分岐器(3分岐)・タップオフ(1分岐)」、「分配器(2分配)・タップオフ(2分配)」、「16分岐器」、「32分岐器」、「タップオフ(クロージャ)」のように記載すること。
- 注29 (10)の種類欄には、例えば、「分波器(2分波)」のように記載すること。
- 注30 (11)の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。
- 注31 (11)の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制御電圧範囲を記載す

ること。

注32 (15)の線種の欄は、例えば「7C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

注33 (15)の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB/km(1,550nm)」、「最高35dB/km(450MHz)、最低5dB/km(70MHz)」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。

注34 (15)の電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が5kmを超える場合に限り、□にレ印を付けること。

注35 (16)の備考の欄は、自家柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。

注36 (17)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

注37 (17)の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。

注38 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条、第114条及び第115条の2の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア ヘッドエンド設備、伝送路設備等の設備構成図並びにこれらの接続構成図

イ 第151条に規定する予備機器の設置等に関する説明書

ウ 第154条において準用する第105条に規定する故障検出に関する説明書

エ 第154条において準用する第106条に規定する配備している試験機器及び応急復旧機材の一覧並びに説明書

オ 第154条において準用する第107条に規定する耐震対策に関する説明書

カ 第154条において準用する第109条に規定する停電対策に関する説明書

キ 第152条に規定する強電流電線に起因する誘導対策に関する説明書

ク 第154条において準用する第111条に規定する防火対策に関する説明書

ケ 第154条において準用する第112条に規定する屋外設備に関する説明書

コ 第153条に規定するヘッドエンドを収容する建築物に関する説明書

サ 第154条において準用する第114条に規定する耐雷対策に関する説明書

シ 第154条において準用する第115条の2に規定するサイバーセキュリティの確保に関する説明書

注39 (19)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第2章に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第23条から第25条までの各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。なお、電気通信事業を営む者が提供する電気通信設備について、一般放送事業者と電気通信事業者との間で、電氣的性能及び光学的性能について確

認した書面を添付すること。

ア 第23条に規定するIP放送ネットワークにおけるパケット損失率に関する説明書

イ 第24条に規定するIPパケット伝送の平均遅延時間の値及びIPパケット伝送の平均遅延時間の揺らぎの値に関する説明書

ウ 第25条第1項に規定するIP放送ネットワークに講じられている措置に関する説明書

エ 第25条第2項に規定するIP放送ネットワークの通信容量に関する説明書

注40 (21)の欄は、その他参考となる事項を記載すること。

2 施設に接続する有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

接続する有線電気通信設備	設置者の氏名又は名称	設備の識別	引込端子の数
接続する受信設備群	設置場所		受信設備の数

注1 接続する有線電気通信設備の欄には、設備の引込端子に接続する他の有線電気通信設備について記載すること。

注2 設備の識別の欄には、有線一般放送事業者の登録年月日及び登録番号又は有線電気通信設備の設置の届出の年月日等を記載すること。

注3 引込端子の数の欄及び受信設備の数の欄には、第133条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

注4 設置場所の欄は、第133条第2項の表の2の項の規定により、一の引込端子を2以上のものと数える場合において、当該一の引込端子に接続する受信設備の設置場所を、例えば「(何)ビル内」、「(何)アパート内」のように記載すること。

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1)	設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
電線等との 離隔距離	電線			m	m			
	強電流 電線	低圧	m	()	()	m	m	
		高圧	()	()	()			
		特別高圧	()	()	()			

	建造物						
(2) 道路等との関係	設備 関係	架空電線	備考				
		付近の道路及び工作物	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ				
	道路	m					
	鉄道又は軌道						
	横断歩道橋						
	その他						
(3) 道路の占有等	道路の占有	道路の種類	許可の有無	(4) 電柱等への共架	所有者等	承諾の有無	
		国道	指定区間内				
			指定区間外				
		都道府県道					
		市町村道					
		その他					
	その他	種類	許可等の有無				

注1 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注2 (1)の強電流電線の備考の欄は、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

注3 電車線に接近又は交差する場合は、(1)の強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考の欄は、注2の要領で記載すること。

注4 (2)の備考の欄は、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

注5 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

注6 道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注7 (3)のその他の種類欄には、設備の設置に関し必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注8 電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注9 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(以下「地方公共団体等」という。)が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業(事業完了したものを除く。)若しくは防災建築街区造成事業(事業完了したものを除く。)の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあっては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整ったことを証する書面の写しを添付すること。

4 受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデータ

別表第三十二号（第136条第1項関係）

別表第三十二号（第136条第1項関係）

誓 約 書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録申請者が放送法第128条第1号から第5号までに該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十三号(第136条第2項第1号関係)

長 辺	事業計画書
	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 役員等に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (3) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (4) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 一般放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺（日本産業規格A列4番によること。）

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

提出する書類	備 考
(1)	(注) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う一般放送の業務の場合は、提出を要しない。
(2) (注)	
(3) (注)	
(4)	
(5) (注)	
(6)	
(7)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。(申請者が団体であるときはこれに準ずること。)

ふりがな	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	備 考
氏名					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 イ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(2) 別紙(2)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(3) 別紙(3)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案をテ

レビジョン放送、ラジオ放送及びその他のものに区分して記載すること。

(注1) 同時再放送に係るものについては、記載を要しない。

(注2) 有料の一般放送を行う場合は、その旨を記載すること。

(注3) 対象とする受信者層を限定するための具体的措置を講じる場合は、その措置について記載すること。

- (4) 別紙(4)は、放送番組表(同時再放送に係るものである場合を除く。)、他から供給を受ける放送番組の時間等及び同時再放送を行う放送番組について、次のア、イ及びウの様式によりそれぞれ記載すること。

ア 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合 計	時間 分(%)					備考	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注3) 有料の一般放送を行う事業者の場合は、合計欄内にその放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
	時間 分	
	計	
合 計	時間 分(%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者等の種別に応じて記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を掲載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料の一般放送の場合は、その放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

ウ 同時再放送を行う放送番組

放送番組	備 考

--	--

(注1) 放送番組の欄は、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」のように記載すること。

(注2) 備考の欄は、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数を記載すること。

(注3) 再放送に係る同意を得ている場合はその同意書の写しを、同意を得ていない場合は当該同意を得る見込みがあること等を記載した書面をそれぞれ添付すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の一般放送事業者に係る審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

イ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(6) 別紙(6)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(7) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
	百万円		千円	%	

- (注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。
- (注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率
 - イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (8) 別紙に使用する様式の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
-

別表第三十四号(第136条第2項第2号関係)

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、法第136条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十五号(第138条第1項関係)

登録一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録一般放送の業務の開始について、放送法第129条第1項の規定により届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
業務開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十六号(第138条第2項関係)

登録一般放送業務休止(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第2項の規定により届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由	

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注2 休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十七号(第139条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更		
別表第31号別紙2及び別紙2の2 における記載事項		変更事項
1(2)設備の規模		引込端子の数
1 (4) 系 統 図	ヘッドエンド	1(6)の変更事項に係る部分
	設備	1(8)から1(10)まで、1(14)及び1(15)の変更事項に係る部分
1 (5) 受 信 空 中 線 系	受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海拔高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
1 (6) ヘ ッ ド エ ン ド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
1(7)自主放送装置		種類又は台数
1(8)中継増幅器		増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅することができる周波数の数
「1(9)分岐器、分配器及びタップオフ」に記載された事項		
1(10)分波器		種類、分波損失、端子間結合損失又は台数
「1(11)電源供給器」に記載された事項		
「1(12)保安装置」に記載された事項		
「1(14)その他の装置」に記載された事項		
1 (15) 線 路	幹線	架空及び地下の別又は線種
	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失
	引込線	線種又は損失
「1(16)電柱」に記載された事項		
「1(17)線路等の電圧及び通信回線の電力」に記載された事項		
「3(1)電線等の離隔距離」に記載された事項		
「3(2)道路等との関係」に記載された事項		
備考として記載された事項		

別表第三十八号(第140条第1項関係)

変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録年月日及び登録番号

放送法第130条第1項の規定により総務大臣の変更登録を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
予定期日		
変更の理由		

注1 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要について変更登録を受ける場合は、一般放送の業務の登録申請書に準じて変更箇所が分かるよう記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三十九号(第140条第3項関係)

変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録年月日及び登録番号

登録に係る氏名等に変更があつたので、放送法第130条第4項の規定により届け出ます。

変更事項		
変更前		変更後
変更年月日		

注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十の一号（第141条関係）

別表第四十の一号(第141条関係)

有線一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

有線一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。以下同じ。)の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名			
一般放送の種類				
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別			
	設備の規模			
	ヘッドエンドの設置場所			
	主たる演奏所の設置場所			
	受信空中線の設置場所			
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置			
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
業務区域				
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間		
		1日当たり 時間		
		主たる放送事項		
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	()	
有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含む <input type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類欄には、放送法第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送—告知放送業務

注3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。

注4 ヘッドエンドの設置場所の欄、主たる演奏所の設置場所の欄及び受信空中線の設置場所の欄には、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。

注5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。

注6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

注7 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

注8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の加入申込があった場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11 業務開始時の受信契約者の見込数の欄の()内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。

注12 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

注13 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十の二号(第141条関係)

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名			
一般放送の種類				
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別			
	設備の規模			
	ヘッドエンドの設置場所			
	受信空中線の設置場所			
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置			
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
業務区域				
放送番組に関する事項	放送時間			
	1日当たり	時間		
	主たる放送事項			
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数		
有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類欄には、放送法第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送—共同聴取業務

注3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。

注4 ヘッドエンドの設置場所の欄には、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。

注5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。

注6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

注7 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」のように記載すること。

注8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、小規模施設特定有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10 放送番組に関する事項の欄には、ラジオ放送を行う場合に限り記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含まないものであることについて、□にレ印を付けること。

注12 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注13 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十の三号(第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名		
一般放送の種類			
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
使用する周波数			
業務区域			
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準		放送時間
			1日当たり 時間
			主たる放送事項
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	

注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	エリア放送—テレビジョン放送
---------	----------------

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、

放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一の一号(第144条関係)

有線地上一般放送(有線地上一般放送にあつては、小規模施設特定有線地上一般放送を除く。)業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けの有線地上一般放送(有線地上一般放送にあつては、小規模施設特定有線地上一般放送を除く。)業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

注2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

また、有線地上一般放送にあつては、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注3 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一の二号(第144条関係)

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けの小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注1 小規模施設特定有線一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。

注2 同時再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十二の一号(第145条関係)

一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無(登録一般放送事業者に限る。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

注1 放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無の欄は、法第128条第1号から第5号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注3 登録一般放送事業者の地位を承継した場合においては、別表第33号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注4 届出一般放送事業者の地位を承継した場合において、承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を、承継者が一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注5 承継に伴い、再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

注6 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は当該承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十二の二号(第145条関係)

小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出年月日	
備考	

注1 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注2 承継者が小規模施設特定有線一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の名を記載した書面を、小規模施設特定有線一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の名を記載した書面を添付すること。

注3 承継に伴い、同時再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

注4 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十三の一号(第146条第1項関係)

一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)の業務の廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理由	
一般放送の業務を廃止した法人が行つていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
業務区域	
廃止年月日	

注1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十三の二号（第146条第1項関係）

別表第四十三の二号(第146条第1項関係)

小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理由	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出年月日	
業務区域	
廃止年月日	

注1 業務区域の欄には、小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十四の一号（第146条第2項関係）

別表第四十四の一号(第146条第2項関係)

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)たる法人の解散届出書
 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)たる法人が解散したので、放送法第135条第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
解散年月日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十四の二号（第146条第2項関係）

別表第四十四の二号（第146条第2項関係）

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第135条第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出年月日	
解散年月日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十五号(第156条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

放送法第137条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。

注2 「事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に依つた措置模様を、日時とともに記載すること。

注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十六号(第156条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

放送法第137条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。

注2 「事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた有線一般放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に依つた措置模様を、日時とともに記載すること。

注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十七号(第158条関係)

(表)

第 号
<p>登録に係る電気通信設備検査職員の証</p> <p>この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第139条第1項の規定による登録に係る電気通信設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。</p> <p>所 属</p> <p>氏 名</p> <p>発 行 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 省 総 総務省 印 務 </div>

(裏)

<p>放送法抜粋</p> <p>第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>
--

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第四十八号(第159条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

放送法施行規則第159条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				

注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。

注2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。

注3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注6 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第四十九号(第159条関係)

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

放送法施行規則第159条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

(1) 設備の概況	引込端子の数										
	受信契約者数										
	主な業務区域										
(2) 設備の保守状況											
(3) 事故発生状況	発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	影響地域	影響利用者数	主な発生原因	故障設備	措置模様	備考	影響を受けた有線一般放送の業務		

- 注1 「設備の概況」の欄は、3月31日現在で記載すること。
- 注2 「引込端子の数」の欄は、第133条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。
- 注3 「設備の保守状況」の欄は、設備の保守の体制及び方法について、例えば、「自主保守要員2名、毎月1回定期点検」、「機器については、〇〇株式会社に保守委託」又は「役務を提供している電気通信事業者により実施」のように記載すること。
- 注4 「事故発生状況」の欄は、次の事故が発生した場合に、必ず記載すること。
有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 当該放送の停止を受けた利用者の数が五百以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
ロ 当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 注5 「影響地域」の欄は、「全国(一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む。)」、「一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域」、「一の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村(特別区を含む。)及びそれに隣接する市町村(特別区を含む。)の区域を超えない地域」、「一の市町村(特別区を含む。)の区域を超えない地域」又

は「その他」から選択し、記載すること。

- 注6 「影響利用者数」の欄は、「10万以上」、「5万以上」、「3万以上」、「1万以上」、「5,000以上」、「3,000以上」、「1,000以上」、「500以上」、「500未満」又は「不明」から選択し、記載すること。
- 注7 「主な発生原因」の欄は、「自然災害」、「火災」、「停電(通常受けている電力の供給の停止)」、「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」、「サイバー事案」又は「不明」その他の発生原因を記載すること。
- 注8 「故障設備」の欄は、「ヘッドエンド設備」、「ヘッドエンド設備間伝送路」、「伝送路(幹線、分配線、引込線、その他)」、「伝送路設備(光ノード、中継増幅器、分岐器、ルータ、その他)」、「電源設備(ヘッドエンド、伝送路、その他)」又は「不明」その他の故障設備を記載すること。
- 注9 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正(設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復・張替」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」又は「自然復旧」その他の措置模様を記載すること。
- 注10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 注11 「影響を受けた有線一般放送の業務」の欄は、地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、自主放送等の区分ごとに、チャンネル数を記載すること。
- 注12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十号(第164条関係)

再放送の役務の提供条件に関する契約約款(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

放送法第140条第2項の規定により、再放送の役務の提供条件に関する契約約款(の変更)を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十一号(第166条関係)

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

再放送同意について協議が^{注1}不調のため、放送法第144条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 申請に係る再放送の概要
 - (1) 再放送しようとするテレビジョン放送
 - (2) 再放送を行おうとする区域
 - (3) 再放送の実施の方法
 - (4) 申請者が希望する再放送の開始期日
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

注1 不要の文字は、抹消すること。

注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。

注3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注5 該当箇所を全部に記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五十二の一号(第171条関係)

(表)

第 号
<p>有線電気通信設備の使用検査職員の証</p> <p>この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第145条第4項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。</p> <p>所 属</p> <p>氏 名</p> <p>発 行 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 省 総 総務省 印 務 </div>

(裏)

放送法抜粋

第145条（略）
 2・3（略）

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第五十二の二号(第171条関係)

(表)

第 号									
有線電気通信設備の使用検査職員の証									
この証明書を携帯する職員は、放送法第145条第4項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。									
所 属	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">県</td> <td style="padding: 2px;">都</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">都</td> <td style="padding: 2px;">道</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">府</td> <td style="padding: 2px;">道</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印</td> <td style="padding: 2px;">府</td> </tr> </table>	県	都	都	道	府	道	印	府
県	都								
都	道								
府	道								
印	府								
氏 名									
発 行 年 月 日									
有効期限 年 月 日									

(裏)

放送法抜粋
<p>第145条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第4項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可其他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。</p> <p>2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第1項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第4項、第174条並びに第175条において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。</p> <p>3 総務大臣は、第1項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。</p> <p>4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三・四 (略)</p>

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第五十二号の二（第七十一条関係）

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
都道府県知事(市町村長・区長) <input type="checkbox"/>	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(備考)1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

別表第五十三号（第172条第1項関係）

有料基幹放送契約約款（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

放送法第147条第1項の規定により、有料基幹放送契約約款（の変更）を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十四号（第177条第1項関係）

有料放送管理業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

有料放送管理業務を行うので、放送法第152条第1項の規定により届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十五号（第177条第2項及び第179条第2項関係）

別表第五十五号(第177条第2項及び第179条第2項関係)

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			
業務の概要	契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務の概要(注1)	媒介	<input type="checkbox"/>
		取次ぎ	<input type="checkbox"/>
		代理	<input type="checkbox"/>
	契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務の概要(注2)	限定受信の方式	
有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項	有料放送管理業務に係る衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者の数		
	有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数		
	有料放送管理業務に係る地上一般放送を行う有料放送事業者の数		

注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合は、その指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 限定受信方式の名称：ARIB—限定受信方式

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十六号(第179条第1項関係)

有料放送管理業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項について変更があつたので、放送法第152条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十七号（第180条関係）

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

有料放送管理事業者の地位を承継したので、放送法第153条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した有料放送管理事業者の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十八号（第181条第1項関係）

有料放送管理業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第154条第1項の規定により届け出ます。

理由	
廃止年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十九号（第181条第2項関係）

別表第五十九号（第181条第2項関係）

有料放送管理事業者たる法人の解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、放送法第154条第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十号(第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

1 申請対象会社に関する事項

名称		
住所		
事務上の 連絡先	担当部署	
	住所	
	担当者	
	電話番号	
特定役員の氏名(注2)		
外国人等直接保有議決権割合(注3)		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注3)		%
欠格事由 の有無 (注4)	特定役員(法第159条第2項第5号イ)(注5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号イ及びロ)(注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ハからヌまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

注2 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

注3 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

注4 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

注5 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

注6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

(注3) 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行 済 株 式	無議決権株式(A)			
	議決権制限株式(B)			
	完全 議 決 権 株 式	自己保有株式(C)		
		相互保有株式(D)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象 議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		特定外国株式等(E)		
		その他(F)		
		単元未満株式(G)		
総数(H)				
備考	1単元の株式数			

注1 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

注2 (A)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

注3 (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

注4 (C)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

注5 (D)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配

権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

注7 (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

注8 (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

注9 備考の欄は、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

注10 (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

注11 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注4) 欠格事由の有無は、法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

(注5) (注2)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注6) (注3)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注7) 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
			千円	千円	%	

(注1) 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者又はその他の別の別を記載すること。

(注2) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率(B)/(A)×100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円
割合 (a)/(b)×100	%

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

5 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度				
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。

(注2) 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積書を作成すること。

(注3) 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。

(注4) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。

(注5) 直近3箇年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

6 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株 主に関する事項	備 考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等(株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

(注1) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注3)に準じて記載すること。

(注5) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注6) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考
合 計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考

合 計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額(A)	千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額(B)	千円
流動資産の合計額(C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C)×(B)÷(A)	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額(千円)	備考
合 計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額(千円)	備考
合 計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額(千円)	備考
合 計				

(注) 記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度				
--	-------	-------	-------	-------	-------

	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十一号(第189条第1項関係)

長 辺	事業計画書
	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 資本又は出資に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達方法 <input type="checkbox"/> (3) 関係会社以外の会社に対する出資の状況

短 辺（日本産業規格A列4番によること。）

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

注1 申請対象会社が、現に一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとしている会社である場合であつて、定款に基幹放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

注2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 申請対象会社又はその関係会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し

(イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面

(ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面

(エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面

(オ) 吸収合併を行う場合にあつては、吸収合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

注 申請対象会社が一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	資金調達の方法
創業費 関係会社株式の取得経費 その他	千円

合 計		
-----	--	--

注1 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金等の別及び金額を記載すること。

注2 最終の貸借対照表(その設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、設立時の貸借対照表)、損益計算書、株式引受承諾書の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

関係会社以外の会社に対する出資の状況

会社の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
	千円		千円	%	

注1 出資の額が500万円以上又は申請対象会社の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

注2 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第六十二号（第192条関係）

認定放送持株会社認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定放送持株会社の名称	
備考	
年 月 日	総 務 大 臣 印

長 辺

短 辺 （日本産業規格A列4番によること。）

別表第六十三号(第197条関係)

認定放送持株会社子会社等保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することになったので、放送法第160条第1号の規定により届け出ます。

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することとなった年月日	
--	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十四号(第198条関係)

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第160条第2号の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

注1 別表第六十号を用いて、変更事項について変更後の現状及び変更箇所が分かるよう記載したものを添付すること。

注2 変更が行われたことを証する書類を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十四号の二（第203条の2関係）

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第161条の2の規定により、年 月 日から 年 月 日までの外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかつた外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更 (注2)	変更年月日	変更前	変更後
		%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更 (注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況 (注4)			

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 記載の事業年度に係る法第160条第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること。

と（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。また、変更内容を証するものとして、別表第六十号の1の（注3）に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

- (注3) 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第166条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
-

別表第六十五号(第208条第1項関係)

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は会社分割当事者

(ふりがな) 名称	住所(本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等(注2)

2 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社

住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は会社分割の理由

5 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号(注3)	認定放送持株会社の名称

7 事業計画書及び事業収支見積り

8 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。)

欠格事由の有無	特定役員(法第159条第2項第5号イ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号イ及びロ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ハからヌまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

注2 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注3 第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
 - 2 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
 - 3 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又は定款案
-

別表第六十六号(第209条第1項関係)

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡会社

(ふりがな) 名称	住所(本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等(注2)

2 譲受会社が認定放送持株会社の事業の全部を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号(注3)	認定放送持株会社の名称

6 事業計画書及び事業収支見積り

7 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。)

欠格事由の有無	特定役員(法第159条第2項第5号イ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合(同号イ及びロ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等(同号ハからヌまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

注2 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注3 第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 譲受会社の定款及び登記事項証明書

別表第六十七号(第210条関係)

認定放送持株会社認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第166条第1項の規定により申請します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。